

令和4年 第1回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 4年 3月 8日 開会

令和 4年 3月 18日 閉会

大 樹 町 議 会

令和4年第1回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和4年3月8日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 議案第 3号 大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 7 議案第 4号 大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 議案第 5号 大樹町の休日に関する条例等の一部改正について
- 第 9 議案第 6号 大樹町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第10 議案第 7号 大樹町公衆浴場設置条例の一部改正について
- 第11 議案第 8号 大樹町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正について
- 第12 議案第 9号 大樹町営牧場条例の一部改正について
- 第13 議案第 10号 大樹町晩成温泉条例の一部改正について
- 第14 議案第 11号 令和3年度大樹町一般会計補正予算（第10号）について
- 第15 議案第 12号 令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について
- 第16 議案第 13号 令和3年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第 14号 令和3年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第 15号 令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第19 議案第 16号 令和3年度大樹町水道事業会計補正予算（第5号）について
- 第20 議案第 17号 令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）について
- 第21 議案第 18号 令和3年度大樹町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第22 令和4年度町政執行方針及び教育行政執行方針
- 第23 議案第 19号 令和4年度大樹町一般会計予算について
- 第24 議案第 20号 令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算

について

- 第25 議案第 21号 令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
第26 議案第 22号 令和4年度大樹町介護保険特別会計予算について
第27 議案第 23号 令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
第28 議案第 24号 令和4年度大樹町水道事業会計予算について
第29 議案第 25号 令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について
第30 議案第 26号 令和4年度大樹町下水道事業会計予算について
第31 予算審査特別委員会設置・付託

○出席議員（12名）

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 寺嶋誠一 | 2番 辻本正雄 | 3番 吉岡信弘 |
| 4番 西山弘志 | 5番 村瀬博志 | 6番 船戸健二 |
| 7番 松本敏光 | 8番 西田輝樹 | 9番 菅敏範 |
| 10番 志民和義 | 11番 齊藤徹 | 12番 安田清之 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|----------------------------|-------|
| 町長 | 酒森正人 |
| 副町長 | 黒川豊 |
| 総務課長 | 鈴木敏明 |
| 総務課参事 | 杉山佳行 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊勢巖則 |
| 企画商工課参事 | 大塚幹浩 |
| 住民課長 | 佐藤弘康 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 | |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 井上博樹 |
| 保健福祉課参事 | 瀬尾さとみ |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 松木義行 |
| 町営牧場参事 | 梅津雄二 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 水津孝一 |
| 会計管理者兼出納課長 | 瀬尾裕信 |
| 町立病院事務長 | 下山路博 |
| 特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 | 明日見由香 |

<教育委員会>

教 育 長
学校教育課長兼社会教育課長兼図書館長
学校給食センター所長

板 谷 裕 康
清 原 勝 利
楠 本 正 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長

穀 内 和 夫
吉 田 隆 広

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
主 事

小 森 力
八 重 柏 慧 峻

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、令和4年第1回大樹町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、
2番 辻 本 正 雄 君
3番 吉 岡 信 弘 君
4番 西 山 弘 志 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。
さきの本会議において、議会運営委員会に付託した本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員会委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

去る2月28日、午前9時から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告します。

本定例会への提出案件は、委員の選任が2件、条例の一部改正が6件、補正予算が8件、令和4年度当初予算が8件、一般質問は8議員9項目であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期については、本日3月8日から3月18日までの11日間とし、日程はお手元に配付のとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます、委員会報告を終わります。

○議長

委員長の報告が終わりました。
なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月8日から3月18日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日3月8日から3月18日までの11日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般報告

○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より報告させます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

それでは、令和3年12月6日開会の第4回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

1、地方自治法第235条の2第1項の規定による12月、1月、2月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

2、地方自治法第199条第4項の規定による監査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

第2、一部事務組合議会等について。

2月18日、令和4年第1回南十勝複合事務組合議会定例会が大樹町において開催され、西田・松本・寺嶋議員が出席しております。

28日になりますが、令和4年第1回十勝圏複合事務組合議会定例会及び令和4年第1回とかち広域消防事務組合議会定例会が帯広市において開催され、安田議長が出席しております。

第3、委員会関係について。

経済常任委員会が1回、広報広聴常任委員会が2回、議会運営委員会が5回。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをいただきたく、以上をもちまして、諸般報告を終わらせていただきます。

○議長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和4年1月26日開催の第1回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

最初に、大樹町表彰条例に基づく貢献賞の贈呈についてであります。振別の堀川桃香氏が本年2月に開催の北京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるスピードスケート競技女子5,000メートルにおいて第10位となる優秀な成績を収められましたので、大樹町表彰条例に基づき貢献賞を贈るものであります。表彰条例に基づく表彰は、本来であれば10月1日の開町記念日に開催の表彰式で表彰させていただくところではありますが、大樹町に戻られる機会も少ないことから、3月5日に開催された令和3年度スポーツ賞・文化賞贈呈式の席上において貢献賞を贈らせていただいたところであります。

2番目の新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。3月3日現在、2回接種を終えた方は、65歳以上の方で1,877名、94.5%、16歳から64歳までの方で2,528名、89.5%、中学生では108名、78.8%、12歳の小学生は、4月から2月生まれの児童42名に接種券を発送し、1回目の接種済み者は28名、66.7%、2回目の接種済み者は23名、54.8%であります。

追加接種、3回目接種の状況ですが、対象者につきましては、本年1月7日時点で65歳以上の方は1,857名、18歳から64歳までの方は2,464名であります。3月3日現在で接種を終えた方は、65歳以上の方が1,790名、96.4%、18歳から64歳までの方が1,002名、40.7%であります。町全体では、1回目、2回目の対象者4,990名中、1回目の接種済み者4,568名、91.5%、2回目の接種済み者は4,536名、90.9%。追加接種、3回目接種の接種対象者4,321名中接種済み者は2,792名、64.6%となっております。また、3月1日には、5歳から11歳の幼児と児童292名を対象に接種券を発送しており、接種を希望する幼児と児童については、3月25日から接種を始めてまいります。

3番目の協定の締結についてであります。北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社帯広支店と大樹町との3者により、大規模災害時における相互協力に関する基本協定を2月8日に締結をしております。この協定は、災害発生時に停電、被害状況の情報共有を図るほか、北電側からの要請により、電線にかかる倒木や町道に倒れた電柱等の撤去作業を行い、速やかな復旧を図ろうとするもので、実作業としては、町が行うか、町から作業を行える事業者の手配を行い、係る費用については北電側が負担する協定の内

容となっております。

4番目の町立病院の医師の招聘についてであります。今回招聘する医師は、令和2年1月から令和3年7月まで町立病院でお勤めをいただいた古賀正啓医師44歳であります。古賀先生におかれましては、令和3年8月から諸事情によりご実家の近くである佐賀県の医療機関にお勤めでありましたが、この度ご縁があり、再度町立病院の小児科医としてこの4月からお勤めいただけることになりましたので、ご報告をいたします。

5番目の航空宇宙関連についてであります。1月31日から2月3日に、三菱重工株式会社へり型無人航空機（ドローン）の飛行検証を実施し、3月5日から15日には、川崎重工業株式会社が、グライダーへのレーザー電力伝送試験を実施しております。また2月22日には、札幌市において官公庁、経済団体、企業のトップの方々をお招きして、北海道スペースポートトークイベントを開催し、北海道スペースポートを起点とした宇宙版シリコンバレーの実現をテーマにトークセッションを行い、札幌圏の企業等への北海道スペースポートの認知向上に取り組んでおります。

6番目の財産の処分についてであります。旧尾田小学校の職員住宅用地2区画を個人の方に売却しております。内容については、後ほどお目通しをお願いいたします。

7番目の委員等の委嘱についてであります。大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員を記載のとおりご委嘱申し上げます。

8番目の契約の締結についてであります。指名競争入札により工事請負契約を1件、記載のとおり締結しております。また、契約内容の変更についてであります。生花研修センター解体工事においては、概数等発注とした工事であり、数量が確定したことにより契約金額の変更を行っております。大樹町橋梁補修工事においては、支承モルタル補修9基のうち1基を支承下部コンクリート打設による支承補修工に変更する必要が生じ、施行基数の変更と契約金額の変更を行っております。

9番目人事関係、10番目のその他、来町者と会議出席等関係につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1番目の優秀選手派遣についてでございます。

第42回全国中学校スケート大会が、1月29日から長野市において開催され、スピードスケート競技に大樹中学校2年生堀川雄大君を派遣しております。結果は、自己ベストを大きく更新する記録で、3,000メートル、5,000メートルにおいてともに第3位と見事な成績を残してくれました。

2番目の子ども農山漁村交流プロジェクトについてであります。南十勝長期宿泊体験交流協議会（STEP）による体験活動において、主催事業として、12月18日に「たき

火でクッキング」、1月7日から9日にかけて冬季宿泊自然体験として「大樹極寒つるつるキャンプ」を実施いたしました。また、受入事業として、1月15日にジュニアホルスタインクラブ、2月25日には、広尾中学校2学年の体験活動の受入れを行っております。

3番目の堀川桃香選手北京オリンピック出場関係についてであります。2月10日にスピードスケート女子5,000メートルに出場し、生涯学習センターにおいてパブリックビューイングを開催し、現役高校生ながら自己ベストを大きく更新し、10位の成績を収めました。今後、社会人での活躍、そして次期ミラノオリンピックでの上位入賞を期待したいと思っております。

4番目の人事関係についてですが、2月28日、学校教育課長乾飛鳥氏の急逝に伴い、社会教育課長清原勝利氏に兼務発令を行っております。

5番目、その他、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

新型コロナワクチンの接種状況なのですが、最終的な3回目の数字で64.6%というのは、新聞なんかでは大分大樹町進んでいると感じておりますけれども、この管内状況なり全道状況なりからいいますと、この接種率というのは、大分進んでいるのかを1点お聞きしたいと思います。

それから、私たち、知るすべはないので、たまたま新聞で1週間、先週というか、その前のあれで、大樹町は26人となっております。人口同程度の町なんかには比べると多いように感じますけれども、クラスターになり特別な事情がというか、原因があるのかまず知りたいと思います。あと、自宅療養ですとか、入院ですとか、施設の何とか療養というような、ホテルを借り上げているような、そのような療養関係は、大樹の方というのはどのようにしているのでしょうか。

以上でございます。

○議 長

瀬尾さとみ保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

ワクチンの3回目の追加接種の接種状況につきましては、国や道、あと十勝管内で比較するものといいますと、1週間ごとの接種状況の率みたいなものを調べることがこちらではできるのですが、それで比較いたしますと、管内に比べてかなり進んでいるなというような今現在の状況になっております。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

ご質問2点目の陽性者の原因というか、そういう部分についてなのですが、やはり幼児、子どもの感染が結構広がってきているということがありまして、その中でやはり家族内感染も、家族内で感染が広がっているという状況で、町の陽性者が増えているという状況が見て取れます。

それと3点目の療養者の状況ございますけれども、町内で感染された方については、ほぼほぼ軽傷ということで情報をもっております。そういう部分でほとんどの方が自宅療養という状況でございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

まず1点目ですけれども、2ページの航空宇宙の関係ですけれども、2月22日の日に北海道スペースポートトークイベントを開催しているのですけれども、もう少し内容の詳細を聞きたいのと、シリコンバレーを含めながら、今年からLC-1射場もいよいよ始まるのですけれども、その辺を含めて、シリコンバレーを含めて、今後どのようになっていくのか、その辺のイベント、トーク内容についてももう少し詳細聞きたいのですけれども。

○議 長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

2月22日に行われました北海道スペースポートトークイベントの内容についてでありますけれども、目的は先ほど町長のほうからご報告させていただきましたけれども、北海道スペースポートのプロジェクト自体の認知度、特に札幌圏での認知度向上を図ることを目的といたしまして、トークイベントを二つやっております。一つ目が、官公庁の方を中心ということで、北海道経産局長、北海道開発局長、札幌市観光局産業振興部長、それと町長、それとモデレーターとして小田切社長が入りまして、「宇宙×地方創生！北海道が世界の宇宙ビジネスの聖地になる未来をつくる」ということで、各トップ、国の出先機関のトップの方々等からそれぞれの機関の宇宙に向けた取組というのをご発言いただきまして、セッションしたというところになります。それから二つ目が、民間の方々ということで、道経連会長、それから北海道商工会議所の会頭、それからインクルーシブ、東京の会社ですけれどもインクルーシブ株式会社、それからサツドラホールディングスの社長ということで、モデレーターは、SPACE COTANの中神CMOがやりまして、こちら

もどうやって民間のサイドから宇宙版シリコンバレーをつくるのに取り組んでいくかということのご発言をいただいて、気運の醸成を図ったところでもあります。

以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

トークイベントに関して分かりました。

それで次の質問ですけれども、5ページの会議出席の関係ですけれども、2月21日、大樹高等学校活性化推進協議会を開いているのですけれども、多分、次の次年度のことについて協議されると思うのですけれども、それについてのまた新たな事業とか予算とかあるのかについて、会議の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

2月21日に大樹高等学校の活性化推進協議会、開催させていただきました。この中で会議の中では、次年度に向けた取組という部分もありますが、まず、今回、令和4年度入学の大樹高校の受験者数もある程度人数も固まったということで、今後どうしていかという内容についての協議でありましたけれども、活性化協議会と高校と連名で、現中学生に対するアンケート調査、今後の進路に向けたアンケート調査を開催していくという内容の部分について協議を開催させていただいたという部分が主なところでございます。

以上でございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。今回に関しては、令和4年の入学者はほぼ確定したのですけれども、それで次年度に向けまして、今後どうするといってもこれからなので、まずはその進路アンケートですけれども、いつ取るのか、内容によっては、多分中学校、6月に1回目の進路調査するのですよね。それに合わせてできたら一緒にやっていただきたいのと、もう一つお願いしたいのは、本当は予算委員会でもお願いすればいいのですけれども、私、答弁でしゃべれませんので、活性委員会のメンバーですけれども、今のところは各団体、経済団体とかいろいろ入っているのですけれども、もっと若い世代、小学校、中学校、保育所の担当というか、そういう関わっている保護者、行政、または先生というものの少し若い世代まで下ろしたほうが、もっと素直な率直な意見が出るのではないかと思うのですが、今後、委員の構成の見直しをお願いしたいのですけれども、それについて最後お願いいたします。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

活性化推進協議会、2月21日に開催をさせていただきました。案件については、先ほど担当課長からも説明がありましたが、高校のほうでも、特に大樹の中学生の進路の意向を早い段階で確認をしたいということで、アンケート調査の実施についての相談があったということで、この件については、やはり活性化協議会を通じて行うことがいいかということもあって、この21日で協議会を開催し、検討を進めたところです。議員ご指摘のとおり、早い段階でまず意向を確認すべきだということでもありますので、準備ができ次第、早々にアンケート調査については進めていきたいと思っております。

また、活性化協議会ですが、やはり協議会の構成している委員それぞれが大樹高校の存続に向けてとても強く、そして熱く気持ちをお持ちの方が多いため、正直、議論は白熱する協議会であります。ただ、年代構成については、やはり各団体の代表の方が多いため、経済団体等についてはそれなりのお立場の方ですが、他の分野では、実は結構若い方もいらっしゃいます。ただ、今後、活性化協議会の在り方をさらによくしていくためにも、次の改選の時期といたしましては、選任の時期については、どういう構成がいいかについては、また協議会の中でも議論していければと思います。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

3ページの入札執行関係についてお聞きしたいのですが、最近、いろいろな情勢で燃料の高騰とか、いろいろ資材の高騰がよく耳にします。実際、積算時と入札時、若干時間が経つと、どうしても、簡単に言いますと、当初の予定価格よりも実際に入札したときもしくはその入札後、いろいろ価格の変動するのではないかと、分かりやすくいうと乖離しているのではないかとということもあるので、その辺のところを現状としてどうなのか、もしそういうことが起きた場合、どのような形でやっているかお聞きしたいと思います。

○議長

黒川副町長。

○黒川副町長

入札に関しての価格の高騰、原料等々の高騰で入札ができない場合はあるのではないかとということですが、私どもの町で、今、公表でやっております。事前に公表しますので、万が一足りないときは応札できないというような事態というのはあり得ることかなとは思いますが、現時点では利幅の見方の中では、今ところ吸収できているというところがございますけれども、実際発注の段階では、予算があつて、積算があつて、入札公告になって、応札してもらうのですが、その間、時間が結構、予算組んでいるのはもう年前でありますので、この今、原油の高騰等々には、ちょっと追いついていない部分もあるかもしれませ

んが、見直しをしながら、予算の範囲内で行けるか、行けなければ、補正で足して、時期を遅らせてということもあるかもしれませんが、現時点では、その辺を見直して予算の範囲内で行けるといふことであれば入札執行する。全然足りなくなったということであれば、見直しをするということがあるかとは思いますが。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

4ページのその他なのですが、2月1日に農協の組合長坂井正喜氏から牛乳贈答券の寄贈を受けたということになっているのですが、その席上で、今、生乳の消費が問題となってピンチとも言われてきているのですが、その状況について、町に対して農協の組合長から何か強くとか要請があったかないか伺いたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

2月1日の日に農協の関係者が来庁し、牛乳消費拡大のために牛乳贈答券のご寄贈をいただいたところです。もうすぐに対象となる学校、児童生徒または学校関係者に贈答券をお配りしたところです。

議員、今、質疑の中でもありましたが、生乳の消費拡大が進まずに廃棄になるような懸念が今、言われております。私どもも状況については推移を見守っているところではありますが、この段階で農協のほうから具体的に私どものほうに何らかの、これ以外でアプローチがあったかという、そういう部分では発言はございませんでした。ただ私どもも農協の組合長、または担当者も農協等々との情報共有を図りながら、今後必要なものについては講じていくということでは、組合長とも同じ思いでいるかと思えます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西山弘志君。

○西山弘志議員

ちょっとお聞きしたいのが、堀川桃香さんのオリンピック出場なのですが、よく報道や何かで自己ベストを更新とありますが、今までのタイム、何秒自己ベストを上げたのかというのがどうしても分からないですよね。そこをお願いしたいです。

○議 長

前のあれと今回のやつで何秒。(発言する者あり)

西山議員、後でいいですか。

○西山弘志議員

はい。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第6 議案第3号及び日程第7 議案第4号

○議 長

日程第6 議案第3号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第7 議案第4号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、以上2件は関連がありますので一括議題といたします

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第3号と議案第4号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意をお願いするものであります。固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために地方税法に基づき設置されております。委員については、議案下段の地方税法の関係条項の抜粋にも掲載のとおり、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任するものであります。

また、任期は3年とされており、今回2名の委員の方が任期満了となることから、その後任を選任いたしたたくご提案申し上げるものであります。

議案第3号、大樹町西本通73番地7の播間章浩氏につきましては、2期6年をお務めいただいておりますが、本年5月17日から令和7年5月16日までの3年間について引き続き選任いたしたたくご提案申し上げるものであります。

議案第4号、大樹町高校通17番1の田中英治氏につきましても、2期6年をお務めいただいておりますが、本年6月23日から令和7年6月22日までの3年間について引き続き選任いたしたたくご提案申し上げますので、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

本件については、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、議案第3号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決定いたしました。

これより、議案第4号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第5号

○議 長

日程第8 議案第5号大樹町の休日に関する条例等の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第5号について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町の休日に関する条例等の一部改正についてをお願いするもので、大樹町の休日に関する条例は、町の機関の執務を行わない日として、日曜日及び土曜日、祝日のほか、年末年始の休日を定めておりますが、年末年始の休日について、国及び北海道のほか、多くの民間企業の休日と相違していることにより、住民の方々の公的機関への手続のほか、行政の事務処理に不都合が生じていることなどを踏まえ改正するとともに、大樹町の休日に関する条例と同日の休日を定めている3条例について併せて改正するものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第5号大樹町の休日に関する条例等の一部改正について、内容を説明させていただきます。

条例の説明に先立ちまして、概要から説明させていただきます。今回の改正は、町が定める年末年始の休日を国及び北海道など同一とする改正でございます。また、大樹町の休日に関する条例と同日の休日を定めている3条例について、併せて改正するものでございます。

それでは、条例改正につきまして、改正条文に沿って説明させていただきます。

第1条では、大樹町の休日に関する条例の一部改正で、表中第1条第3項に定める休日を改正前の「12月31日から翌年の1月5日までの日」としているものを、改正後は「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改正するものでございます。

第2条では、大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正で、表中第9条に定める休日を大樹町の休日に関する条例と同様に「12月29日から翌年の1月3日までの日」と改正するものでございます。

2ページに移りまして、第3条では、大樹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、表中第14条に定める日を大樹町の休日に関する条例と同様に「12月29日から翌年の1月3日までの日」と改正するものでございます。

一番下の段から3ページにかけまして、第4条では、大樹町学童保育所条例の一部改正で、3ページに移りまして、表中第4条に定める休所日を大樹町の休日に関する条例に合わせ、「12月29日から翌年の1月3日までの日」と改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

国の制度にならって休日をそろえることについては、いろいろな仕事の面でもやりやすくなることで、いいことだと思います。例えば、図書館のこの条例に関することで少し調べてみたら、町の休日条例は日曜日、土曜日、国民の祝日に規定する休日ということなのですが、図書館の事例でいくと、例えば今回23日月曜日が国民の祝日ですと、次の日が火曜日でも休館日となるようになっておりますけれども、このような利用者なんかのことを踏まえて、小学生なり何なりのお子さん、親子と一緒に図書館に行くだとか、そのような面からも、休日の考え方、点検をいただく時期でないかなと思っているのですが、そのようなことについてのお考えはいかがでしょうか。

○議 長

清原学校教育課長。

○清原学校教育課長兼社会教育課長兼図書館長

図書館の休暇の関係ですけれども、現状でいきますと、月曜日がもともとのお休みの日になっていまして、月曜日が祝日ですと、一般の事務職が日曜日に祝日が来るのと同じように、その次の日が振替休日ということで、今はお休みとなっております。今後に向けてですけれども、管内の状況的には、大樹町のように月曜日なりを休館日にして、祝日を休館日に行っているという市町村あります。またそのほかに、祝日は休まないで、例えば毎月の月末を図書整理日ということで休んでいる図書館もあります。その辺は、それぞれの図書館によっていろいろな考え方があってやっているということですので、大樹町の場合は、今のところ月曜日と祝日をお休みということでやっています、ある程度図書館の利用者の方々は、そのペースに慣れていただいているというか、認識いただいているかなとは思っておりますけれども、今、そのようなご指摘いただきましたので、今後につきましては、図書館の内部の職員とも打ち合わせさせていただいたり、利用者の方の声などを聞いたりして、検討していきたいと思っています。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議 長

日程第9 議案第6号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第6号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正についてをお願いするもので、大樹町の休日に関する条例等の一部改正により、年末年始における町の休日が改正されたことに伴い、大樹町国民健康保険税条例の一部改正をお願いするものであります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

議案第6号大樹町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正は、大樹町の休日に関する条例等の一部改正に合わせ、国民健康保険税の納期を変更するものです。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。

表の右、改正前の欄に掲げる規定を表の左、改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。なお、規定している内容に変更点がないものについては、説明を省略させていただきます。

第12条は、大樹町国民健康保険税の納期の規定です。第6期の納期「12月1日から12月30日まで」を「12月1日から12月28日まで」に、第7期の納期「1月6日から1月31日まで」を「1月4日から1月31日まで」に改正するものです。

附則になりますが、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。なお、納期の変更について金融機関に影響がないことを確認しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

行政報告に対する質問を、清原課長。

○清原学校教育課長兼社会教育課長兼図書館長

堀川桃香選手の前のタイムですけれども、12月31日に長野県長野市で開催されましたオリンピックの選考会におきまして、7分10秒49というタイムがこれまでのベストとなっております。

以上です。

◎日程第10 議案第7号

○議 長

日程第10 議案第7号大樹町公衆浴場設置条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第7号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町公衆浴場設置条例の一部改正についてをお願いするもので、公衆浴場の使用料について、北海道が指定する公衆浴場入浴料金の統制額のほか、十勝管内公衆浴場入浴料の状況を踏まえ改定するものと、使用料の減免対象者について改正をお

願いするもので、今議会での提案に先立ち、料金の改定については、大樹町行財政改革推進委員会にお諮りをし、同意の旨のご答申をいただいたものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第7号大樹町公衆浴場設置条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

今回の改正は、大樹町行財政改革推進委員会の答申を受けて、使用料の改定を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明いたします。

表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

第5条は、使用料を規定しており、入浴料の小人を50円から100円に、中人を100円から200円に、大人を200円から300円に、老人のうち大樹町の住民を100円から200円に、その他の老人を200円から300円に改めるものでございます。

次ページの第6条では、使用料の減免を規定しており、第2号の「老人アパート入居者」を削除し、第3号を第2号に繰り上げるものでございます。

附則ですが、本条例は令和4年10月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それぞれ料金改定するのですけれども、その時代というか、非常に安いのではないかとと思いますが、これ全体で、10月1日からということなのですけれども、平年ベースで直したら、増収の部分というのはいかほどの金額を予定されているのでしょうか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

1年で大体110万円ほど増収というふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議 長

日程第11 議案第8号大樹町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第8号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正についてをお願いするもので、一般廃棄物処理手数料指定ごみ袋の料金について、収集運搬に係る費用の概ね2分の1を町民の方にご負担をいただくこととして、平成14年度から有料としておりますが、近年は、プラスチック製容器包装、本や雑誌の資源化等により、指定ごみ袋の販売額が減少し、概ね3分の1程度で推移していることを踏まえ、一般廃棄物処理手数料の改定をお願いするもので、今議会での提案に先立ち料金の改定については大樹町財政改革推進委員会にお諮りをし、同意の旨のご答申をいただいたものであります。また、一般廃棄物処理手数料は、証紙による収入の方法により徴収することとしているため、大樹町収入証紙条例の一部改正を併せてお願いするものであります。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りま

すようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

議案第8号大樹町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正は、大樹町行財政改革推進委員会の答申を受けて、一般廃棄物処理手数料等の改正を行うもので、2条で構成しており、第1条では、大樹町廃棄物の及び清掃に関する条例の一部を、第2条では、大樹町収入証紙条例の一部を改正するものです。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。表の右、改正前の欄に掲げる規定を表の左、改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第1条は、大樹町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。別表の条例第17条関係では、一般廃棄物の処理手数料として徴収する額を明記しております。処理手数料については、10リットルのごみ袋では、現行20円のところを30円に、20リットルのごみ袋は、現行30円を50円に、30リットルのごみ袋は、現行50円を90円に、45リットルのごみ袋は、現行70円を120円に改正するものです。

次に、第2条は、大樹町収入証紙条例の一部改正についてでございます。大樹町廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、一般廃棄物の処理手数料は、証紙による収入の方法により徴収するとされております。本条例の第3条は、証紙の種類及び形式に関する規定です。指定ごみ袋に印字している証紙の種類については、現行20円、30円、50円、70円の4種類ですが、これを30円、50円、90円、120円の4種類に改正するものです。

附則になりますが、施行期日については、令和4年10月1日から施行し、経過措置については、施行前の9月30日までは改正前の手数料とし、10月1日からは改正後の手数料を徴収するものです。

なお、9月30日までに購入された指定ごみ袋は、10月1日以降も引き続き使用することができます。準備行為については、10月1日から小売店の店頭に置くため、施行日前に小売店に対して改正後の料金で売ることができるようにしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

運搬料の概ね2の1についてのことについては、以前から論議というか、その考え方で承知しております。それで、これも同じくですけれども、平年ベースにしたら増収になる

のがどの程度で、今の2分の1に限りなく、今の現行、運搬料の部分を言っていて、足りない部分、どれほど充足されるというか、町長のお話では、現行3分の1ぐらいの運搬料についての充当だというふうなお話だったと思うのですけれども、そのような関係で、現行運搬料の金額を教えてください、平年ベースに直してどれぐらい効果がというか、増収になるか教えてください。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

令和2年度の売上げ枚数に改正後の料金で試算いたしますと、売上げは、令和2年度の実収入が831万1,000円、改正後の収入は1,420万3,000円となり、589万2,000円収入が増えることとなります。運搬料が2,800万円ですので、実収入が1,400万円となり、およそ半分が賄われることとなります。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

まず1点目ですけれども、今回の改正後によっては、隣の広尾町と同じ肩を並べるという価格ということによろしいでしょうか。それともまだ差があるのか、それについて。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

ごみ袋の改正後の料金になりますけれども、広尾町と10リットル、20リットル、30リットルに関しては一緒になります。広尾町は、40リットルのごみ袋を用意してございますが、大樹町につきましては、45リットルのごみ袋を用意して売り出すことしております。

大樹町では45リットルを120円で、広尾町は40リットルを120円で販売しております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、答申委員会の中で、今現在、持ち込みはほぼ無料なのですが、その持ち込みの関係を協議されなかったのか、それについてお聞きします。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

持ち込みごみにつきましては、南十勝複合事務組合の管轄でございまして、こちらのほうは、現在、持ち込みごみの料金について検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。それでもやはり、これも早急に検討すべきだと思うのです。

もう1点お聞きしたいのは、現在のごみ袋ですけれども、9月30日まで購入した場合は、引き続き10月以降も使えるのですけれども、少し気になるのは、一応、途中で年度変わりますので、その印刷枚数は通常、例年よりは少なく見ていると思うのですけれども、どれぐらいの予算を見て、古いごみ袋の枚数を見ているのか。また、多分半年分なので、同じ枚数を刷らないと思うのですよね。その辺の枚数の計算はどのようにされているのかお願いいたします。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

例年の過去3年分の平均を考慮しまして、その平均の1.5倍増刷する予定でございます。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

申し訳ございません。古いごみ袋を1.5倍印刷する予定でございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

この料金改定によって、改定する前の考えとして、大体平均的な家庭で年間どの程度の負担増になるのか、その辺の試算したものはあるのですか。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

1人当たりの年間料金の比較でございますけれども、改正後になりますと年間で1,228円増える試算となります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議 長

日程第12 議案第9号大樹町営牧場条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第9号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町営牧場条例の一部改正についてをお願いするもので、町営牧場使用料は、平成24年に改訂して以降、10年間、現在の料金水準を維持してまいりましたが、この間の消費税率引上げや生産資材等の高騰、施設や機械の修繕費の増加、家畜伝染病による預託頭数の減少などにより、収支が悪化しております。本改正条例は、町営牧場の収支改善に向けた使用料の引上げを内容とするもので、引上げ幅等については、牧場運営全般に係る諮問機関である町営牧場運営委員会でご審議いただいた結果を、行財政改革推進委員会にお諮りをし、ご答申いただいたものであります。

内容につきましては、農林水産課長兼町営牧場長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

それでは、議案第9号大樹町営牧場条例の一部改正について、内容をご説明申し上げます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

まず、第7条の改正でございますが、語句の整理ということでご理解をいただきたいと思っております。

第8条使用料等につきましては、夏期放牧料、冬期舎飼料それぞれ畜種問わず一律50円を改定させていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、令和4年4月1日から施行するわけですが、経過措置といたしまして、今現在、冬期舎飼いを受けてございます。今現在冬期舎飼いを受けているものにつきましては、その料金で冬期舎飼いの終了まで引き受けるという形になってございます。牧場の使用につきましては、夏期放牧、冬期舎飼いそれぞれ牧場運営委員会に諮りまして利用の許可を行ってございますので、今既に利用の許可を受けて4月1日以降も預託を続けるものに関しての冬期舎飼料については、従前どおりの530円で引き受けるというものでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議 長

日程第13 議案第10号大樹町晩成温泉条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第10号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町晩成温泉条例の一部改正についてをお願いするもので、温泉に付随する施設の一部廃止と廃止する施設の使用料について削除するものであります。

内容につきましては、企画商工課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

それでは、議案第10号大樹町晩成温泉条例の一部改正についてご説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

表に沿ってご説明させていただきます。

第3条温泉及び温泉に付随する施設のうち、「育苗ハウス」「バーベキューハウス」「パークゴルフ場」を削除するものでございます。育苗ハウスについては、現在はその用途として使用していないこと、またバーベキューハウス、パークゴルフ場は、利用頻度が少ないことなどから、条例で規定しております不随施設から削除し、温泉運営の中で活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、別表の条例第8条関係の使用料のうち、「3バーベキューハウス使用料」を削除するものであります。バーベキューハウスを不随施設から削除することに伴い、使用料規定についても削除するものでございます。

附則になりますが、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

三つの施設を、今後、施設から外すのですけれども、今後の使い方についてはその温泉運営の中で図っていくのですけれども、具体的に何か温泉運営に中であるのか。それでこれ、条例から外してしまうと、普通は取り壊し、更地にするのが本来の姿だと思うのですけれども、その辺の考え方についてお伺いします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

まず三つの施設、今回の条例から外させていただくわけなのですが、使えるものについては引き続き活用を図っていきたいと考えておまして、育苗ハウスについては、今、草刈り機などを格納しているという部分で物置等に使っているものですから、引き続き、これはそういう形にも使っていきたいと考えております。また、バーベキューハウスにつきましても、指定管理者といろいろと協議をしているところなのですが、キャンプ場機能の充実を図っていくという部分で、今後、例えば炊事場とかも活用できないかということもひとつ検討しているというところでもございます。また、パークゴルフ場につきましても、現在のキャンプ場が手狭になっているという状況もありまして、今後のキャンプ場の拡張などについても検討しているというところでもございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。それで、条例から外すということは、特にバーベキューハウス、パークゴルフ場、指定管理の中で工夫をしながら進めていくというのですけれども、とういうことは、使う段階で例えば修繕、壊れたとなってしまうたら、これの規定でいくと修繕は指定管理者が全部持つのですけれども、そういう解釈でいいのか、それとも、これから今後、そういう、今、キャンプ場と言いましたので、町もそのキャンプ場を絡めながら、全体構想を見ながら、それも含めて町としてある程度の経費を見ていく予定なのか、そこだけひとつ最後をお願いいたします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今後の跡地利用については、現在、指定管理者とも協議はしているわけなのですが、指定管理者もキャンプ場を実施事業として意欲的にやっていきたいという思いもありますので、そういう経費の部分についても今後協議をしてみたいと考えているところでもございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

パークゴルフ場の関係なのですが、今は、利用者が少ないとはいえパークゴルフ場となっていて、来た人がやりたいといったら使えるようになっているのですが、今度は外しますから、指定管理者が運用の中でということは、パーゴルフ場として、ここはパークゴルフ場ではありませんと看板、使えなくなったらそこはパークゴルフ場やりたいといっても駄目ということで、一部だけとかその辺はもう町の管理ではありませんから、全くその辺は任せるということになると、パークゴルフ場の機能がなくなってもやむを得ないという判断をしているということですね。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今はパークゴルフ場としてホールを作って、何番ホール、何番ホールというような立て札も立っていますが、今後はそういう部分は取り外しをするような形になってくるかと思えます。ただ、あそこの敷地一帯は、草の管理は引き続き指定管理者のほうで草刈りを行いながら、広場として活用して、またキャンプ場としても活用できるような形にもなってくるのかなと考えているところでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議 長

日程第14 議案第11号令和3年度大樹町一般会計補正予算（第10号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第11号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町一般会計補正予算（第10号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ7億1,235万3,000円の追加と繰越明許費の追加及び変更、地方債の変更であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第11号令和3年度大樹町一般会計補正予算（第10号）について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7億1,235万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109億2,627万4,000円とするとともに、繰越明許費の追加及び変更、地方債の変更を行うものでございます。

最初に、資料で説明させていただきますので、6ページをお開き願います。

なお、資料につきましては、6ページから36ページまでとなっておりますが、説明に当たっては、事業の追加や事業費増減の大きなものなどに絞らせていただき、事業完了や執行見込み額の精査によるものは説明を割愛させていただきます。

また、財源内訳につきましても、一般財源のみの増減や事業確定に伴う補助金増減等の財源調整分についても割愛をさせていただきます。

6ページ、議会費、議会運営費99万円の減。

その下から14ページにかけまして、総務費全体で6億6,347万8,000円の増。

最初に6ページ、一般管理費、一般職給与、給料から共済費までで1,655万4,000円の減。このうち給料につきましては、町長部局で退職者3名の減。議会事務局では、再任用職員の異動により1名減。農業委員会では、中途退職により1名減となったことにより、1,578万7,000円の減。職員手当では、時間外勤務手当で当初予算では見込

んでいなかったロケット打ち上げ業務、津波監視対応業務、町葬業務、はやぶさ2展示業務などにより108万3,000円の増。共済費では、市町村共済組合負担金で185万円の減となるものでございます。

庁舎管理費、報酬から委託料までで27万5,000円の減。

町長交際費、交際費で50万円の減。

7ページに移りまして、総務管理費、給料から負担金、補助及び交付金までで414万6,000円の増。このうち給料及び職員手当等の増については、当初予算では見込んでいなかったフルタイム再任用職員1名の増によるものでございます。

職員厚生費、委託料で21万9,000円の減。

職員研修事業、委託料と負担金、補助及び交付金で37万1,000円の減。

文書広報費、広報・広聴事業、旅費から負担金、補助及び交付金で27万4,000円の減。

難視聴対策事業、需用費から負担金、補助及び交付金で33万4,000円の減。

8ページに移りまして、財産管理費、町有地・建物維持管理経費、委託料で796万9,000円の増。公共施設の除排雪業務で不足が見込まれることから、概ね除雪を3回分、排雪は2回分として計上してございます。

土地利用計画事業、需要費で2万4,000円の増。財源は、国道支出金で2万3,000円の増。一般財源が1,000円の増。土地利用計画事務費補助金の決定による増でございます。

企画費、企画調整推進事業、使用料及び賃借料から負担金、補助及び交付金で132万7,000円の減。

ふるさと大樹会推進事業、報償費と需用費で5万9,000円の減。

多目的航空公園管理運営事業、役務費と委託料で67万2,000円の減。特定財源のその他は、多目的航空公園使用料の増でございます。

核兵器廃絶平和宣言等推進事業、負担金、補助及び交付金で14万4,000円の減。

9ページに移りまして、都市間交流推進事業、報償費から負担金、補助及び交付金で34万円の減。

移住促進事業、報償費と需用費で14万円の減。

宇宙のまちづくり推進事業、報酬から積立金で6億8,545万6,000円の増。財源は、その他魅力あるまちづくり推進資金寄附金とまち・ひと・しごと創生寄附金で、委託料では企業版ふるさと納税PR業務、寄附金対象業務の3%、1,003万8,000円の増と、航空公園機能拡充基本計画等業務委託料の事業費確定で11万円の相殺で992万8,000円の増。負担金、補助及び交付金では、クラウドファンディング活用支援事業補助金1億5,762万3,000円の増。宇宙産業集積促進事業補助金9,700万円の増などで2億5,162万3,000円の増となっております。積立金では、航空宇宙関連施設整備基金積立金が3億3,739万5,000円、航空宇宙関連ビジネス推進基金積立金が

9,000万円で、4億2,739万5,000円の増でございます。

若手芸術家地域担い手育成事業、負担金、補助及び交付金で6万2,000円の減。

防犯交通安全推進費、防犯交通安全推進事業、旅費と負担金、補助及び交付金で13万4,000円の減。

10ページに移りまして、福祉センター費、福祉センター維持管理費、役務費と使用料及び賃借料で7万円の減。

電子計算費、電算一般管理費、役務費と使用料及び賃借料で19万4,000円の減。

電算システム整備事業、委託料から備品購入費で98万5,000円の減。

車両管理費、車両管理事業、需用費で55万円の減。

諸費、名誉町民等審査委員会経費、報酬で5万円の減。

功労者等表彰事業、報償費で19万円の減。

街灯維持管理経費、需用費で45万円の増。増の内訳は、街灯の修繕料の増でございますが、6基の新規設置等が必要になり、増額をお願いするものでございます。

11ページに移りまして、行財政改革推進委員会経費、報酬で5万円の減。

固定資産評価審査委員会等経費、報酬と旅費で9万円の減。

簡易郵便局運営事業、報酬から使用料及び賃借料で51万円の減。

行政区推進事業、報酬から負担金、補助及び交付金で36万1,000円の減。

行政区会館等維持管理費、備品購入費で7万8,000円の減。

住民活動一般経費、旅費から負担金、補助及び交付金まで5万4,000円の減。

12ページに移りまして、消費者対策事業、報酬から負担金、補助及び交付金で58万2,000円の減。

行政区会館等整備事業、工事請負費と備品購入費で210万円の減。生花行政区会館新築に伴う工事請負費と会館用初度備品執行残の減でございます。特定財源のうち、国道支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

庁舎建設費、役場庁舎建設事業、委託料と工事請負費で624万1,000円の減。

賦課徴収費、賦課徴収一般経費、報酬から負担金、補助及び交付金で31万9,000円の減。このうち委託料の12万7,000円の増は、地籍図修正処理業務で修正櫃数の増によるものでございます

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業、旅費で14万4,000円の減。

13ページに移りまして、選挙管理委員会費、選挙管理委員会経費、報酬から負担金、補助及び交付金まで24万円の減。

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査経費、需用費で5万円の減。

統計調査費、統計調査一般経費、旅費で3万1,000円の減。

工業統計調査事業、報酬から役務費まで4万円の減。

経済センサス調査区設定事業、需用費と役務費で3,000円の減。

経済センサス事業、報酬から役務費まで13万円の減。

14ページに移りまして、監査委員費、監査委員経費、旅費と負担金、補助及び交付金で10万円の減。

14ページから18ページにかけて、民生費全体で4,274万5,000円の減。

社会福祉総務費、民生児童委員協議会経費、旅費と負担金、補助及び交付金で122万2,000円の減。

遺族援護事業、旅費から負担金、補助及び交付金まで21万3,000円の減。

社会福祉一般事業、旅費と扶助費で86万6,000円の減。扶助費では、福祉灯油の執行見込みによる減でございます。

老人福祉総務費、敬老会開催事業、報償費と需用費で52万7,000円の減。

老人クラブ育成事業、負担金、補助及び交付金で19万7,000円の減。

15ページに移りまして、老人福祉施設入所措置事業、扶助費で78万円の減。

高齢者通院手段支援事業、扶助費で14万円の増。

介護老人福祉対策事業、扶助費と繰出金で27万3,000円の減。

緊急通報用装置設置事業、委託料で47万円の減。

心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業、旅費から扶助費まで396万円の減。このうち扶助費の主な増減は、心身障害者訓練通園費助成で158万8,000円減、自立支援医療費で223万8,000円の減、補装具給付費47万6,000円の増、介護給付費80万円の増などがございます。

国民年金事務費の補正額はなく、財源の組替えて、年金生活者支援給付金事務で、税制改正に伴うシステム改修に係る会費が特別事情分として措置されることにより組み替えるものでございます。

16ページに移りまして、高齢者保健福祉推進センター費、高齢者福祉推進センター運営事業、需要費から備品購入費まで38万6,000円の増。需用費では、燃料費で燃料単価の高騰により増額をお願いするものでございます。

福祉医療諸費、保険基盤安定制度等繰出金、繰出金で41万8,000円の増。

心身障害者医療費助成事業、役務費と扶助費で141万7,000円の減。

ひとり親家庭等医療費助成事業、役務費と扶助費で10万3,000円の減。

乳幼児及び児童医療費助成事業、役務費と扶助費で75万9,000円の減。

後期高齢者医療運営事業、負担金、補助及び交付金と繰出金で750万円の減。

未熟児養育医療費助成事業、償還金、利子及び割引料で16万3,000円の増。未熟児養育費等国庫負担金の前年度実績に基づく還付額の計上でございます。

17ページに移りまして、発達支援センター費、発達支援センター運営費、給料から委託料まで1,113万5,000円の減。このうち給料から共済費につきましては、採用を見込んで計上していた人件費につきまして、採用には至らなかったために減となるものでございます。

公衆浴場費、公衆浴場運営費、需用費から備品購入費まで21万円の増。需用費では、燃料費で燃料単価の高騰により増額をお願いするものでございます。

児童措置費、児童手当支給事業、扶助費で49万円の減。

特別児童扶養手当事務取扱費、償還金、利子及び割引料で2,000円の増。特別児童扶養手当事務取扱交付金の前年度実績に基づく還付額の計上でございます。

子育て世帯への臨時特別給付金事業、補正額はなく財源組替えでございます。

18ページに移りまして、児童福祉施設費、児童保育一般経費、報酬から委託料まで157万2,000円の減。

町立認定こども園運営費、報酬から役務費まで218万円の減。

法人認定こども園運営事業、負担金、補助及び交付金と扶助費で643万4,000円の減。負担金、補助及び交付金では、全額国費負担による保育士等の処遇改善臨時特例事業で、保育士に対する賃金改善に要した経費への補助金の増となっております。

学童保育所運営事業、旅費と需用費で66万6,000円の減。

児童福祉施設整備費、法人認定こども園建設事業、負担金、補助及び交付金で330万円の減。認定こども園整備事業への補助金でございますが、入札執行により需用費が減となるものでございます。

19ページから20ページ、衛生費全体で1,326万円の減。

母子保健費、母子保健事業、需用費から負担金、補助及び交付金まで229万円の減。

母子歯科保健対策事業、補正額はなく財源の組替えでございます。

成人保健費、成人保健事業、報償費と委託料で119万3,000円の減。

予防費、予防接種事業、委託料で190万円の減。財源のうち、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

結核予防事業、委託料で4万円の減。

エキノコックス対策事業、委託料で3万円の減。

20ページに移りまして、新型コロナウイルス対策事業、報酬から委託料まで63万3,000円の減。委託料の37万7,000円の増は、ワクチン接種業務217万7,000円の増と被接種者送迎業務180万円の減の相殺分の増でございます。

環境衛生費、環境衛生事業、旅費で11万2,000円の減。

一部事務組合負担金事業、負担金、補助及び交付金で675万9,000円の減。南十勝複合事務組合負担金の減でございます。

墓園費、墓園管理費、委託料で12万円の減。

じん芥処理費、じん芥処理事業、役務費と委託料で18万3,000円の減。役務費では、指定ごみ袋売りさばき手数料の増となっております。

労働費、労働諸費、通年雇用促進支援事業、工事請負費で19万8,000円の減。

21ページから25ページにかけまして、農林水産業費全体で2,492万4,000円の増。

農業委員会費、農業委員会運営事業、報酬から負担金、補助及び交付金まで148万6,000円の減。

農業者年金事務費、旅費で6万6,000円の減。

農地中間管理事業、報酬から需用費まで28万円の減。

農地総務費、営農指導一般事業、旅費で12万円の減。

農業振興費、各種団体助成事業、負担金、補助及び交付金で114万円の減。

鳥獣被害対策事業、報酬と負担金、補助及び交付金で55万6,000円の減。

22ページに移りまして、北海道中山間地域等直接支払交付金事業、負担金、補助及び交付金で39万円の減。

小規模土地改良事業、負担金、補助及び交付金で18万5,000円の減。

農業新規就農者受入助成事業、負担金、補助及び交付金で30万円の減。

畑作構造転換事業、負担金、補助及び交付金で176万7,000円の減。

小麦縮萎縮病対策支援事業、負担金、補助及び交付金で76万5,000円の減。

多面的機能支払交付金事業、負担金、補助及び交付金で6万円の減。

産地生産基盤パワーアップ事業、負担金、補助及び交付金で921万4,000円の増。大樹町産地パワーアップ事業の追加計画が承認されたことによる補助金の増で、財源は全額国道支出金でございます。

経営継承・発展支援事業、負担金、補助及び交付金で200万円の減。

畜産振興費、畜産振興指導事業、負担金、補助及び交付金で6万円の減。

23ページに移りまして、防疫事業、報酬から委託料で70万8,000円の減。

草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型、委託料で2,436万円の増。本年度の事業費が概ね確定し、国の予算が措置されたことによる増でございます。財源は、その他受託事業収入で2,149万2,000円の増、地方債280万円の増、一般財源が6万8,000円の増となっております。

牧場管理費、牧場管理運営委員会運営費、報酬で20万8,000円の減。

牧場管理運営費、給料から負担金、補助及び交付金まで1,045万1,000円の増。需用費の増は、配合飼料の飼料設計による増量と単価高騰による増額で、特定財源その他は牧場使用料の減でございます。

牧場整備費、畜産担い手育成総合整備事業、委託料で30万9,000円の減。

24ページに移りまして、林業振興費、林業振興事業、旅費と負担金、補助及び交付金で42万8,000円の減。

森林作業員就業条件整備事業、負担金、補助及び交付金で6万2,000円の減。

豊かな森づくり推進事業、負担金、補助及び交付金で140万4,000円の減。

森林環境整備促進事業、報償費から負担金、補助及び交付金で36万6,000円の減。

町有林費、町有林整備事業、旅費から工事請負費で538万1,000円の減。

水産振興費、水産振興一般管理費、旅費と負担金、補助及び交付金で77万2,000円

の増。試験養殖事業緊急支援補助金で、執行見込み額の確定により増額でございます。

25ページに移りまして、漁業近代化資金利子補給事業、負担金、補助及び交付金で6万5,000円の減。

秋さけ定置漁業緊急支援事業の補正額はなく財源の組替えで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

大樹漁業振興事業の補正額はなく、財源の組替えでございます。

経営継続支援事業、負担金、補助及び交付金で40万円の減。

漁港管理費、漁港施設維持管理費、旅費と委託料で136万7,000円の減。

25ページから26ページ、商工費全体で663万1,000円の減。

商工振興費、商工振興対策事業、負担金、補助及び交付金で362万円の減。減の主な内容は、中小企業等特別支援給付金事業で、260万7,000円、新型コロナウイルス感染症対応融資資金利子補給補助金で67万4,000円の減などとなっております。

町民盆踊大会事業、負担金、補助及び交付金で180万円の減。

企業誘致対策事業、負担金、補助及び交付金で400万円の増。企業立地振興条例に基づく雇用促進補助金として、増加従業員数20人に対し従業員に1人20万円とした上限額400万円を計上するものでございます。

26ページに移りまして、観光振興費、観光振興対策事業、報酬から負担金、補助及び交付金で710万2,000円の減。

ふるさと応援推進事業、役務費で50万円の増。ふるさと納税の件数増に伴い、返礼品運搬料に不足が見込まれるための増でございます。

観光施設費、晩成温泉維持管理費、需用費で139万1,000円の増。木質チップに係る燃料代に不足が見込まれるものでございます。

その下から28ページまで、土木費全体で3,064万7,000円の増。

土木総務費、土木一般管理費、旅費と委託料で30万6,000円の減。

道路台帳作成事業、委託料で4万4,000円の減。

道路維持費、町道維持管理事業、委託料と工事請負費で4,479万8,000円の増。委託料では、町道除排雪業務で不足が見込まれることから、概ね除雪を3回分、排雪は2回分として計上してございます。

27ページに移りまして、土木車両更新事業、備品購入費で760万円の減。除雪ドザー更新の入札執行による減でございます。財源については、国道支出金で、社会資本総合交付金の配分が減となったことから、地方債の充当で賄うものでございます。

橋梁長寿命化事業、補正額はなく、地方債から一般財源への組替えでございます。

道路新設改良費、町道改良舗装事業、委託料と工事請負費で293万4,000の減。

河川総務費、河川管理費、委託料で7万円の減。

公園費、公園維持管理費、委託料で49万2,000円の減。

歴舟川パークゴルフ場管理事業、委託料と補修、補填及び賠償金で25万9,000円の

減。

住宅管理費、町営住宅維持管理費、需用費で100万円の増。修繕料の増で、経年劣化による修繕について不足が見込まれるため、増をお願いするものでございます。

28ページに移りまして、建築一般管理費、旅費と負担金、補助及び交付金で7万7,000円の減。

住生活基本計画及び公営住宅長寿命化計画策定事業、委託料で23万1,000円の減。空き家対策等支援事業、旅費で1万6,000円の減。

大樹でかなえるマイホーム支援事業、補正額はなく、地方債から一般財源に組み替えるものでございます。

住宅建設費、日方団地建設事業、工事請負費と補償、補填及び賠償金で297万6,000円の減。

新通団地建設事業、工事請負費で14万6,000円の減。

28ページから29ページにかけまして、消防費全体で4万4,000円の増。

非常備消防費、消防団管理運営事業、報酬から負担金、補助及び交付金で147万4,000円の減。

29ページに移りまして、災害対策費、防災対策推進事業、備品購入費で217万8,000円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、避難所に配置する2人用パーテーション60台の計上でございます。

戸建住宅耐震診断及び耐震改修支援事業、負担金、補助及び交付金で66万円の減。

29ページから34ページまで、教育費全体で3,174万4,000円の減。

教育委員会費、教育委員会運営費、旅費で14万円の減。

事務局費、教育委員会事務局運営費、旅費と負担金、補助及び交付金で34万1,000円の減。

教育振興費、教育振興事業、報酬から負担金、補助及び交付金で880万4,000円の減。

奨学金貸付事業、貸付金で501万円の減。

30ページに移りまして、外国青年招致事業、報酬から負担金、補助及び交付金で505万1,000円の減。

小中高連携教育推進事業、報償費で14万9,000円の減。

学校管理費、小学校の学校管理費、報酬から委託料まで55万7,000円の増。需用費では、燃料費で、燃料単価の高騰により増額をお願いするものでございます。

小学校の教育振興費、学校運営経費、需用費と備品購入費で9万4,000円の増。需用費は消耗品で、児童用教育教材の増でございます。

要保護・準要保護児童就学援助事業、扶助費で36万6,000円の減。

31ページに移りまして、学校管理費、中学校の学校管理費、報酬から備品購入費まで242万7,000円の増。需用費では、燃料費で、燃料単価の高騰などにより増額をお願い

いするものでございます。

中学校の教育振興費、学校運営経費、備品購入費で23万3,000円の減。

要保護・準要保護生徒就学援助事業、扶助費で83万5,000円の減。

学校給食費、給食調理事業、補正額はなく、財源の組替えでございます。

社会教育総務費、社会教育委員会運営費、報酬から負担金、補助及び交付金で78万3,000円の減。

32ページに移りまして、社会教育推進事業、報償費と旅費で115万4,000円の減。

青少年教育推進事業、負担金、補助及び交付金で1万9,000円の減。

高齢者教育推進事業、報償費から委託料まで47万6,000円の減。

生涯学習学社融合事業、需用費で2万5,000円の減。

地域学校協働本部事業、報酬から負担金、補助及び交付金で47万5,000円の減。財源の国道支出金が199万2,000円の減となったことにより一般財源を増額してございます。

子ども交流事業、報酬から負担金、補助及び交付金で410万4,000円の減。

33ページに移りまして、生涯学習センター費、生涯学習センター運営費、職員手当等と委託料で36万3,000円の減。

生涯学習センター文化事業、報償費から負担金、補助及び交付金で92万円の減。

文化財保護事業、役務費と委託料で41万9,000円の減。

保健体育総務費、社会体育推進事業、旅費で33万円の減。

スポーツクラブ育成事業、報償費と負担金、補助及び交付金で12万5,000円の減。

学校開放事業、委託料で22万3,000円の減。

町技普及振興事業、報償費と需用費で47万9,000円の減。

34ページに移りまして、スポーツ推進委員運営費、旅費と負担金、補助及び交付金で9万1,000円の減。

体育施設費、海洋センター維持管理費、報酬から工事請負費まで288万4,000円の減。

大樹中央運動公園維持管理費、委託料で87万円の減。

図書館総務費、図書館管理運営費、旅費で15万3,000円の減。特定財源のうち国道支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当でございます。

公債費につきましては、708万8,000円の増。

35ページに移りまして、諸支出金は8,174万円の増。

事業会計繰出金で、国民健康保険事業特別会計では1,108万5,000円の減、後期高齢者医療特別会計では97万1,000円の減、介護保険特別会計では1,355万8,000円の減、介護サービス事業特別会計では2,413万7,000円の減。

特別会計出資及び補助金で、病院事業補助金は1,885万円の減、水道事業補助金は321万6,000円の減、下水道事業補助金は、2,754万8,000円の減となるもので

ございます。

基金費、基金積立金で1億8,110万5,000円の増の内訳につきましては、事項別明細書の説明となりますけれども、財源調整基金が9,945万1,000円の増、減債基金が7,997万5,000円の増、公共施設整備基金が303万3,000円の増、地域福祉基金が9万円の増、航空宇宙産業基地誘致対策基金が721万3,000円の増、航空宇宙関連施設整備基金が780万円の減、農林水産業振興基金が200万円の増、森林環境譲与税基金が10万3,000円の減、魅力あるまちづくり推進基金が275万4,000円の減となっております。

36ページに移りまして、以上、歳出補正額合計7億1,235万3,000円の増。

財源内訳では、特定財源が国道支出金で1,100万4,000円の減、地方債で2,080万円の減、その他で6億8,527万2,000円の増。

特定財源の合計は6億5,346万8,000円で、一般財源が5,888万5,000円の増となるものでございます。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14 令和3年度大樹町一般会計補正予算（第10号）の歳出まで説明が終わっておりますので、引き続き歳入の説明から入ります。

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

それでは、午前中に続きまして、歳入について主なものを説明させていただきますので、事項別明細書の40ページ、41ページをお開き願います。

1款町税、1項町民税、1目個人の町民税が1,909万9,000円の増。2目法人の町民税が2,202万1,000円の増。2項、1目固定資産税が2,326万2,000円の増。3項軽自動車税、1目環境性能割17万7,000円の減。2目種別割31万7,000円の増。1款の町税全体では、6,452万2,000円の増となっております。

下がりまして、11款地方交税9,453万9,000円の増は、令和3年度分交付税の特例に関する省令に基づき、追加交付となったものでございます。

48ページ、49ページに移りまして、上から3段目、18款、1項寄附金、2目指定寄附金では、魅力あるまちづくり推進資金寄附金で1億5,259万4,000円、まち・ひと・しごと創生寄附金が5億2,630万円などで、6億8,933万5,000円の増と

なっております。

19款、1項繰入金、1目基金繰入金については、財政調整基金繰入金を2億5,406万2,000円を減額しております。

50ページ、51ページに移りまして、22款、1項町債につきましては、全体で6,468万1,000円の減。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額102億1,392万1,000円。補正額、2ページに戻りまして、1款議会費から3ページの13款諸支出金まで7億1,235万3,000円の増。補正後の歳出合計109億2,627万4,000円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額102億1,392万1,000円。補正額、1款町税から22款町債まで7億1,235万3,000円の増。補正後の歳入合計109億2,627万4,000円となるものでございます。

続きまして、第2表繰越明許費を説明させていただきますので、4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正、最初に繰越明許費の追加でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理業務で、金額が1,406万6,000円。繰越しに係る業務については3業務ございまして、一つ目は戸籍システム構築業務で、クラウド化業務が翌年度にまたがること、次は戸籍システムの符号取得関連社業で、国から示された符号取得開始時期が5月31日と翌年度になったこと、次に転入転出手続ワンストップ化業務で、システム改修が翌年度になることとなったため、併せて次年度に繰り越すものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、金額が2,230万円。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯等に1世帯当たり10万円を支給する事業でございますが、対象世帯700世帯のうち220世帯分について支給時期が4月以降となることから、事務費と併せて次年度に繰り越すものでございます。

2項児童福祉費、事業名、子育て世帯への臨時特別給付金事業、金額が40万7,000円、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の支援として、児童1人当たり10万円を支給する事業でございますが、対象のうち4人分について、支給時期が4月以降となる可能性があることから、事務費と併せて次年度に繰り越すものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、一部事務組合負担金事業、金額が3万9,000円。十勝圏複合事務組合負担金のうち、汚水処理施設開始制御設備更新工事について、動作確認試験の施行方法等の検討に時間を要し、年度内の完成が困難となったことから、次年度に繰り越すものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、産地生産基盤パワーアップ事業で、金額が1,827万5,000円。今年度にリース導入予定の高性能農作業機械は、海外からの輸入品で、輸送に時間を要しており、令和3年度内の納品が見込めないため、次年度に繰り越すものでございます。事業名、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型で、金額が2,200万円。国の令和3年度補正予算により、町が予定している令和4年度分の事業について前倒しで予算措置されましたが、未執行である令和3年度事業分を次年度に繰り越すものでございます。

次に、繰越明許費の変更でございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名役場庁舎建設事業、変更前の金額988万7,000円に170万円を追加し、変更後の金額が1,158万7,000円。役場庁舎建設事業のうち、全国瞬時警報システム防災行政無線北海道行政ネットワークに係る防災関係設備の移設について、昨年6月の定例会において繰越しをお認めいただいているところでございますけれども、繰越額を変更する必要があるものでございます。

次に、第3表地方債補正を説明いたしますので、5ページをお開き願います。

概要につきましては、地方債の変更でございますけれども、過疎対策事業の限度額を1,940万円減額し、11億3,530万円に、辺地対策事業の限度額を350万円減額し、7,860万円に、臨時財政対策債の限度額を4,388万1,000円減額し、1億1,626万9,000円に、公共事業等の限度額を260万円増額し、1,090万円に、緊急防災・減災事業の限度額を50万円減額し、1,010万円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第11号令和3年度大樹町一般会計補正予算（第10号）の審議に対する会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入については一括してこれを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり議事を進めます。

初めに、事項別明細書52ページから53ページ、1款議会費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、52ページから63ページ、2款総務費の質疑を受けます。質疑はありませんか。
志民和義君。

○志民和義議員

3の職員手当等ということで、時間外勤務手当の増があります。それで、その時間外手当の原因、要因と、それから時間外手当のした内容、職務内容、これについてお伺いいたします。

○議 長

暫時休憩。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時10分

○議 長

議会を開きます。

志民和義君。

○志民和義議員

ロケット関係ということでなのですが、これは打ち上げ時の超過勤務ということでしょうか。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

ロケット打ち上げに伴う職員の支援の内容になってございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

なかなかこの打ち上げの時間もはっきり、天候の関係とかいろいろあつて延びたりすることが多々あるかと思つているのですが、職員の人たちの通常業務持っていらっしゃると思うので、その通常業務のほかにやるということになると、その影響についていろいろ問題ないかどうか。ないから手当てだけで済むものなのかどうか、その点についてお伺いします。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

ご質問のロケットの打ち上げですけれども、昨年は7月に2回の打ち上げがございました、どちらも日曜日ということで通常業務には影響ない、休みの日に手伝える人をお願い

したというところがございます。ロケットに関しては、以前はパブリックビューイングなどをやりまして、たくさんの人を集めて、そして職員の出動も70人からというようなこともやっていたのですが、今は打ち上げに関する安全確保だけに人手を出しておまして、去年の場合、延べ17人で147時間、金額にしまして34万6,000円ということでしたので、通常業務に特に影響があったとは思っておりません。

ロケットに限らず、去年の多かったのは津波です。海底火山の影響で津波注意報が出たときの夜中でしたので、夜中から翌日の夕方まで監視等々に当たった部分が大きくて、こちらは34人で266時間というようなことでございます。そのほか、名誉町民の町葬、あるいは、はやぶさのカプセル展示の警備とかもあっての金額となっております。ロケットは特に、去年に関してはあまり大きく負担したものではありません。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

55ページの2款総務費1項総務管理費の4目企画費の12節委託料なのですが、企業版ふるさと納税PR業務の増額補正額が1,003万8,000円なのですが、そのPR業務の内容、どんな業務に使用するのかを聞きたいと思います。

○議 長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

企業版ふるさと納税PR業務1,003万8,000円ですけれども、こちらSPACE COTAN社に委託しております企業版ふるさと納税の企業に対する働きかけに対する成功報酬として3%を払うというものになっておまして、合計で今年度4億9,480万円に対して3%をとということで1,484万4,000円になりまして、既決分を差し引いた1,003万8,000円を今回計上させていただいたというところです。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

もう1点、59ページ2款の総務費1項総務管理費の10目諸費の10節需用費なのですが、街灯6基の修繕料45万円ということですが、何か説明では新規の話もあったのですが、修繕とすると、これ割り返すと1基7万5,000円ぐらいなのですが、本当に修繕なのか新規なのか含めて、単価も教えてください。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

今年度の中では、新設を今回6か所分ということで、金額としては61万5,000円ほど今回の中ではかかるものであります。そこで、修繕の中での相殺としまして、修繕料として45万円の増額をお願いしているところで、1基当たり10万円程度ということでございます。

○議長 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、新設と修繕料で不足分の45万円の補正ということですよ。10万円というのは新しいものなのか、1基の修繕に10万円なのか、そこも聞き漏らしたので。

○議長 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

修繕料の中で、必要に応じて新しく住宅がたくさん建っているところについては、地域の方の要望があつて必要性に応じて修繕費の中で設置していくほかがないと考えておりました。修繕ですと1か所2万円程度から3万円程度で修繕にはなっていますが、今回は新設の6基ということで、修繕費の中で新設を……。〔「新設費は幾らなのだから聞きたい、新設の単価」の声あり〕新設の単価が1基当たり今回の場合は10万円程度になってございます。

○議長 長

菅議員、いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

57ページの負担金ですけれども、地域公共交通確保維持改善事業補助金ですけれども、78万8,000円という補助金が結構マイナスですけれども、その詳細についてお願いをいたします。

○議長 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

この分につきましては、広尾線の十勝バスの運行に対する補助金の部分でございますけれども、当初予算では988万2,000円ということで、十勝バスのほうからも積算がなされてきていたわけなのですが、今回実績としまして、当初見込んでいたよりも計上の損益というか、マイナス分が当初予定したよりも若干マイナス分が少なかったというところの収支の関係で、補助金にもその分が反映されて、補助金額が減ったという形になります。

○議長 長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

57ページの18節の中の宇宙産業集積促進事業補助金というのがあるのですが、宇宙産業の集積されるべき事業というのはどのような事業というか、イメージなのかをお教えいただきたいと思います。

○議長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

こちらのほう、大樹町航空宇宙産業集積促進事業補助金交付要綱の中で、補助対象の事業といたしましては、航空宇宙産業に関連する事業、航空宇宙産業に関連する機器の試験、研究、開発、製造、施設の設備等としておりまして、航空宇宙産業に関わる事業につきましては広く対象となるものとなっております。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

例えばその企業ばかりではなくて、大学なんかの研究室あたりがその実験をするようなことなんかもこの事業の中で救われていくのでしょうか。

○議長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

補助対象事業者としては、大樹町内に事務所を置くというところの縛りしかないものですから、大学等でも事業者として認められれば対象になるかなと思います。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

1点、お願いします。同じく57ページの18節ですけれども、地域おこし企業人交流プログラム負担金あるのですが、この交流プログラムの中身はどういうものなのか、負担先はどこなのか教えてください。

○議長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

地域おこし企業人交流プログラムという事業は、国の制度となっております、3大都市圏からの拠点、本社のある企業から町に対して派遣を、人材、社員を派遣していただいた場合にその負担金の560万円を上限に特別交付税措置をするという制度になっておりまして、今年度につきましては令和3年10月からエアウォータ北海道から社員を1名派

遣いただきまして、その560万円の2分の1、半年分ということで280万円を計上しているところです。

○議長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

次に、62ページから67ページ、3款民生費の質疑を受けます。質疑はありませんか。菅敏範君。

○菅敏範議員

63ページから65ページにかかるのですが、民生費の1項社会福祉費、3目心身障害者福祉費、19節扶助費であります。心身障害者訓練通院費助成と自立支援医療費が当初予算に対して大幅な減額補正なのです。大体、心身のほうが45%、自立のほうが25%ほど大きな金額の減額になる主な理由だけ聞きたいと思います。

○議長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

扶助費の部分でございますけれども、主な理由としましては、対象者が減ったということが主な理由となります。対象になられた方がお亡くなりになったとか、そういう関係で扶助費が減ったということでございます。

以上でございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

67ページの18節で保育士等処遇改善臨時特例交付金事業ということなのですが、これ具体的に法人の保育士に対する改善のことかなと推測するのですけれども、どのような基準なり、どのようなことで支給されていくのでしょうか。

○議長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

今回補正をお願いいたしました保育士の処遇改善の部分でございます。国のほうの補助が創設されたということで、保育現場の新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化

への対応、重なる最前線で働いている保育士の処遇改善ということで、令和4年2月からの収入の3%程度を引き上げるというようなことで、その分の補助が国のほうで創設されております。したがって、今回、法人の認定こども園、その部分で補助を受けるということで行いますので、その分を町が国から補助を受けて法人に補助金として出すというような形で進めていくというような形でございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。その本俸なり年俸なりのその3%相当額が増額になると理解してよろしいのですね。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

要綱でいきますと、収入の3%ということになっておりますので、そうですね、基本給に対しての3%分、3%程度ということになっております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

63ページですけれども、19節の扶助費ですけれども、福祉灯油の関係ですけれども、前回、価格高騰により補正を組んで、最終的には補正を組んで増額になったのですけれども、最終的に78万3,000円の減ということなのですから、最終的にはどのような数字で、世帯数で収まっているのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

まだ申請途中でございますけれども、今のところの見込みという部分では、421世帯が申請されるのではないかとということで今見込んでおります。1月末現在で決定している部分は391世帯、今後3月末まで見込みを30世帯というふうに見込んでおまして、合わせまして421と試算をしているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

その下の高齢者通院手段支援費ですが、これは最終的には増える形になるのですけれども、その詳細についてお願いをいたします。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

高齢者通院手段支援費、14万円ほど増額をお願いするものでございまして、2月末現在の申請者につきましては148名の申請者がございまして、当初、予算的には90名ということで90名掛ける1万5,000円と予算を見込んでおりましたが、申請者が増えたということもございまして、14万円ほど増額のお願いをするものでございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

当初は90名で、2月末で148名ですが、約58名増えた理由は何でしょうか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

増えた理由というか、詳細には調査はしておりませんが、やはり今まで元気で自分で通院されていた方が高齢になってきて通院手段がなくなっている。自分で行けなくなったという部分、それと、あとは同居の家族がそれも高齢になって通院、送り迎えができなくなった、通院する手段がなくなったという部分が合わさって年々増えてきているのかと推測しているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、68ページから69ページ、4款衛生費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

69ページの母子保健費と成人保健費の委託料の関係なのですが、いずれも減額補正となっているのですけれども、この原因は、コロナの関係だとか、それからの積算についての課題とは言いませんけれども、ある程度期待値が大きくてマイナスになっているのか、執行率からいったらこの減額の割合というのはどれくらいの減額の割合に、対象人員でもいいのですけれども、どれくらいになっているのでしょうか。全部というか、ほとんど基本健診業務以外は全部減額になっておりますので、そこら辺、全体的な業務的なことからいって支障がないのかなと心配しておりますけれども。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

成人保健費、あと母子保健費の健診の業務の関係で減額になっているというところですが、コロナの影響によって一昨年からの健診の中止だとか、そういうものもありまして、健診を受けるタイミングがずれてしまったということで、受けないわということで、健診をお勧めしても、実際に去年の健診はちょっと辞退されるという方も実際のところはいらっしゃいました。ですので、確かにコロナの影響もこの中には含んでいるかなというふうに思います。

あと、健診のものによつての執行率についても、それぞれなのものですから今すぐお答えできないのですけれども、計算をして後ほどお答えしてもよろしいでしょうか。

妊婦健診につきましては、実際に年間ベースで年間40人程度ということで見積もってはいるのですけれども、その年々でやはり妊婦の人数が変動したりとかもいたしますので、で過大に見積もっているわけではないのですけれども少し変動があるというところもございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

69ページの2項清掃費、1目じん芥処理費の11節役務費なのですが、先ほどごみ袋の売上げが3分の1ぐらいに落ちているという話があったのですが、予算のときに。ただ、この指定ごみ袋売りさばき手数料が、当初予算が77万6,000円だったのですが、10万4,000円増額補正ということは、お店のほうで売上げが伸びているから予定よりも還元金というか手数料が10%以上増えているということの理解をするのですが、実際には当初見たよりもごみ袋を入れる袋全体である程度10%以上売上げが伸びているという理解をしておいてよろしいのですか。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

指定ごみ袋の元売りさばきに対する売りさばき手数料というのが売上の8%、こちらのほうは社協のほうにお支払いしている料金でございますけれども、議員言われるとおり、ごみ袋の売上げが予算時よりも伸びておりまして、不足を見越していることから増額をするものでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

これは通常の販売の状況で売上げが伸びているということの理解をしていいのか疑問だったのです。というのは、ごみ袋の値段が上がるよという情報がどこから漏れて、早く買っておこうとってたくさん売れているから、この増額補正にいつているのか、通常何もなくて伸びているのだったら、いいのですけれども、早く買っておこうと伸びているのだったら、それはさっき言った前倒しみたいになるのですが、これは通常の形で伸びているという理解をしてよろしいですか。そこだけ教えてください。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

こちらのほうは、通常の形で伸びているという理解をしてございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

69ページの4目の予防費の12委託料の最後に被接種者送迎業務、マイナス180万円なのですが、この送迎業務の概要と実績をお願いいたします。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

新型コロナの予防接種に関わる被接種者業務ですが、高齢者の方で接種会場に来るのが困難な方で、その分で送迎をするための予算を見ております。それで5月と、あと5、6月の1、2回目の接種業務と、あと今回、追加接種の部分につきまして予算を見ておりますが、1度目の接種のときにも約10万円程度、今回につきましてもその程度かかるものと見まして、実績には200万円予算を見ておりましたが、20万円の実績の予定ということで、180万円の減額ということにしております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

どのくらいの人が延べで利用されたというは、分かりましたらお願いします。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

延べ人数ですが、実人数で10人です。ジャンボタクシーを使ったりとか、普通のタクシーを使ったりとかということで利用されております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、70ページ、71ページ、5款労働費の質疑を受けます。質疑はありませんか。齊藤徹君。

○齊藤徹議員

工事請負費ですけれども、何日間で延べが何人なのかお願いをいたします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

工事請負費の日数ですけれども、日数としましては10日間で、延べ人数としましては131人となっております、実労働者につきましては14人でございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、70ページから75ページ、6款農林水産費の質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、74ページから75ページ、7款商工費の質疑を受けます。質疑はありませんか。齊藤徹君。

○齊藤徹議員

観光施設費の需用費、燃料費です。チップ燃料の増に伴うのですけれども、どれくらい

の量が増えて、単価は変わってないのか、増えたとしたらなぜ増になるのか、139万円の根拠をお願いいたします。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

晩成温泉の燃料費の関係でございます。木質チップの使用量が増えたことによる補正でございますが、当初予算では1,608立米を見込んでおりましたが、実績と今後の見込みと考えまして1,826立米の量を見込みまして218立米を今回増やさせていただき、金額としまして139万1,000円を増額するというもので、単価については従前と変わってございません。

以上でございます。

○議長

ほかに質疑は。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

単価は変わらないのは分かりました。それで、218立米実際に増えるのですけれども、増えるということは、それだけ入浴客というか利用量が高まっているから増えるという単純な解釈でよろしいのですか、また別の要因があるのか、それについてお願いいたします。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

燃料が増えたということで、分析もしてみたのですけれども、まず利用者としましては、今年度1月末現在と昨年度の1月末現在で比較しますと2,000人程度増えているという状況となっております。その分、増えている要因もありますし、今年の冬、特に寒さが厳しかったというところがありまして、その分、燃料を燃やす部分で増えた要因も一つあるのではないかと推測しているところでございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

75ページの7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、18節補助金のところなのですが、企業立地振興事業助成金の増額補正400万円については、雇用促進事業で該当者1人に20万円を助成するという事業で聞いているのですが、このちょっと具体的内容、どういう場合だったら誰に20万円ということなのか、中身をもう少しかみ砕いて聞きたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

その補助金につきましては、企業立地振興条例に基づく補助金でございますけれども、まず町内に工場等を新設または増設する企業に対しまして、当該設備に対する固定資産税相当額の補助または雇用促進、雇用の人数が増加した部分に対する補助を町独自の支援策として実施するというものでございまして、工場等の製造または加工用に供する施設という部分、また指定施設としましては試験研究施設、ソフトウェア施設、観光施設など、そういった施設を含めて工場等と呼んでおりますけれども、その部分が町内で新たに新設または増設されて投資固定資産取得価格が2,000万円以上であるという部分、そして設置に伴いまして常時雇用する従業員がいるという要件となっております。

○議 長

ほかに。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ごめんなさい、何か少し勘違いしたのかも分からない、僕が。該当者1人に20万円だから、雇用する労働者を増やしたら1人につき20万円配当するかと思ったら、それはその事業主に対して雇用者が3人いたら60万円交付という理解になるのですね、多分。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今回のこの条例の関係につきましては、新たに施設を新設するとか増設して、その雇用が増えたという分に対して事業主に対して補助するという部分でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、74ページから79ページ、8款土木費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、78ページから79ページ、9款消防費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、78ページから87ページまで、10款教育費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

教育総務費の教育振興費、20節貸付金で、当初予算984万円に対して501万円の減額補正なのですが、50%以下になっているのですよね、執行率が。どの部分に対する、希望者が少なかったのか、概略を聞きたいと思います。

○議 長

清原学校教育課長。

○清原学校教育課長兼社会教育課長兼図書館長

奨学金の予算と実績の差ですけれども、予算額984万円です。これは新規の見込みで高校への進学分、これが月額1万円の年間12万円で2人分見込んでいます。そして大学進学分が月額3万円の年間36万円の10人分見込んでいます。そして、入学一時金ということで30万円、これを10人見込んでいます。これを足しますと684万円になります。そして、平成30年度から令和2年度までの継続の貸付分、これが300万円です。この合計で984万円とまずなっていて、実績が大学の進学が3名です。この分の申請を受けたということで、その差額分が減額の補正となっております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、86ページ、87ページ、12款公債費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

87ページの公債費の元金の937万9,000円、普通は積み上げていったら途中で借金借りたりなんかしていても元金が増えていくとか何とかというのはちょっとあまり考えられないかなと思っているのですけれども、この積算に間違いがありましたと言ったらそれまでの話なのですけれども、普通は給与費と同じで、そんなにそんなに積算が変わるべきものでないかなと思っているのですけれども、そこら辺の理由はいかがでしょうか。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

借りるものにもよるのですけれども、5年に1回とかと借換えをするのですが、そのときに元利均等で償還する形を取っているものですから、利率が下がっていますので、そうすると利息が下がるのですが、元利均等で償還額は一緒なものですから、元金が増えると

いう形になりまして、それで今回その元金が増いう形で。そういったことで利率が下がったので、元利金等の元金のほうが増えているという部分と、それと公共下水道の企業債の関係なのですけれども、当初下水道会計で起債借入れ、過疎債借り入れる当初予算組んでいたところなのですけれども、本来、今まで下水道の特別会計、昨年度まで特別会計で、特別会計のものは直接下水道会計に借入れすることが可能だったものですから、その流れで今回の企業会計の下水道事業のほうに借りる形に予算を組んだのですが、企業会計になりますと直接会計が借り入れることではなくて、一般会計のほうで借りて、それを繰り出すという形の部分もございまして、当初予算の計上の仕方がよろしくなかったという部分の修正が820万円ほど含めてございます。

○議 長

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、86ページから89ページ、13款諸支出金の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

答弁漏れが若干ありましたので、西田議員の。

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

大変失礼しました。

先ほど、各種がん検診の委託料の減額が多いということで、その執行率についてお答えしたいと思います。

69ページの成人の成人保健費の委託料の部分で減額している部分ですが、胃がん検診につきましては80%、執行率80%です。肺がん検診が74.0%、大腸がん検診が81.6%、前立腺がん検診が77.0%、乳がん検診が58.2%、子宮がん検診が61.7%、詳細2次検診が10%となっております。

以上です。

○議 長

次に、40ページから51ページ、歳入の質疑を受けます。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

43ページの使用料及び手数料の1項手数料なのですが、その中の農林管理使用料、町

営牧場使用料が、当初予算9,696万3,000円だったのですが、2,000万円以上が減額補正になるのです。ということは、大体当初計画で予定をした放牧頭数は確保できなかったことが理由なのかと推察するのですが、実は農林水産業費の飼料費のところで1,550万円ぐらい飼料費が増額になっているのですけれども、牛ががっぱり減って、飼料費ががっぱり増えたのかなという、変な見方であるのですが、その辺は頭数がかなり減ったという理解でよろしいのですか。

○議 長

梅津町営牧場参事。

○梅津町営牧場参事

手数料につきましては、菅議員がおっしゃったお見込みのとおりでございまして、当初予定していた頭数が夏期放牧で11万3,000頭、冬期で10万頭ぐらい予定はしていたのですけれども、失礼しました。予算ベースで、乳牛で13万3,000頭、肉牛で8,400頭、馬で400頭見込んでおりましたが、結果、夏期放牧につきましては11万3,000頭ということで、2万頭以上減ったということになります。延べ頭数でございます。そういうことで、2,000万頭程度、予算ベースよりも落ち込んだということになります。以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっとしつこい、それで飼料費は上がったというのは聞いているのですが、牛がたくさん減って餌代がいっぱいかかる、ちょっと納得できない部分はあるのですが、それは値上がりのほうがもっとすごかったというただの解釈をしてでよろしいのですか。

○議 長

梅津町営牧場参事。

○梅津町営牧場参事

すみません。餌についてなのですが、当初見込んでいた多頭数よりも減っているにもかかわらず飼料が増えたというのは、飼料設計に基づいて、年末ですけれども飼料設計に基づいて飼料を大幅に増やしたということで、昨年ベースで行くと1頭当たり1.2キロ、1日当たり1.2キロのところを、今現在ですけれども、平均で大体2.9キロぐらいに増やしているという経過がありまして、倍以上増えているという経過がありますので、頭数が減っているにもかかわらず、1日当たりの摂取量が増えているということ飼料費が増えているということになります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

41ページの、この状況の中で法人税、固定資産税が増で、結構町民の企業頑張っているのですけれども、法人税と固定資産税、それぞれ2,200万円から2,300万円増になっているのですけれども、職種別でいったらどのような職種が主に増えているのか、また減っているところがあれば細をお願いいたします。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

職種については把握してございません。大変申し訳ございません。

法人につきましては、当初予算では均等割のほうで206件、法人税のほうを件数的には見込んでおりました。これが実際、令和4年2月の均等割りで見てみますと、220件、14件法人が増えているという状況になってございます。こちらのほうで法人税のほう、若干増えているという形で、収入に見合う形で予算のほうを増額している状況でございます。固定資産税につきましては、当初見込んでいた建物の建設数、こちらのほうが農業法人等で、また家庭、個々の建物が増加しているという状況で増えているという状況でございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

できれば、一番気になるのは、法人税も固定資産税もそうですけれども、多分法人税は、法人というのは、結構農家、結構最近は多いのですよね。その辺の割合というのが気になっているのですけれども、この206戸か220戸ということで、14戸というのが、これ増えたのは、その内訳は分かりませんか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時01分

○議 長

休憩前に引き続き、議会を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、4ページ、繰越明許費補正、5ページ、地方債補正について質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出全般についての質疑漏れがあればお受けいたします。質疑ありませんか。齊藤徹君。

○齊藤徹議員

75ページ、漁港管理費ですけれども、漁港監視等の業務ですけれども、マイナスの16万5,000円ということは、1人、今まで2名いたのですけれども、1人がお辞めになったのか、やらなくなったのか、多分その数字だと思うのですけれども、その16万5,000円の詳細をお願いいたします。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

漁港監視等業務16万5,000円の減額でございます。ご指摘のとおり、旭浜、浜大樹にそれぞれ1名ずつ配置してございましたけれども、浜大樹のほうは、旭の利用頻度が減っていきまして、船も浜大樹に寄っている、また組合の事務所もあるということで、あえて人を置かないで、漁協の業務の中で見ていただけないということになりましたので、浜大樹分の執行がなくなりまして16万5,000円の減となっているものでございます。以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

75ページ、同じく商工費、18節負担金、交付金関係なのですが、新型コロナウイルス感染症対策融資金と新型コロナ関係、あとは中小企業特別支援金給付金事業、全部減額補正になっているのですが、単純に申請者が減っていたのか、その辺の理由というか、内容を知りたいのですが。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

まず18節の負担金、補助及び交付金の中の新型コロナウイルス感染症対応融資金利子補給補助金につきましては、これは令和2年度に事業者が融資を受けた部分に対して利子補給を5年間町が行うということでの令和3年度分の利子補給分でありまして、当初は

予算で104万7,000円を見込んでおりました。令和2年度3月まで借りる対象ということにしていたものですから、予算を組む段階で3月に借りる事業者もいるだろうということで、その分は60万円ほどちょっと強めに見ていたわけなのですが、実際には借り入れた事業者がいなくて、新年度分としては利子補給の対象にならなかったという分で落とさせていただいているという分でございます。

その次の飲食店等販売促進事業につきましては、1件当たり10万円の助成をするという販売促進に関わる事業なのですが、当初30件予算を見ておりましたが、実績として18件ということでございます。

その次の中小企業特別対策支援金給付につきましては、上限20万円を50件の1,000万円を予算見ておりましたが、41件の申請だということで、739万3,000円の実績という形になってございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第11号の件の討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時20分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第15 議案第12号

○議 長

日程第15 議案第12号令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第12号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ1,366万7,000円の追加であります。

内容につきましては、住民課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

議案第12号令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,366万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億1,757万9,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページ、歳出をお開き願います。

補正の内容は、事業費の確定や執行見込みによるもので、財源内訳に変動を伴うものにつきましては、必要な組替えを行っております。補正額がなく、財源内訳の組替えのみを行う項目につきましては、説明を省略させていただきます。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額44万1,000円の減。

2 項徴税費、1 目賦課徴税費、補正額22万円の減。1 項、2 項につきましては、いずれも執行見込みにより減額しております。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費600万円の増。2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費800万円の増。2 款の保険給付費につきましては、給付費の動向を考慮した執行見込みにより増額としております。

次のページに移りまして、5 款保健事業費、2 項、1 目ともに特定健康診査等事業費6

万2,000円の減。執行見込みにより減額しております。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目保険給付費等交付金償還金39万円の増。前年度生産分の保険給付費等特別交付金償還金が確定したことにより増額としております。

次に、歳入について説明させていただきます。6ページ、7ページをお開きください。歳入。

1款、1項ともに保険税、1目一般被保険者保険税、補正額982万4,000円の減。保険税につきましては、収納状況を考慮して減額しております。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金1,409万6,000円の増。保険給付費に充てる普通交付金が1,400万円増額となっております。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,066万9,000円の減。保険基盤安定繰入金の保険税軽減分は、額の確定により増額、保健支援者分は減額、一般被保険者療養給付費繰入金とその他一般会計繰入金は、執行状況を考慮して減額としております。

6款、1項ともに繰越金、1目前年度繰越金2,006万4,000円の増となっております。

次に5ページ、総括の歳出をご覧願います。

歳出合計、補正前の額7億391万2,000円。補正額、1款総務費から7款諸支出金まで1,366万7,000円の増。補正後の歳出合計7億1,757万9,000円。

次に4ページ、歳入ですが、歳入合計、補正前の額7億391万2,000円。補正額、1款保険税から6款繰越金まで1,366万7,000円の増。補正後の歳入合計7億1,757万9,000円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

○議 長

日程第16 議案第13号令和3年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第13号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ262万7,000円の減額であります。

内容につきましては、住民課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

議案第13号令和3年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ262万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,637万3,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額8万5,000円の減。執行見込みにより減額しております。

2 款、1 項、1 目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、補正額254万2,000円の減。ここでは、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合への納付金を計上しております。事務費負担金の確定により40万2,000円の減。保険料と保険料軽減分を合わせた保険料等負担金は、見込額での計上でありましたが214万円の減となっております。

次に、歳入について説明させていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。
歳入。

1款、1項、1目ともに後期高齢者医療保険料、補正額187万円の減。ここでは、後期高齢者医療保険制度に加入している方の保険料を計上しておりますが、保険料の収入見込みにより減額となっております。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額124万2,000円の減。事務費繰入金は、広域連合へ納付する事務費負担金の減などにより減額、保険料の軽減分を一般会計から借り入れる保険基盤安定繰入金は、額の確定により減額しております。

3款、1項、1目ともに繰越金、補正額48万5,000円の増となっております。

次に5ページ、総括の歳出をご覧願います。

歳出合計、補正前の額9,900万円。補正額、1款総務費と2款後期高齢者医療広域連合納付金で262万7,000円の減。補正後の歳出合計9,637万3,000円。

次に4ページ、歳入ですが、歳入合計、補正前の額9,900万円。補正額、1款後期高齢者医療保険料から3款繰越金まで262万7,000円の減。補正後の歳入合計9,637万3,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号

○議 長

日程第17 議案第14号令和3年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第14号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ4,595万7,000円の減額であります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第14号令和3年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,595万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7億2,138万8,000円とするものです。

補正の内容は、年度末に伴う各事業の歳入歳出の確定や執行見込みによる事業費の精査で、減額補正が主なものとなっております。

事項別明細書でご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額49万4,000円の減。人事異動に伴う職員手当等の減額が主な要因となっております。

3項介護認定審査会費、3目認定調査費、補正額14万3,000円の減。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額1,079万2,000円の減。2目居宅介護サービス計画費、補正額201万1,000円の増。3目施設サービス給付費、補正額1,130万2,000円の減。6目特定入所者介護サービス費、補正額552万7,000円の減。7目審査支払手数料、補正額9万円の減。

2項高額介護サービス費、1目高額介護サービス費、補正額350万円の減。2目高額医療合算介護サービス事業費、補正額80万円の減。

12ページ、13ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支

援サービス事業費、補正額469万円の減。2目一般介護予防事業費、補正額183万5,000円の減。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額810万5,000円の減。退職職員の補充を見込んで計上しておりましたが、補充ができなかったことによる給料及び職員手当等の減額と、社会福祉協議会に委託しております地域支援事業の委託事業費の確定や執行見込みによる減額が主なものとなっております。2目任意事業費、補正額69万円の減。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入です。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額10万6,000円の増。2目地域支援事業交付金、補正額123万3,000円の減。3目介護保険事業費補助金、補正額31万円の増。4目地域支援事業調整交付金、補正額63万1,000円の減。5目保険者機能強化推進交付金、補正額110万7,000円の増。6目、介護保険保険者努力支援交付金、補正額98万2,000円の増。

3款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額832万3,000円の減。

2項道補助金、1目地域支援事業交付金、補正額83万円の減。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額1,562万1,000円の減。2目地域支援事業支援交付金、補正額231万1,000円の減。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,419万円の減。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額601万7,000円の減。

8ページ、9ページをお開き願います。

7款諸収入、2項雑入、3目雑入、補正額69万4,000円の増。

次に、総括についてご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開き願います。

5ページの歳出でございます。

歳出合計、補正前の額7億6,734万5,000円。補正額、1款総務費から3款地域支援事業費まで4,595万7,000円の減。補正後の歳出合計7億2,138万8,000円でございます。

次に、4ページの歳入でございます。

歳入合計、補正前の額7億6,734万5,000円。補正額、2款国庫支出金から7款諸収入まで4,595万7,000円の減。補正後の歳入合計7億2,138万8,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

13ページお願いします。包括的支援事業の関係ですけれども、12節の委託料の関係で、事業委託業務マイナスの216万1,000円ですけれども、それについての詳細をお願いいたします。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

包括的支援事業216万1,000円の減でございますけれども、社会福祉協議会に委託しております生活支援体制整備事業、この部分でマイナスとなっております。今回、コロナの関係で事業が中止になった部分、または執行できなかった部分という部分が主な要因となっております、ふれあいマップ作りの講師、研修会とかそういう部分が実施できなかったということで減額という形になってございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

11ページ、2款保険給付費なのですが、全体として全て減額になっているのですが、居宅介護サービス計画費、これだけ201万1,000円ほど増額になっている理由について説明をお願いします。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

居宅介護サービス計画費の部分が増額ということでございます。今回、増額の理由としましては、居宅の介護サービスを受けられる方の計画、その受けられる方が増えたということが主な要因となっております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第14号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号

○議 長

日程第18 議案第15号令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第15号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ2,526万9,000円の減額であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長から説明をいたさめますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第15号令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,526万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,196万6,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、8ページ、9ページの歳出をお開きください。

歳出です。

1 款、1 項ともに居宅介護サービス事業費、1 目通所介護費、補正額 6 5 3 万 5, 0 0 0 円の減。1 節報酬は、会計年度任用職員報酬の所要見込みによる減額、職員人件費は、介護職員 1 名の年度途中退職による減額、その他は事業費の確定、執行見込みによる減額が主なものです。

2 款、1 項ともに介護老人福祉施設事業費、1 目介護老人福祉施設費、補正額 1, 8 7 3 万 4, 0 0 0 円の減。1 節報酬は、会計年度任用職員報酬の所要見込みによる減額、職員人件費は人事異動による減額です。

次の 1 1 ページ、1 7 節備品購入費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、離床補助機能付ベッド 1 台の購入を昨年 1 2 月補正予算で計上させていただきましたが、年度内の納品が見込めなくなったことから減とするものです。

次に、6 ページ、7 ページの歳入をお開きください。

歳入です。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス事業収入、補正額 1 5 9 万円の減。2 目介護老人福祉施設事業収入、補正額 6 8 6 万 5, 0 0 0 円の減。2 項介護予防・日常生活支援総合事業費収入、1 目通所型サービス事業費収入、補正額 3 3 7 万 5, 0 0 0 円の減。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目居宅介護サービス事業負担金、補正額 7 9 万 1, 0 0 0 円の減。2 目介護老人福祉施設事業負担金、補正額 2 5 6 万 1, 0 0 0 円の減。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 2, 6 4 2 万 6, 0 0 0 円の減。

4 款、1 項、1 目ともに繰越金、補正額 1, 6 3 3 万 9, 0 0 0 円の増。

次に、総括、5 ページの歳出をお開きください。

歳出合計、補正前の額 4 億 7 2 3 万 5, 0 0 0 円。補正額、1 款居宅介護サービス事業費と 2 款介護老人福祉施設事業費で 2, 5 2 6 万 9, 0 0 0 円の減。計 3 億 8, 1 9 6 万 6, 0 0 0 円となります。

次に、4 ページの歳入をご覧ください。

歳入合計、補正前の額 4 億 7 2 3 万 5, 0 0 0 円。補正額、1 款サービス収入から 4 款繰越金までで 2, 5 2 6 万 9, 0 0 0 円の減。計 3 億 8, 1 9 6 万 6, 0 0 0 円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

9 ページの 1 目老人福祉施設費なのですが、2 節の給料 6 2 1 万 1, 0 0 0 円の減額補正

について、説明では人事異動によるということなのですが、これはお聞きをしたいのは、人事異動で欠員になってそのまま放置されてきたのか。例えば、退職の後の補充をしたかったけれどもできなかったのかというようなことが想定されますが、どちらかなのか。それから、現時点では1名足りないままで推移してきているのか伺いたいと思います。

○議 長

明日見特別老人ホーム所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

2節の給料についてですが、介護職員ですが、年度途中に1名採用されていまして、年度途中に1名退職しまして、今のところ予定の人数は補充されております。調理員が年度途中に1名退職しております。そして、看護師が4月から人事異動で着任されましたが、予算の給料よりもちょっと高くなってしまったので、その分上がっています。それと介護職員をあと3名補充ということですと募集をしていたのですが、その3名分が結局不補充ということで、その分が減額ということになっております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第15号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第16号

○議 長

日程第19 議案第16号令和3年度大樹町水道事業会計補正予算(第5号)について

の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第16号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町水道事業会計補正予算（第5号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を6,452万4,000円に改め、収入を230万2,000円、支出を554万5,000円それぞれ減額。

第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を2億3,184万6,000円に改め、収入を36万1,000円、支出を322万9,000円それぞれ減額し、第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を、第5条では、他会計からの補助金を、第6条では、たな卸資産の購入限度額をそれぞれ改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第16号令和3年度大樹町水道事業会計補正予算（第5号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和3年度大樹町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度大樹町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文括弧書き中、「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額6,776万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,776万7,000円で補填するものとする」を「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額6,452万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,452万4,000円で補填するものとする」に改め、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきまして、まず収入から説明いたします。

第1款水道事業収益、既決予定額から補正予定額230万2,000円減額の4億4,488万6,000円、次に支出、第1款水道事業費用、既決予定額から補正予定額554万5,000円減額の5億941万円とするものでございます。

次に第3条、予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,471万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億3,471万4,000

0円で補填するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,184万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億3,184万6,000円で補填するものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページをお開き願います。

収入です。

第1款資本的収入、既決予定額から補正予定額36万1,000円減額の5,008万7,000円。

次に支出、第1款資本的支出、既決予定額から補正予定額322万9,000円減額の2億8,193万3,000円とするものでございます。

次に第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。職員の給与費、既決予定額から補正予定額55万円減額の2,793万円とするものでございます。

第5条、他会計からの補助金として、予算第7条本文中、1億3,311万5,000円を1億3,013万円に改めるものでございます。

第6条、たな卸資産の購入限度額、予算第8条本文中、570万円を542万円に改めるものでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額570万円の減。ここでは、委託料の補正をお願いするもので、委託費の確定により減額するものでございます。3目総係費、補正予算額15万5,000円増。法定福利費退職手当負担金は、人事異動により対象者が変更となったことにより増額になるものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1款水道事業収益、1項営業収益、2目手数料、補正予算額16万8,000円増。3目負担金、補正予算額18万円の増。4目その他の営業収益、補正予算額33万5,000円の増。

2項営業外収益、2目一般会計補助金、補正予算額298万5,000円減。精査によるものでございます。

損益勘定留保資金324万3,000円減でございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産取得費、補正予算額106万1,000円減。法定福利費退職手当負担金は、人事異動により対象者が変更になったことにより減額でございます。2目消火栓整備費、補正予算額23万1,000円の減。工事費確定によ

る減額でございます。

2項配水管等補償工事費、1目配水管等補償工事費、補正予算額67万1,000円の減。委託費行使確定による減額でございます。

次のページをお開き願います。

3項量水器整備事業費、1目量水器整備事業費、補正予算額126万6,000円の減です。検定満期メーター器更新工事が完了したことによる減額でございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入、1項、1目ともに工事補償金、補正予算額13万円の減。

2項、1目ともに工事負担金、補正予算額23万1,000円の減です。工事補償金と工事負担金ともに工事費確定による減額でございます。

損益勘定留保資金、補正予算額286万8,000円の減でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第16号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第17号

○議 長

日程第20 議案第17号令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第

6号) についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第17号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第6号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入支出ともに3,919万円の減額。第3条の資本的収入及び支出では、収入支出ともに6万2,000円の増額。第4条では、企業債の限度額を、第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である給与費を、第6条では、他会計からの補助金を、第7条ではたな卸資産の購入限度額をそれぞれ改めるものであります。

内容につきましては、町立病院事務長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、議案第17号令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第6号)について、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条、令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支入及び支出の予定額を次のとおり補正する。予定額につきましては、収入支出ともに3,919万円を減額するものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。予定額につきましては、収入支出ともに6万2,000円を増額するものでございます。

次のページをご覧ください。

第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。起債の目的、病院事業の限度額370万円を290万円に改めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。1号、給与費の予定額を3,304万円減額し、7億4,798万4,000円に改めるものでございます。

第6条、予算第8条中、4億2,299万6,000円を4億349万6,000円に改める。他会計からの補助金、一般会計補助金を1,950万円減額するものでございます。

第7条、予算第9条中、1億3,619万6,000円を1億3,119万6,000円に改める。たな卸資産購入限度額、薬品費、診療代医療費を500万円減額するものでござ

います。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、11ページ、12ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費で3,304万円の減。主な要因としましては、医師、看護師、医療事務員が年度途中で各1名ずつ退職したこと、それと人事異動及び育児休暇の取得によります減のほか、会計年度任用看護師の期間採用1名による増などにより、総じて減額となるものでございます。

13ページ、14ページをお開き願います。

2目材料費で500万円の減。3目経費で170万円の減。6目研究研修費で170万円の減。いずれも今回、収入のほうで医療収益を実際の見込みに合わせて減額したことによりまして、執行精査の範囲内でそれぞれ減額するものでございます。

2項医業外費用、4目消費税で225万円の増。新型コロナワクチン接種の実施によります町からの委託金、北海道国民健康保険団体連合会からの交付金の交付等に伴いまして、課税収入見込み額、課税標準額が増加するため、相当分の消費税額を増額するものでございます。

9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益1,800万円の減。2目外来収益2,119万円の減。給与費の減及び執行精査によります材料費等の減に伴い、それと先ほども説明いたしました実際の収入見込みによりまして減額調整するものでございます。

2項医業外収益、3目他会計補助金で1,950万円の減。国庫道支出金の収入増によります運営費への補助金の改増に伴いまして、一般会計補助金を相当分減額するものでございます。7目国庫支出金で1,010万円の増。インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業費補助金1,000万円は、インフルエンザの流行期でありました令和2年9月15日から令和3年3月31日までの期間に発熱外来等の体制を整え、患者を受け入れた医療機関に対し、関わる経費、当院では光熱水費と薬品代既存予算に対し補助を受けたものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援事業費補助金10万円は、院内で感染対策を講じている保険医療機関に対し、令和3年10月1日から12月31日までに取り組んだ経費、当院では清掃委託費に対しまして補助を受けたものでございます。

8目道支出金で、940万円の増。新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金940万円は、希望者の接種を速やかに終えるための接種体制支援として、昨年度5月9日から10月2日までの期間に1日50人以上の接種を行った69日間に対しまして、1日120万円、690万円と、休日や時間外分として出勤した職員の延べ勤務時間を基本に250万円程度が支援されるものでございます。

次に、17ページ、18ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費で18万7,000円の減。機器及び備品購入費で事業費の確定によるものでございます。2目施設費で15万円の減。工事請負費で、医師住宅改修工事の完了によるもので、減じるものでございます。

4項、1目ともに一般会計負担金返還金で39万9,000円の増。令和2年度予算からの明許繰越事業におきまして、事業執行の結果、令和2年において収入済みの一般会計負担金に不用額が発生しましたので、今回、返還金に関わる収入支出予算を組み、一般会計へ返還するものでございます。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入、1項、1目ともに一般会計負担金で104万9,000円の増。医師住宅改修工事に関わる起債対象外経費負担の増加及び令和2年度予算の明許繰越事業に関わる不用額を返還金として支出するため計上するものでございます。

2項、1目とも企業債で、80万円の減。医師住宅改修工事に関わります起債対象外経費の増加に伴いまして、病院事業債を減額するものでございます。

4項道支出金、1目道補助金で18万7,000円の減。事業費の確定による減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第17号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 1 8 号

○議 長

日程第 2 1 議案第 1 8 号令和 3 年度大樹町下水道事業会計補正予算（第 4 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 1 8 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和 3 年度大樹町下水道事業会計補正予算（第 4 号）をお願いするもので、第 2 条の収益的収入及び支出では、収入を 2,766 万 5,000 円、支出を 160 万 1,000 円それぞれ減額。

第 3 条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、補填する財源のうちの当年度利益剰余金処分量を 1 億 2,815 万 7,000 円に改め、収入を 1,358 万円、支出を 3,964 万 4,000 円それぞれ減額。

第 4 条では、企業債の限度額を、第 5 条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を、第 6 条では、他会計からの補助金を、第 7 条では、利益剰余金の処分する額をそれぞれ改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長兼下水終末処理場長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第 1 8 号令和 3 年度大樹町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第 1 条、令和 3 年度大樹町下水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 3 年度大樹町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。補正の内容につきましては、まず収入です。第 1 款下水道事業収益、既決予定額から補正予定額 2,766 万 5,000 円の減の 4 億 2,983 万 4,000 円。次に支出です。第 1 款下水道事業費用、既決予定額から補正予定額 160 万 1,000 円減額の 3 億 57 万 9,000 円となるものでございま

す。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,994万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額572万4,000円、当年度利益剰余金処分量1億5,422万1,000円で補填するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,388万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額572万4,000円、当年度利益剰余金処分量1億2,815万7,000円で補填するものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、次のページをご覧ください。

収入です。

第1款資本的収入、既決予定額から補正予定額1,358万円の減の3,471万5,000円。

支出、第1款資本的支出、既決予定額から補正予定額3,964万4,000円の減の1億6,859万6,000円となるものでございます。

次に第4条、企業債、予算第5条で定めた起債の限度額を、次のとおり改める。下の企業債の表では、補正前の表から補正後の表に改めるもので、下水道事業債の限度額を3,360万円から2,260万円に改めるものでございます。変更の目的は、公共下水道事業及び個別排水事業の事業費確定のため、借入額を精査したものでございます。起債の方法及び利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

次のページをご覧ください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、既決予定額から補正予定額197万3,000円減の1,569万円です。

第6条、他会計からの補助金として、予算第9条本文中、2億3,002万9,000円を2億248万1,000円に改めるものでございます。

第7条、利益剰余金の処分として、予算第10条本文中、1億5,422万1,000円を1億2,815万7,000円に改めるものでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、11ページ、12ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠管理費、補正予算額38万5,000円の減。2目処理場管理費、補正予算額144万1,000円の減。3目個別排水管理費、補正予算額6万8,000円の減。4目総係費、補正予算額24万3,000の増。5目普及推進費、補正予算額1万8,000円の増。

2項営業外費用、3目雑支出、補正予算額3万2,000円の増。

次に、9ページ、10ページにお戻り願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1 款下水道事業収益、2 項営業外収益、1 目一般会計補助金、補正予算額 2,766 万 5,000 円の減。一般会計補助金につきましては、下水道事業が負担すべき水道事業費用の確定の見込みによる減額修正でございます。

次に、15 ページ、16 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目公共下水道建設費、補正予算額 1,101 万 2,000 円の減。主な減額の要因は、人事異動による減額でございます。委託料及び工事請負費では、事業確定による減額でございます。2 目個別排水処理施設建設費、補正予算額 2,053 万 2,000 円の減。主な減額の要因は、16 ページから 18 ページにかけました委託料と工事請負費において、個別排水施設を当初 10 基に 6 月補正でプラス 10 基予算をお認めいただきましたが、最終的に 16 基の工事発注となったため、個別排水処理施設の 4 基分の減額となっております。

17 ページ、18 ページをお開き願います。

2 項、1 目ともに企業債償還費、補正予算額 810 万円の減。

次に、13 ページ、14 ページにお戻り願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1 款資本的収入、1 項、1 目ともに企業債、補正予算額 1,100 万円の減。

2 項、1 目ともに繰入金、補正予算額 11 万 7,000 円の増。

5 項、1 目ともに国庫補助金、補正予算額 269 万 7,000 円の減。

利益剰余金処分額、2,606 万 4,000 円の減でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 18 号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時35分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第22 令和4年度行政執行方針及び教育行政執行方針

○議 長

日程第22 令和4年度町政執行方針並びに教育行政執行方針について、町長と教育長から発言を求められていますので、これより発言を許します。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、令和4年度各会計予算に対する執行方針と主要施策について申し上げます。

令和4年度各会計予算案の審議にあたり、その概要と町政運営の基本方針並びに主要施策について、私の所信を申し上げます。

私は、平成27年の町長就任以来、第5期大樹町総合計画の理念である「活力とやすらぎあふれるまちづくり」の実現や国が掲げる地方創生の推進に向けて、町政を進めてまいりました。

この間、多くの皆様から寄せられましたまちづくりに対する熱い思いと期待を真摯に受け止め、職員とともに知恵を絞り、実現させることが私の最大の使命と考えております。

今回ご提案申し上げます令和4年度予算案につきましては、私の今任期中最終の予算となりますが、これまでと同様に皆様の声を形に変えていくことに全力で取り組んでまいりますので、引き続き議員並びに住民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

基本認識ですが、日本経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さが見られております。先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されております。

また、国は、賃上げの促進等による働く人への分配機能の強化、看護・介護・保育等に

係る公的価格の在り方の抜本的な見直し、少子化対策等を含む全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略を推進するほか、高付加価値化と輸出力強化を含む農林水産業の振興、老朽化対策を含む防災・減災、国土強靱化や交通、物流インフラの整備等の推進、観光や文化・芸術への支援など、地方活性化に向けた基盤づくりに積極的に投資するとしております。

このような中、国の令和4年度予算案においては、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を目指し、雇用・事業・生活に対する支援等を推進していくとされております。一方、大樹町の社会経済情勢を見ますと、人口減少や少子高齢化が続いており、基幹産業である農業は生乳生産の抑制基調の問題はありつつも堅調に推移しておりますが、水産業は昨年突然見舞われた赤潮被害などもあり不振が長く続いているほか、長期にわたる行動自粛により、飲食店をはじめとする商工業も大きな打撃を受けております。

また、道路や上水道といった公共施設など、生活環境基盤の老朽化や災害対策、子ども・子育て支援対策や福祉の充実など、安全・安心な住民生活を支えるための喫緊の課題も山積しておりますので、限られた予算の効率的な配分と執行、持続性の高い財政運営を念頭に、町政の執行に取り組んでいく所存であります。

令和4年度の予算編成方針ですが、国の予算編成においては、長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に全力を尽くし、事業や雇用、国民生活を支えながら、医療体制の強化やワクチン接種を促進するとともに、成長を生み出す4つの原動力として、グリーン化、デジタル化、地方の所得向上、子ども・子育て支援の実現に向けた重点的な投資の促進により、ポストコロナの持続的な成長基盤づくりを目指しております。

地方財政については、地方の歳出水準について、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、安定的な財政運営に必要な一般財源を令和3年地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に確保しながら対策を講ずることとされております。

しかし、自主財源基盤の脆弱な地方公共団体にとって、社会保障の充実や経済と雇用の裾野を広げる産業の育成、安全・安心な住民生活の提供に要する財源の不足は、解消されるに至っておりません。

第5期大樹町総合計画に掲げるまちづくりの具現化や、大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地方創生を着実に推進するためには、住民の皆様との対話の拡大とより透明性の高い行政運営、将来を見据えた効率的な施策の構築、機動性と持続性の高い財政運営が不可欠と考えておりますので、これらの視点に基づき、予算編成を進めてまいりました。

この結果、一般会計及び7特別会計予算の総額は、122億4,580万円（対前年比15億9,170万円、11.5%減）、一般会計は77億8,000万円（対前年比17億2,300万円、18.1%減）、特別会計は44億6,580万円（対前年比1億3,130万円、3.0%増）となりました。

一般会計歳入予算については、一般財源47億5,808万3,000円（構成比61.2%）、特定財源30億2,191万7,000円（構成比38.8%）であります。

町税につきましては、令和2年度の収納状況などを勘案し、町民税は増額、固定資産税は課税実績等により減額で計上しております。

地方交付税につきましては、普通交付税が7,000万円の減、特別交付税は3,000万円の増で計上していることから、地方交付税全体では4,000万円の減としております。

国庫支出金につきましては、地方創生拠点整備交付金等により、約9,676万円の増で計上をいたしました。

道支出金につきましては、エネルギー地産地消事業化モデル事業が令和3年度で完了したことにより、約2億5,635万円の減で計上をいたしました。

財産収入につきましては、町有林の処分が前年度より増える見込みであることから、約165万円の増で計上をいたしました。

繰入金につきましては、寄附金を原資とする魅力あるまちづくり推進基金、航空宇宙関連施設整備基金等を各事業に充当するほか、財源の不足については、財政調整基金から3億900万円を繰り入れることとし、前年に比べ、約1億5,126万円の増で計上しております。

町債につきましては、新プール建設工事に係る過疎対策事業債に5億8,710万円を計上しておりますが、役場庁舎建設や認定こども園整備に係る起債の減により、前年に比べ、13億8,980万円の減となっております。

歳出では、新プール建設工事に5億9,565万円、新庁舎建設工事関係事業で約2億8,926万円などを計上しておりますが、新庁舎の本体建設、スマート街区構築事業、法人認定こども園建設事業等が完了したことから、普通建設事業費が前年に比べて約17億9,221万円の減となっております。

令和4年度の主要施策ですが、次に、予算編成方針に基づき、令和4年度予算に計上した事業の主なものにつきまして、総合計画の5つの基本目標に沿って順次ご説明を申し上げます。

第1は「人と自然にやさしいまちづくり」です。

道路につきましては、適切な維持管理とともに、町道改良舗装工事を行い、生活環境基盤の計画的な整備を進めてまいります。

橋梁の長寿命化事業につきましては、中島新橋の補修工事を令和3年度に引き続き行うほか、令和4年度から5カ年の修繕計画を策定してまいります。

スマート街区構築事業で整備した木質バイオマスと太陽光発電による再生可能エネルギーを役場庁舎周辺の公共施設群に供給し、エネルギーの自給・地域循環の取組を推進するとともに、ゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、電気自動車の導入をはじめ、地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

高齢者など交通弱者の通院や買物支援、社会参加の機会拡大につながるコミュニティバスの運行につきましては、実証運行の結果などを踏まえながら、本格運行に向けた検討を進めてまいります。

情報通信につきましては、農村部など郊外全域に光ファイバーが整備されたことにより、町内全域で光回線の利用が可能となりますので、情報通信技術（ICT）を活用した地域活性化につなげてまいります。

役場庁舎の改築につきましては、庁舎本体が令和4年1月に完成し、引渡しが終わりを、令和4年度は移転作業を行い、5月6日からの新庁舎執務に向けて進めてまいります。また、旧庁舎解体のほか、車庫の改修と外構工事を行います。

住宅全般につきましては、令和3年度に大樹町住生活基本計画及び大樹町公営住宅等長寿命化計画の10カ年計画を策定し、住生活基本計画では町民の声を参考に、住宅リフォーム支援事業及び大樹でかなえるマイホーム支援事業、戸建て住宅の耐震診断と耐震改修支援制度を、継続して実施するよう定めております。

住宅リフォーム支援事業では、引き続き個人住宅の長寿命化や、省エネルギーの推進、住環境の向上を図るほか、町内業者の受注による地域経済の活性化も進めてまいります。

大樹でかなえるマイホーム支援事業では、住宅新築等の費用の一部を補助し、移住及び定住の促進と住みよい住環境づくりを推進してまいります。

戸建て住宅の耐震診断と耐震改修支援制度では、震災に強いまちづくりを推進するため、既存の戸建て住宅に対する支援制度を継続してまいります。

公営住宅の建設事業につきましては、大樹町公営住宅等長寿命化計画策定において協議し、日方団地では建て替えに伴う入居者の需要が見込めないため、公営住宅の建て替えを中止し、松山町・双葉町の公営住宅建て替えの計画を進めます。また、既存の公営住宅につきましては、適切な維持管理に努めてまいります。

交通事故防止や防犯などの地域安全対策につきましては、広尾警察署をはじめ関係団体と連携し、広報活動や街頭指導などによる各種啓発運動に努めてまいります。

大樹消防団については、近年、全国的に発生している自然災害等を踏まえ、地域防災体制の充実強化を図ってまいります。

防災対策につきましては、町内を流れる河川について北海道から洪水浸水想定区域が示されたことから、町が管理する1河川も含め洪水ハザードマップの作成を行ってまいります。また、避難所に配備する備蓄品の整備を行うとともに、引き続き防災意識を高める地域活動への支援や避難訓練を実施してまいります。

第2は「安心と支えあいのまちづくり」です。

町民一人ひとりが、健やかに安心して暮らすためには、心身の健康が第一です。保健につきましては、生活習慣病の発症、重症化予防を重点課題に掲げ、各種健診、保健事業を推進し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

令和3年度から実施している産後ケア事業を継続し、産婦の心身のケアや育児のサポー

トを行い、産後も安心して子育てができるよう支援をしております。

感染症の予防につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用を計上し、町立病院をはじめとした医療機関や関係機関と連携を図りながら、万全を期しております。

公衆浴場につきましては、昭和57年4月に老人福祉センターと併設して開設以来、今日まで使用料の改定を行わず運営しておりますが、本年10月に行財政改革の一環により使用料を改定いたします。また、施設管理においては、必要な補修等を行い、継続的な運営に努めてまいります。

高齢者施策につきましては、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会や町内会、ボランティアなど、関係する団体との連携を図り、互いに支え合う福祉のまちづくりを推進しております。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、地域ふれあいサポーターによる日常生活援助の仕組みの構築や介護予防のためのふまねっとクラブ、吹き矢クラブ、健康マージャン教室、音楽体操教室など、社会福祉協議会が中心となり取り組んでいる、これらの事業を引き続き支援しております。

子育て支援につきましては、赤ちゃん誕生祝い金の支給を継続し、子どもの健やかな成長を応援するとともに、子育て家庭の経済的支援を行っております。

医療給付事業につきましては、心身障害者、ひとり親家庭、乳幼児及び児童の医療費助成を継続しております。

環境衛生対策につきましては、住民の理解と協力を得て、本年10月から指定ごみ袋の値上げを実施し、ごみの減量化と資源リサイクルを推進するとともに、資源循環型社会の実現に向けて取り組んでまいります。

第3は「夢を育み学びの意欲を高めるまちづくり」です。

大樹町総合教育会議における協議などを通して、教育委員会と十分に意思疎通を図るとともに、教育問題などを共有し、大樹町教育大綱の推進を図っております。

大樹高等学校は、生徒はもちろん、保護者や住民、地域社会にとっても大切な存在であり、令和3年度に大樹高等学校活性化推進協議会での要請活動などが実り、2間口募集が復活しました。今後も引き続き高校や教育委員会、関係団体などと連携し、学校の魅力を一層高める取組など、必要な支援を行っております。

社会体育関係では町民プールの建設に着手し、町民の皆様が、よりスポーツに親しめる環境を整備しております。

第4は「資源を豊かさにつなげるまちづくり」です。

地域経済を支える産業の育成と振興ですが、農林水産業につきましては、生産基盤の整備や生産性向上、資源の維持・確保に向けた取組を進めてまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、畜産公共事業による飼料基盤の整備を進めるとともに、農業者が自ら実施する排水改良や起伏修正、石礫除去などの土地改良事業に対する

支援を継続します。

多面的機能支払交付金などの日本型直接支払制度により、地域の共同活動や農業生産活動の継続、環境に配慮した取組への支援を通じて、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図ります。

衛生害虫の駆除や畜舎消毒のため町内を巡回する防疫車ですが、老朽化が進んでいることから、車両を更新いたします。

町営牧場につきましては、収支改善に向けて利用料金を改定するほか、草地管理や飼料調製用の作業機を更新いたします。

鳥獣による農作物被害の防止のため、電牧柵などの整備費の助成、鳥獣被害対策実施隊の設置、駆除に対する報償費などの予算を引き続き計上しております。

新たな森林・林業基本計画が掲げるグリーン成長を実現するためには、森林資源の循環を確立しつつ、木材利用の拡大を進めることが重要です。

世界的に木材需給が逼迫する中、森林資源を有効に活用するとともに、カーボンニュートラルへの貢献など、森林・林業の多面的機能の維持・発揮を図るため、森林整備を進めてまいります。

主力魚種の不漁が続く水産業につきましては、生産者や漁業協同組合が行う資源管理や試験養殖、経営改善等への取組を支援してまいります。

昨年の赤潮被害に対する対応につきましては、被害調査の手法等が未確定のため、調査費及びその後の対策費を含め、補正予算での対応を検討してまいります。

漁港施設につきましては、大樹漁港の船揚場改修工事の最終年度となりますので、地元負担金を計上いたしました。

商工業は、住民の暮らしや地域の雇用を支える大きな役割を担っています。人口減少、後継者不足などにより厳しい経営環境に置かれている商工業者を支援するため、引き続き中小企業特別融資と公庫資金貸付金の利子補給を実施いたします。

商店街の活性化や雇用の促進を図るため、起業家等支援事業や地場産業振興奨励事業により空き店舗の活用や魅力ある商店街づくり、地場製品の高度利用や販路拡大に取り組む事業者を支援するとともに、企業立地振興事業による支援を図ってまいります。

観光振興につきましては、観光協会と連携を図りながら本町の特色や魅力を発信していくとともに、地域活性化企業人制度の活用を図り、宇宙コンテンツを利用した観光開発などに取り組んでまいります。

泉質がよく、多くのファンに愛されている晩成温泉につきましては、施設の老朽化が進んでおりますが、必要な維持補修を実施しながら安定した運営に努め、引き続き施設の在り方について協議をしてまいります。

ふるさと納税は、自主財源の確保だけでなく、町の特産品のPRを図る絶好の機会でもありますので、新たなポータルサイトを活用するとともに、返礼品や情報発信など創意工夫をしながら、多くの方に協力いただけるよう取り組んでまいります。

消費者行政につきましては、消費生活相談や広報活動の実施、関係機関との連携強化など、引き続き消費者の保護と被害防止に努めてまいります

第5は「交流と協働で進めるまちづくり」です。

地域コミュニティ活動の中核となる行政区の活動を支援するとともに、行政と町民が適切な役割を担い、共に考え、共に行動する、協働のまちづくりを推進してまいります。

地域間交流につきましては、姉妹都市相馬市や友好都市群馬県吉岡町、国内7市町で構成する銀河連邦、災害協定締結都市栃木県大田原市、友好交流都市台湾高雄市大樹區など、今まで培ってきた人や地域との信頼と友好を一層深めてまいります。

移住・定住の促進につきましては、移住希望者の視点に立ったきめ細やかな情報発信や移住相談に取り組むため、新たに移住コーディネーターを配置し、移住・定住に向けた支援体制の充実を図ってまいります。

航空宇宙の取組につきましては、令和4年1月末現在で民間企業68社、6億2,350万円の企業版ふるさと納税によるご寄附をいただいております、このご寄附を活用し、北海道スペースポートの整備に着手してまいります。

引き続きJAXAや民間企業、大学等の実験を呼び込み、支援するとともに、新たな利用企業等の開拓に向け、認知度向上を図るため、イベントの開催や展示会への出展等により北海道スペースポートを道内外に広くPRしてまいります。

また、北海道スペースポートのさらなる整備に向けては、より多くの寄附を確保することが必要なことから、SPACE COTAN株式会社とも連携して、企業等への働きかけを引き続き積極的に行ってまいります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業会計では、歳入歳出6億7,700万円（対前年比3.4%減）。

国民健康保険制度は、制度の安定化を図るため、都道府県単位化され平成30年度より北海道が財政運営の責任主体となっております。本町の主な役割は、保険税の賦課・徴収、納付金の北海道への納付、資格の管理、医療給付の決定・支給、きめ細かい保健事業などとなりますので、所要の予算を計上いたしました。

都道府県単位化に伴い、国民健康保険事業会計の赤字解消が求められておりますが、段階的に解消を図ることとして納付金に対する一般会計からの繰入金を計上しております。

保健事業では、データヘルス計画を推進し、引き続き健康寿命の延伸と医療費の抑制に取り組んでまいります。

後期高齢者医療会計では、歳入歳出9,660万円（対前年比2.4%減）。後期高齢者医療では、引き続き保険料の徴収や届出の受付、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務を担うこととなりますので、事業運営のための予算を計上いたしました。

介護保険会計では、歳入歳出7億690万円（対前年比2.5%減）。団塊の世代の多くが75歳以上になる2025年までに、要支援・要介護認定者を含め、支援や介護を必要とする高齢者が増加し続けると予測されています。また、独り暮らしや高齢者のみの世

帯も増加していくことから、このような方々を地域で支える仕組みづくりが急務となっています。

第8期大樹町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、生きがい対策の充実、介護予防・健康づくり・地域支援体制の充実、高齢者にやさしい住生活環境づくり、在宅医療・介護連携の推進、認知症対策、権利擁護の推進、地域支え合いネットワークの構築、サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成、介護給付の円滑な運営の八つの目標を掲げ、支援や介護が必要な高齢者の方が住み慣れた地域での生活が可能となる地域包括ケアシステムの構築を推進します。

目標の一つである「地域支え合いネットワークの構築」に向け、住民主体の有償ボランティア活動である地域ふれあいサポート事業の積極的な周知に努めるとともに、生活支援の担い手となる、ふれあいサポーターの養成を支援し、町内における福祉活動の幅を広げていきたいと考えております。

認知症対策としては、成人、高齢者と併せて若年層も対象とした認知症サポーター養成講座を開催することにより、認知症への理解を深めるとともに、正しい知識の普及を行い、認知症の方や家族を地域全体で支える体制づくりに取り組みます。また、認知症の方を日常的に地域で見守り、行方不明となった際に早期発見・保護することを目的とした徘徊高齢者等SOSネットワークシステムを継続して実施してまいります。

介護サービス事業会計では、歳入歳出3億9,690万円（対前年比2.0%減）。

高齢者の介護や自立した生活の支援に必要なサービスを提供するため、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターで行う介護サービス事業の適切な運営に努めてまいります。新型コロナウイルス等の感染症防止対策をさらに徹底し、利用者の安全を守り、サービスの提供を継続できるよう努めるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、安心して豊かな生活を送れるよう、取り組んでまいります。

水道事業会計では、収益的収支の予定額5億1,322万円、資本的収支の予定額4億1,258万円、合計額9億2,580万円（対前年比20.2%増）。

建設改良及び配水管等補償工事では、今年度最終年となる大樹第3地区道営事業により、生花・晩成方面の送水管建設工事に係る地元負担金を計上いたしました。

また、帯広広尾自動車道の建設工事に関わる道道幸徳大樹停車場線道路工事に伴い、配水管移設工事を実施いたします。

継続事業では、坂下・住吉浄水場の長期耐用に向けた維持補修及び計装設備等の更新工事、検定満期メーター器の更新工事、老朽化した消火栓の更新工事などを実施いたします。

水道料金の見直しにつきましては改定に向け、令和4年度も引き続き検討を行いたいと考えております。

今後も、住民の皆様安心してお使いいただけるよう、清浄な水を安定供給するとともに、事業の健全な経営に努めてまいります。

町立国民健康保険病院事業会計では、収益的収支の予定額11億2,009万円、資本的

収支の予定額5,931万円、合計額11億7,940万円（対前年比2.1%増）。

地域医療の中核を担う町立病院の役割は、地域の医療機関や行政機関等と連携を図りながら、地域住民の健康の維持・増進を図る上で大変重要であり、まちづくりの根幹であると認識しております。

地方の自治体病院を取り巻く環境は、依然として不採算経営が続いており、医師・看護師等の不足への対応に加え、新型コロナウイルス感染症の流行により大変厳しい状況が続いておりますが、町立病院では、内科・外科・小児科の常勤医師5名と眼科医師1名により、引き続き医療提供体制の充実に努めてまいります。

住民ニーズに対応した医療を提供するため、医療従事者の安定的な確保に努め、住民の皆様が安心して医療を受けられるよう、医療サービスの向上に取り組んでまいります。

下水道事業会計では、収益的収支の予定額3億996万円、資本的収支の予定額1億7,324万円、合計額4億8,320万円（対前年比0.7%増）。

公共下水道施設の更新事業につきましては、施設全体の長寿命化を図るストックマネジメント事業計画に基づき、令和4年度から下水終末処理場設備更新工事に着手します。

未普及地区解消につきましては、柏木町地区の下水道整備調査設計及び工事に着手します。

公共下水道区域外の水洗化を普及促進するため、引き続き個別排水処理施設整備事業を進めてまいります。

今後も、生活排水を適正に処理し、水質保全に資するとともに、事業の健全な経営に努めます。

終わりに、以上、令和4年度の町政運営の基本方針と主要施策について申し上げましたが、地方財政を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

地方創生を推進し、地域活力の維持・増進を図るためには、健全で堅固な財政基盤が不可欠ですが、同時に、産業の振興や雇用の場の創出、定住の促進、社会保障の充実、安心・安全な住民生活の提供など、地域を取り巻く諸課題に迅速かつ柔軟に対応していかなければなりません。

議員並びに住民の皆様からいただいた貴重なご意見を真摯に受けとめ、実施のための環境が整った施策については、適宜、町政に反映してまいりたいと考えております。

私は、常に住民の目線に立ち、職員とともに知恵を絞り、住民の皆様にとって安心して暮らせるまちづくりを実現するため、最善・最大の努力をしてまいる所存ですので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、本年度予算に対する趣旨説明とさせていただきます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

令和4年定例第1回町議会の開会にあたり、大樹町教育委員会の行政執行に関する主要

な方針について申し上げます。

デジタル化の急速な進展といまだに止まぬコロナ禍の中で、潤いと勢いのあるまちづくりを構築するには、ふるさと大樹に愛着と誇りを持ち、未来を創造し、協働して地域を支えていく人づくりが肝要であり、知・徳・体の調和と実践力を重視した教育推進に励みます。

こうした基本姿勢の下、教育施策の推進に当たっては、第5期大樹町総合計画の基本目標や、新「大樹町教育大綱」の基本方針に基づき、「地域とともにある学校づくり」、「学ぶ喜びを追求する人づくり」を柱に、効果的な施策を推進し、教育環境の充実に努めます。

「地域とともにある学校づくり」について。

一つ目は、「学校教育のより一層の充実」です。

子どもたちが生涯にわたって社会で生き抜いていくために必要な「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育む教育の充実に図り、特に実践力の向上に努めてまいります。

(1) 確かな学力の育成。

平成24年度から北海道教育委員会の指定を受けている学力向上に関する総合実践事業の強化を図り、「わかる・楽しい・力のつく授業実践」の積み上げ、成果が自他ともに実感でき、意欲のさらなる喚起と望ましい学習習慣の定着を図ります。令和3年度の全国学力調査では、中学校国語で改善傾向が見られますが、学力の二極化・低位層の厚さが課題であります。

今後は、整備されたICT（情報通信技術）を有効活用し、理解を促し思考力・表現力を高める授業で、学力向上に努めます。特に、小中連携を軸に、教科指導の系統を再確認し、実生活と関連付けた必要感のある学習で「生きて働く学力」を育成し、既習事項を使いこなし、発展問題にも適用できる力を育みます。

外国語教育の充実につきましては、グローバル化の進展に適応すべく、平成28年8月からALTを2名体制にし、生きた英語に親しむ教育環境の充実に図ってきたところです。令和元年8月に退任した後任のALTの着任が、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響で遅れています。

また、SDGs（持続可能な開発目標）を念頭にグローバルな視点から、共生・協働の態度形成を育むために、異文化理解や英語でのコミュニケーション活動を推進します。

(2) 豊かな心の育成。

「自分事」として、真剣に「考え議論する道徳」の充実に努めます。

また、日常生活で気になる言動、行動を見逃さず、学習の機会として捉え、人間性・社会性を磨く教育環境づくりを心がけます。

風通しのよい学校づくり・スピード感のある組織的対応で信頼を高め、問題行動の早期発見・早期改善に取り組みます。

複雑な家庭環境・養育歴等が背景にある問題行動にも適切に対応するため、福祉・医療

等の専門機関との連携・協働に努めます。

読書活動においては、着実に成果を上げている学校司書や図書サポーターと連携し、学校図書館のさらなる魅力化に励みます。また、読書に親しむ生活習慣づくり、朝読書の凡事徹底を推奨し、落ち着きと豊かな感性・創造力を育む教育環境の充実を図ります。

(3) 健やかな体の育成。

体力向上については、熱心な少年団・部活動はもちろん、体力測定を地域・保護者との協力を得ながらコロナ禍にもかかわらず小学校全学年で効率よく実施することができました。測定結果を励みに目標を設定し、運動量の多い体育授業の創造・体を動かす集団遊びの励行等で自己記録への挑戦や運動に親しむ環境づくりを意識的に取り組みます。

保健に関しては、食育をはじめ子どもの生活習慣病にも関心を高め、バランスのよい食習慣で健康な体づくりに努めます。

アレルギーへの給食対応は、手間はかかりますが今年度も個の状況に応じた代替食を提供します。

旬の地場産品を活用したおいしい給食を提供し、郷土大樹の食の優位性や先人の努力を理解し、ふるさとへの愛着と誇りを育みます。

二つ目は、「地域全体で育てるCS体制づくりの推進」です。

未来のつくり手である子どもたちの健やかな成長・発達のため、学校・家庭・地域・行政が一体となって協働し、地域全体で子どもたちを守り育てるシステム「地域とともにある学校づくり コミュニティ・スクール(CS)」の充実を図ります。

CSは、目的ではなく、新学習指導要領改訂の最重要課題である社会に開かれた教育課程を実現するための手段であることを肝に銘じ、推進します。

(1) 小中高連携の推進。

大樹町の豊かな教育資源を教育課程に位置付けた「大樹学」など、小中高12年間を見据えた計画をより効果的なものに改善します。

「小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業」の財産を精査、工夫し、家庭教育サポート地域企業等との連携強化を図ります。

地の利、天のときを生かし、「宇宙のまち 大樹」を追い風とし、子どもの発達段階を考慮した系統性のある教材研究に取り組み、より実効性のある計画に見直します。

また、航空宇宙関連産業のみならず、「自然環境に恵まれた 大樹」「酪農王国 大樹」など基幹産業である第一次産業や観光資源に着目し、地域を深く知り、よさを語れる人づくりにもつなげます。そのためにも、貴重な実体験を提供する南十勝長期宿泊体験交流協議会(STEP)事業の利活用を図ります。

(2) 地域の教育力の向上。

地域学校協働本部の充実とともに、子どもの第一義責任者である保護者の意識啓発につながるPTA活動に努めます。

コーディネーターを中心に学校のニーズを吸い上げ、専門的な外部講師・人材を発掘・

紹介し、学校現場とつなぐことによって、本物に触れる機会を提供し、教育の質を向上させます。

また、学校運営協議会を活性化し、保護者・地域住民の理解・関心を深め、地域の教育力向上に努めます。

(3) 大樹高校の活性化への支援。

少子化等の厳しい影響を受け、大樹高等学校活性化推進協議会を中心とした懸命なご努力にもかかわらず、管内で一番生徒数の少ない高校となってしまいましたが、視野を全道に広げると大樹高校よりも小規模な学校が30校以上あります。

町内小中1校ずつの固定化された人間関係に新風を入れ、活性化を図るためにも、帯広以南の市町村から多数の志願者が集まる南十勝の普通科高校としての存在意義をいま一度確認・啓発し、地元高校の魅力化・特色化を支えています。

「学ぶ喜びを追求する人づくり」について。

一つ目は、「生涯にわたる学習活動への支援」です。

社会教育施設の機能充実や利便性の向上を図るとともに、ライフステージに応じた学習機会の提供に努め、生涯にわたって学び、学んだ成果を地域で生かせる環境づくりを推進してまいります。

(1) 社会教育施設の設備。

町民の学びの拠点であり、芸術・文化の殿堂である生涯学習センターは大樹町の自慢であり、町民が安全・安心に利用できるよう環境の維持・向上に努めています。町民要望の高い図書館に関しては、耐震性の問題で仮移転から8年を経過しています。非常に厳しい財政状況ですが、第6期総合計画の目玉として位置づくよう、計画作成に努めます。

(2) 社会教育活動の推進。

長寿社会を迎え、ライフステージに応じた学習機会の充実を図るため、幼児教育では、「ブックスタート事業」の支援や「STEP事業」の利活用、青少年教育では、本町の特徴を生かした自然体験・社会体験による「あつまれ大樹っ子」や、地域人材を有効活用し子どもたちの学びの定着を図る「子ども未来塾」の実施、成人教育では町民が自ら学習する「自主学級」や大樹高校と連携した「高等学校開放講座」の開設、高齢者教育では趣味や特技を生かした「ことぶき大学」の開講など、新「大樹町生涯学習推進計画」に基づき取り組みます。

二つ目は、「スポーツ活動の推進」です。

(1) 体育施設の整備。

体育施設については、老朽化が顕著になってきていますが、計画的に改修・整備に努め、町民の健康増進とスポーツ愛好家の拡大を図ってまいります。昨年度はB&Gアリーナの大規模改修が実現しました。今年度は、待望の町民プール建設に着手し、令和5年度からの供用に向けて進めてまいります。

町民がより一層、安全・安心にスポーツに親しめる場の充実に努めます。

(2) スポーツ活動の推進。

スポーツ関係団体や包括連携協定を締結した民間企業等と連携して各種スポーツ教室を開催し、子どもから高齢者まで、幅広い世代が1年を通じてスポーツに親しめる機会の充実に努め、生涯スポーツ活動を推進します。

また、各種スポーツ大会を支援するとともに、全道・全国大会出場選手に対する助成も引き続き行ってまいります。

三つ目は、「芸術・文化活動の推進」です。

多くの町民が芸術・文化に親しめるよう、文化協会や芸術鑑賞協会と連携を図り、生涯学習センターのホールをはじめとして、ロビーを活用したコンサートや展示会等を開催し、鑑賞機会の提供に努めます。また、郷土芸能・伝承技術の継承にも努めてまいります。

以上、令和4(2022)年度の教育行政執行に関する基本的な方針について申し上げます。

大樹町の未来を創る子どもたちの健やかな成長と笑顔を、加えて長寿社会に生きがいを感じる生涯学習の充実を目指し、町民と協働した教育行政を推進してまいりますので、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これをもって、令和4年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を終了いたします。

なお、さきの行政報告並びにただいまの執行方針に対する一般質問の通告期限は、明日3月9日正午までといたします。

◎会議時間の延長の議決

○議 長

お諮りします。

本日の会議時間は、議事日程の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、これを延長いたします。

◎日程第23 議案第19号から日程第30 議案第26号まで

○議 長

日程第23 議案第19号令和4年度大樹町一般会計予算についてから、日程第30 議案第26号令和4年度大樹町下水道事業会計予算についてまで、以上8件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま一括議題されました議案第19号令和4年度大樹町一般会計予算についてから議案第26号令和4年度大樹町下水道事業会計予算についてまで、8件の提案理由のご説明を申し上げます。

先ほど、各会計予算に対する執行方針と主要施策の中で、主要施策については、私のほうからご説明を申し上げました。

各予算の内容等につきましては、この後、副町長から説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

それでは、令和4年度大樹町一般会計予算について、総括的内容の説明をさせていただきます。

初めに、議案の1枚目を朗読させていただきます。

議案第19号令和4年度大樹町一般会計予算について。

令和4年度大樹町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ77億8,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

次のページをお開きください。

1ページから4ページにかけて、第1表歳入歳出予算です。

歳入では、第1款町税から第2款町債まで、歳入合計77億8,000万円。

3ページから、歳出。

第1款議会費から第14款予備費まで、歳出合計77億8,000万円です。

5ページ、第2表債務負担行為です。

事項は新庁舎建設工事、期間は令和5年度1年間。限度額は、外構工事5,896万円、及び防疫車譲渡事業償還金、期間は令和5年度から令和10年度まで6年間、限度額は防疫車購入代金1,969万円と利子に相当する額、並びにダブルピクトラック譲渡事業償還金、期間は令和5年度から令和8年度まで4年間、限度額はダブルピクトラック購入

代金1,450万円と利子に相当する額です。

6ページをご覧ください。第3表地方債です。

過疎対策事業で8億280万円、臨時財政対策債で8,800万円、公共事業等で750万円、公共施設等適正管理推進事業で2億5,900万円、緊急防災・減災事業で1,960万円。起債の方法、利率、償還の方法は、従前どおりで変更はございません。

7ページをご覧ください。

令和4年度一般会計歳入歳出予算款別集計表です。表の中ほどに、縦に款の番号、左側に歳入、右側に歳出の予算額を前年と比較して掲載しております。

昨年度と比較をして、増減の大きなものについて内容を説明させていただきます。

歳入。

1款町税では8億2,820万2,000円、前年度対比854万5,000円、1.0%の増額計上です。

2款地方譲与税は1億7,512万7,000円、1,451万7,000円、9.0%の増です。

10款地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金等の減を見込みまして380万円とし、820万円、68.3%の減でございます。

11款地方交付税は31億3,000万円、前年度比4,000万円、1.3%の減。

15款国庫支出金は6億6,873万3,000円、9,676万4,000円、16.9%の増でございます。地方創生拠点整備交付金、地方創生臨時交付金などによるものでございます。

16款道支出金は3億2,625万3,000円、2億5,635万9,000円、44.0%の減です。エネルギー地産地消事業、保育所等整備事業の終了などによるものでございます。

18款寄附金では9,110万6,000円、2,110万円、30.1%の増です。ふるさと納税の寄附サイトを増やし、増額を見込むものでございます。

19款繰入金は7億3,672万4,000円、1億5,126万6,000円、25.8%の増です。企業版ふるさと納税を原資とする航空宇宙関連施設整備基金繰入金3億3,750万円及び財政調整基金繰入金3億900万円などによるものでございます。

21款諸収入は1億6,004万9,000円、3億3,005万円の減でございます。庁舎建設に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助の減などによるものでございます。

22款町債は11億7,690万円、13億8,980万円、54.1%の減で、庁舎建設事業債、法人認定こども園整備事業債、臨時財政対策債などの減が要因でございます。

次に、歳出でございます。表の右側をご覧ください。

2款総務費は22億140万円の計上で、前年度対比13億6,050万円、38.2%の減です。庁舎建設事業本体工事が完了したこと、スマート街区整備事業、行政会館整備事業が完了したことによる減、北海道スペースポート整備事業の増等の差引きで減となる

ものでございます。

3款民生費は8億3,810万円の計上で、8億470万円、49.0%の減でございます。法人認定こども園の建設事業が完了したものによるものでございます。

4款衛生費は2億4,850万円の計上で、3,090万円、11.1%の減。新型コロナウイルス対策事業で3回目のワクチン接種が年度内でほぼ終えることから、昨年と比較して減額となるものでございます。

6款農林水産業費は4億5,850万円の計上で、1,650万円、3.7%の増でございます。町営牧場の機械整備、飼料等管理経費の増が主な要因でございます。

7款商工費は2億4,520万円の計上で、1,670万円、7.3%の増でございます。ふるさと納税の返礼品の増が主な要因でございます。

8款土木費は3億7,710万円の計上で、1億8,070万円、32.4%の減でございます。除雪グレーダの更新が完了したこと、橋梁長寿命化工事の縮小などによるものでございます。

9款消防費は2億6,410万円の計上で、2,940万円、12.5%の増でございます。洪水ハザードマップの作成、消防指揮車更新、指令システムの更新負担金などによるものでございます。

10款教育費は10億5,770万円の計上で、5億7,020万円、117.0%の増でございます。これは、町民プール新築工事によるものでございます。

12款公債費は7億9,070万円の計上で、2,270万円、3.0%の増であります。長期債償還元金で2,277万8,000円の増、利子で7万8,000円の減でございます。

13款諸支出金は12億3,010万円の計上で、240万円、0.2%の減でございます。

以上、歳入歳出ともに77億8,000万円となっております。

歳出の下段に、財源内訳を掲載しております。

国道支出金9億9,498万6,000円、地方債10億8,890万円、その他9億3,803万1,000円、一般財源は47億5,808万3,000円となっております。

8ページをご覧ください。

令和4年度一般会計歳出性質別臨時経常別集計表でございます。

歳出経費を臨時的なものと同常的なものに区分し、さらに消費的経費、投資的経費、その他の経費、予備費に区分したものでございます。

表の右側、合計欄の消費的経費は44億9,656万2,000円で、4,578万4,000円、1.0%の増となっております。物件費4.2%、扶助費5.7%の増などによるものでございます。

投資的経費は19億1,143万3,000円で、17億9,221万円、48.4%の減でございます。庁舎本体工事、法人認定こども園、スマート街区構築事業の完了と公営住

宅建設事業の減によるものでございます。

最下段の人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は24億7,154万2,000円、前年度比3,224万2,000円、1.3%の増でございます。

9ページをご覧ください。

給与費の明細書です。特別職、一般職の給与を前年度と比較して記載しております。

10ページ、11ページでは、一般職、会計年度任用職員の状況を、12ページでは、給級別職員数、級別の標準的な職務内容を記載してございます。

13ページでは、昇給の内訳、期末・勤勉手当及びその他支給率などを記載しております。

14ページは、地方債現在高の見込みに関する調書です。令和2年度末現在高並びに令和3年度末及び令和4年度末の現在高の見込みを記載しております。

表の一番下に、全会計の総計を記載しております。令和2年度末で98億6,736万円、令和3年度及び令和4年度の増減を見込みまして、令和4年度末の現在高の見込みは120億559万2,000円となる見込みでございます。

15ページをご覧ください。

債務負担行為に係る支出予定額に関する調書です。現在の債務負担行為は25件、限度額は合計で28億3,682万8,000円となっております。令和3年度末までの支出見込み額は24億9,236万9,000円、令和4年度以降の支出見込み額は2億3,265万9,000円で、このうち一般財源は1億4,354万5,000円となる見込みであります。

17ページをご覧ください。

令和4年度の投資的事業費の一覧表でございます。総務費では、公用車更新事業として548万7,000円、電気自動車1台を導入する予定でございます。役場庁舎建設事業として2億8,926万5,000円、北海道スペースポート整備事業として6億7,500万円。

農林水産業費では、多面的機能支払交付金として8,056万5,000円、牧場作業用機械更新で1,030万1,000円、町有林整備事業で地ごしらえから間伐まで137ヘクタールの整備として6,249万9,000円。

土木費では、町道改良舗装事業で南町1号線外1路線、幸町団地2号線工事等で7,620万円、日方団地4棟16戸の解体工事2,909万7,000円、新通団地1棟4戸の解体工事710万円を計上してございます。

教育費では、大樹小学校の体育館の照明LED化工事で429万円、給食調理事業で機器の入替で1,108万8,000円、町民プール建設工事で5億9,565万3,000円を計上しております。

災害復旧費を含めた投資的事業は、合計で19億994万1,000円、対前年比17億9,370万2,000円の減でございます。なお、直接的な投資事業ではありませんが、

北海道備荒資金組合の車両譲渡事業によりまして、土木車両更新事業においてダブルピックトラック1,450万円の利息分2万7,000円、防疫事業において、家畜防疫車1,969万円の利息分3万円を計上してございます。また、ここには掲載しておりませんが、十勝広域消防事務組合の負担金においては、現場指揮広報車1,191万9,000円が含まれております。

19ページをご覧ください。

地方消費税交付金1億3,570万円のうち、社会保障費の財源としている7,750万円について、どのように充当されているかを示したものでございます。

社会福祉費、社会保険、保健衛生費19億3,008万1,000円のうち、一般財源13億3,265万円に対し、地方消費税交付金の社会保障財源化分7,750万円を充当した内訳でございます。

次のページ以降に一般会計に関連する附属資料として、橋梁補修施工予定箇所図、道路施工予定箇所図、公営住宅解体工事位置図、新プール建設工事位置図及び平面図、役場庁舎建設工事外構図を添付しております。

以上で、議案第19号令和4年度大樹町一般会計予算についての総括的な説明を終わらせていただきます。

続きまして、4特別会計と3企業会計予算について提案理由の説明をさせていただきます。

議案第20号は、令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算です。第1条で、歳入歳出予算の総額を6億7,700万円と定め、第2条では、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定め、第3条では、歳出予算の流用として2款1項に計上した療養諸費に係る予算額に過不足が生じた場合に同一款内の各項の間で流用することができるものとするものであります。

続きまして、議案第21号は、令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算で、歳入歳出予算の総額を9,660万円と定めるものであります。

議案第22号は、令和4年度大樹町介護保険特別会計予算です。第1条で、歳入歳出予算の総額を7億690万円と定め、第2条では、歳出予算の流用として2款1項の介護サービス等諸費と2項の高額介護サービス費の予算額に過不足が生じた場合には同一款内の各項で流用することができるものとするものであります。

議案第23号は、令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計予算で、歳入歳出予算の総額を3億9,690万円と定めるものであります。

議案第24号は、令和4年度大樹町水道事業会計予算で、第2条の業務の予定量は給水戸数2,760戸、年間総給水量125万5,050立方メートル、1日平均給水量は3,438立方メートル、主な建設事業は道道幸徳大樹停車場線改良舗装工事に伴う配水管移設工事及び南町1号線外1路線改良舗装工事に伴う排水管移設工事を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出では、収益的収入が収益的支出額に対して不足する額3,

705万5,000円を過年度分損益勘定留保資金で補填し、収入については4億7,616万2,000円、支出では5億1,321万7,000円と定めております。

2ページに移りまして、第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億9,066万3,000円を過年度分損益勘定留保資金で補填し、収入については1億2,192万円、支出では4億1,258万3,000円と定めております。

第5条では、一時借入金の限度額を1億円と定め、第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を2,474万3,000円と定め、第7条では、他会計からの補助金で一般会計からの補助を受ける金額を1億2,086万4,000円とし、第8条では、たな卸資産の購入限度額を684万円と定めるものであります。

議案第25号は、令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算で、第2条の業務の予定量は、病床数が50床、年間患者数は、入院で1万6,425人、外来で3万375人、1日平均患者数は、入院45人、外来125人としております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入、支出ともに11億2,009万円と定め、第4条、資本的収入及び支出の予定額では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額134万円を過年度分損益勘定留保資金から補填するものとし、収入を5,797万円、支出を5,931万円と定めております。

2ページに移りまして、第5条では、企業債で医師住宅修繕工事と医療機器導入経費として借入れを行うもので、起債の目的は病院事業、限度額は740万円。起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同じとなっております。

第6条では、一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、1号で給与費7億9,873万円とし、2号では交際費を20万円と定め、第8条では、一般会計から補助を受ける金額を4億5,000万円とし、第9条では、たな卸資産の購入限度額を1億3,403万円と定めるものであります。

議案第26号は、令和4年度大樹町下水道事業会計予算で、第2条の業務の予定量は、接続戸数で1,953戸、年間総処理水量は34万1,218立方メートル、1日平均処理水量は934立方メートル。主な建設事業は、大樹公共下水道工事を含む3本の工事を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入は4億3,250万4,000円、支出は3億996万1,000円と定めております。

2ページに移りまして、第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,810万円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額627万9,000円、過年度分損益勘定留保資金462万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金474万9,000円、繰越利益剰余金処分額849万9,000円、当年度分利益剰余金処分額1億1,394万7,000円で補填し、収入については3,513万9,000円、支出では1億7,323万9,000円と定めております。

第5条では、企業債で、公共下水道工事と個別排水処理施設整備工事等のため借り入れるもので、起債の目的は下水道事業、限度額は1,860万円、起債の方法、利率、償還の方法については、一般会計と同様であります。

第6条では、一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費を1,536万3,000円とし、第8条では、一般会計からの補助を受ける金額を2億630万7,000円とし、第9条では、利益剰余金の処分で繰越利益剰余金849万9,000円及び当年度分利益剰余金のうち1億1,394万7,000円を第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額に1億2,244万6,000円補填として処分すると定めるものであります。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

◎予算審査特別委員会設置・付託の議決

○議 長

日程第31 予算審査特別委員会設置・付託についての件を議題といたします。

お諮りします。

ただいま一括議題となりました議案第19号から議案第26号までの8件の議案審議については、議長を除く11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第26号までの8件の議案審査は、議長を除く11名による予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

◎休会の決議

○議 長

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会において、議案審査を行うため、3月14日から17日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会において議案審査を行うため、3月14日から3月17日までの4日間は休会とすることに決定をいたしました。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長が互選されていませんので、議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長において、本日の会議終了後、本議場に予算審査特別委員会を招集いたします。

これをもって、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日、3月9日は休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日、3月9日は休会と決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長 長

本日は、これにて散会をいたします。

散会 午後 4時56分

令和4年第1回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和4年3月10日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問について

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	佐 藤 弘 康
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	松 木 義 行
町 営 牧 場 参 事	梅 津 雄 二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水 津 孝 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 裕 信
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
-------	---------

学校教育課長兼社会教育課長兼図書館長
学校給食センター所長

清原 勝利
楠本 正樹

<農業委員会>

農業委員長
農業委員会事務局長

穀内 和夫
吉田 隆広

<監査委員>

代表監査委員

澤尾 廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長
主 事

小森 力
八重柏 慧峻

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

5番 村 瀬 博 志 君
6番 船 戸 健 二 君
7番 松 本 敏 光 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
先に質問の通告がありましたので、これより順次発言を許します。
初めに、西田輝樹君。

○西田輝樹議員

2点、お伺いしたいと思っております。

1点目は、脱炭素社会に向けての取組についてということで、先の議会に引き続き確認事項的なことになるとは思いますけれども、このテーマで一般質問させていただきます。

大樹町においては、脱炭素宣言を行い、これから地球にも地域にも優しい行政が推進されますが、今後の執行についてお伺いします。

1番目に、町長として脱炭素社会実現、ゼロカーボン宣言に至った経緯、過程についてお伺いいたします。

2番目につきましては、町における二酸化炭素排出量の把握なんかはできているのでしょうか。

3番目、推進にあたり、町内組織や町関係団体との協議機関の設置が必要でないかと考えておりますけれども、それについてお伺いいたします。

4番目に、具体的に再生エネルギーのことなのですが、バイオマスや太陽光発電など、再生エネルギー活用への方策のお考えをお聞きします。

それから5番目に、実際、電気自動車なんかも有用な手段となると思いますが、充電設備などインフラの考え方と電気自動車の導入についてお伺いいたします。

6番目につきましては、住民の協力を得て環境家計簿や研修会の実施など全町的な取組が必要と思われませんが、そのことについてお伺いいたします。

細目については、以上6点お伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

西田議員ご質問の脱炭素社会の実現に向けてについてお答えをいたします。

1点目の脱炭素社会実現宣言に向けた動機についてであります。昨年12月の第4回町議会定例会において、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを宣言いたしました。近年、世界各地で異常気象が発生し、豪雨や猛暑による自然災害が頻発するなど、地球温暖化が一因と見られる気候変動の影響が顕在化しております。本町の自然豊かな環境を次の世代に引き継いでいくためにも、これまで以上に地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組んでいかなければならないという決意を示させていただきました。

2点目の町における二酸化炭素排出量の把握はできているかについてであります。環境省では住基人口や工業統計、経済センサスなど各種データを活用して各地方公共団体における二酸化炭素排出量の現況推計値を算出し、公表しております。平成30年の二酸化炭素排出量は、全国で10億2,662万2,000トン、北海道は5,275万1,000トン、大樹町では11万5,000トンと推計されています。

3点目の推進にあたって庁舎内や関係機関との協議機関が必要ではないかについてであります。地域の脱炭素に向けた取組を具体的に推進していくため、新年度に国の補助を活用して地球温暖化対策の計画づくりに取り組みたいと考えているところです。計画の策定や推進にあたっては、職員によるプロジェクトチームや産業団体、事業者、一般町民などで構成する協議会組織を立ち上げてまいります。

4点目のバイオマスや太陽光発電など、再生エネルギー活用への方策についてであります。新年度からスマート街区事業で整備した木質バイオマスボイラーと太陽光発電により、公共施設に熱と電気の供給が始まり、また本年度は、家畜ふん尿由来のバイオガスをトラクターの燃料に活用する実証実験を行っているところでもあります。今後、バイオマスや太陽光など地域の特性を生かした再生可能エネルギーの利活用を図るため、地域内で消費できる仕組みを検討していく必要があると考えております。

5点目の充電施設整備の考え方と電気自動車の導入についてですが、最初に充電施設整備の考え方ですが、令和4年度予算に公用車として電気自動車購入の予算を計上しており、購入予定の車両に対する設備については、予定している保管場所に充電設備の設置を整備予定であります。また、電気自動車の導入は、将来的にもさらに必要であると考えられる

ため、令和4年度と令和5年度にかけて施工する役場庁舎の外構工事において充電設備を設置できるよう、あらかじめ地中に配管を埋設しておく考えであります。

次に、電気自動車の導入についてであります。国は2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の中で、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現できるように包括的な措置を講じるとしており、必然的に内燃機関の自動車販売が終息していくものであり、電気自動車に置き換えられていくものと考えられるため、今後においても必要に応じて導入を図ってまいります。

6点目の住民の協力を得て環境家計簿や研修会の実施など全町的な取組についてですが、環境家計簿はご家庭で排出される二酸化炭素の量が数字で分かる仕組みとなっており、各家庭において二酸化炭素の排出量を減らすためのライフスタイル見直しには大変有効であることから、町のホームページにおいて民間企業が公開している環境家計簿をご活用いただけるようにしております。研修会については、昨年12月に南十勝の町村職員を対象として北海道庁環境生活部ゼロカーボン推進局と十勝総合振興局の担当者を招き、ゼロカーボンシティに関する勉強会を生涯学習センターで開催し、国や道の動向や施策について学んだところではありますが、今後は住民を対象とした研修会なども開催していきたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

取組の決意に感謝します。脱炭素社会の実現に向けては、町長のご決意が本当に何よりも取組の第一歩でないかと思えます。基本認識については、私は新聞とか何かでいろいろ水素を確認した町とか、いろいろなことありますけれども、大樹町も決して後塵を拝しているような、そういうことはないという基本認識ですけれども、さらに一歩、さらに一歩というふうにして、2050年ですとか、2030年に向けて、町民の方が本当に自慢できるような、大樹町はすごいのだぞというような、社会になってほしいという願いを込めて、今回、しつこいようですけれども、続けてこのことをテーマにしました。

具体的なことをお聞きします。大樹町の排出量11万5000トンということで、新聞に十勝管内で人口が同じような町、6万トン大の排出量の計算をされていたのですけれども、この積算にあたって、何というか、用途別ですとか、産業別だとか、何か分かるような、そこまでの詳しい計算ソフトというのでしょうか、アプリというのか、何という言葉がいいのか分かりませんが、そのようなところまで国ではお知らせしていただいているような状況なののでしょうか。まず1点目、その点お聞きします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

二酸化炭素の排出量の関係でございますけれども、環境省で公表しております二酸化炭素

の排出量につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、住基人口ですとか、統計調査ですとか、様々そういう調査を基に算出しているというところで、実態と合っているかどうかというのは別として、そういう統計調査等のデータを活用して、まず調査をしているというところがございます。その中におきまして、平成30年度におきましては、町内で11万5,000トンということになっておりまして、その内訳としましては、産業部門では7万4,000トン、そして家庭部門では1万3,000トン、運輸部門では1万8,000トンなどと内訳が示されているところがございます、先ほど同じような人口規模の町によって若干数字が違うということもおっしゃってましたが、私どもの町製造業、乳業メーカーですとか、製造業ありますので、その分の排出量が大きくウエイトを占めている部分もあるかと思っております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。今お聞きしたのは、これからお答えいただいた排出量に対する協議会といえますか、その中でそれぞれ各産業分野ですとか、企業だとか、いろいろな、家庭は第一、もとよりですけども、協力いただかなければならないので、何かそういうふうな具体的なソフトがあれば、みんながそれぞれ各分野で頑張っていくし、最優先してどの分野の炭酸ガスを、二酸化炭素を減らすかというような論議にも使えますので、分かりました。

あと、推進にあたっての協議会、国というか、多分環境省でないかなと思うのですけれども、おつくりいただくということと、それから職員というか、庁舎内のプロジェクトチームも立ち上げるということでのお話だったのですけれども、町民とか企業とかいろいろな協議会については、相手方もあることですので、すぐということにはならないと思うのですけれども、職員のプロジェクトチームについては、町的意思によって早急に立ち上げ可能だと思うのですが、職員のプロジェクトチームの立ち上げの予定はどのように考えているのでしょうか。できれば時期なんかも明記していただければ、さらにその事業の方向性が見えてくるのではないかなと思うのですが。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

協議会等の組織の関係で、職員のプロジェクトチームということでのご質問でございましたけれども、町で新年度に向けて、国の補助金を活用いたしまして地域再エネ導入戦略策定業務といえますか、国の補助事業を活用して計画づくりに取り組んでいく予定をしているところがございます、この補助事業に対して、今、手挙げをしようと申請の準備を進めているところがございます、この補助事業の中においても協議会組織を組織して内容を検討するようという部分も示されておりますので、それに沿って協議会が必要かなと思っ

ているところでもございます。その協議会に向けて職員の各課横断によってプロジェクトチームも必要になってくるかなと思ひまして、この計画づくりに向けてそういう組織も立ち上げていければなと今考えているところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。国では何か脱炭素の先行地域なんかをまずは100ぐらい募集して、そして30ぐらいに絞って、そして、詳しいことはちょっと分かりませんが、補助率なんかも最高で75%ぐらいの補助率の事業をできるような、広報でなかったかなと思うのですが、十勝ではその先行地域について2町村手を挙げられていますよね。今年が多分、今すぐの先行地域のエントリーというのは難しいのではないかなと思うのですが、先ほどの国の事業を意識してということでの協議会ですとか、組織のことをおっしゃっているのは、この脱炭素の今募集している部分の、そのような先行地域のことの準備をおっしゃっているのか、または別の何か狙い目のある補助事業なり、何というのでしょうか、そのようなメニューを考えているのか、ちょっと細かな話で申し訳ないのですが、どのようなことでの町の財源確保をお考えになっているのか、よろしくお願ひいたします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

先ほど申し上げました国の補助事業を活用するという分におきましては、町全体の具体的な脱炭素に向けた行動指針となります地球温暖化対策計画の区域施策編を作成するにあたって、その前段のいろいろな各種調査などを行える、そういう補助事業にまず手を挙げたいなと思っているところがございます。先ほど申し上げました脱炭素先行地域という部分とは少し違う部分でございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。何せ目ざとく、ぜひいい事業を、そのほかにも新聞なんかを見ますとあるやに見受けられますので、ぜひぜひそのようなことで事業が進んでいくことを願っております。

4点目のバイオマスとか太陽光発電など再生エネルギーの活用について若干お願ひしたいこともありますので、町の考えをと思っております。

先ほどお話ししたように、いろいろなバイオガスを利用した発電ですとか、それから木質のバイオマスボイラーがもう既に走っているとかなという面では、それなりの先行性というか先覚性はあると思ひていますが、家畜由来の、例えば今のトラクターなんかメタ

ンガスを利用するのだよとか、いろいろ、ロケットにもしかしたら使えるのではないかと
いうような、そういう部分もあるのですが、どうなのでしょう。今、大樹町にあるバイオガ
スの家畜由来のものについては、発電ですけれども、個別事業というのですか、共同事業で
はなくて個別事業ですよ、ギガファームなりメガファームなりがそこで単独でやっている
のですけれども、さらに一歩というふうな面では、なかなか実現できないのは、町が事業主
体になれるのかどうかも検討中ですけれども、もう共同型のバイオマスの発電なり、そのよ
うな広範囲に農家なんかも利用できるような、共同型のバイオマス発電なんかが必要でない
かと思っているのですが、それについて町の考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、経済団体、生産団体を中心に町内でバイオガスのプラントの計画があります。私が聞
いている範囲では8基あるはずで。その中の1か所は共同での処理を考えていると聞いて
おりますので、特に農協と生産者が中心となって、個々でいく分と共同でいく分という区分
けをもって検討が進められておりますので、今後もそういう形で整備が進むのではないかと
思っております。単体で、単独でバイオガスプラントを設置整備できないという農家も共同
でやれば処理が可能だということもあります。ただ反面、家畜ふん尿を運ばなければならない
というデメリットといいますか、余分な経費もかかってしまうこともありますので、
どこでも共同でやれるということではないかと思いますが、規模感も含めてこれからも経済
団体、農協または生産者の皆さんと意見を交換し、協議を進めながら一日でも早くそれぞ
れの農場にあります家畜ふん尿を有効に再生エネルギーとして活用できるような方策につい
ては今後も進めていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

あと残念だと思っていることのうちの一つで前にも申し上げていること、同じことを言っ
て申し訳ないのですけれども、あと有力な手段は太陽光発電だと思います。それは家庭にも
普及していただけるようなことも必要だと思うのですが、前は大樹町、1キロ何ぼという、
10万円とか何ぼで40万円ぐらいの補助の制度もあって、今は新しい住宅で10万円だか
の補助に要綱が変わっていなければなっていると思うのですけれども、僕、大樹町、例えば
の話で、もちろん住宅地の屋根を利用するような太陽光の普及なんかも必要ですし、あとも
う一つ、例えばの話ですけれども、大樹町だったら農家のところで太陽光発電もされている
方もいるのですけれども、町なり農協なりで農家のその場所というか敷地に太陽光発電、
屋根に上げなくても下で設置もできますし、非常に場所的にも制約が少ないのではないかと
思っております。これから多分、いろいろな協議会の中でいろいろな具体的な今お話ししたよ
うなことがそれぞれ、例えば住宅の窓をしっかりとしましよとか、何か壁ももっと防寒なん

かについてもっとしっかりやりましょうとか、いろいろ建築担当のほうなんかからも応援もあって、そういう住宅のレベルアップなんかにも必要でないかと思うのですけれども、比較的町が旗振って実施しやすいようなことには、農家なんかに対するそういうふうな太陽光発電の普及とか援助とか、そのような制度なんかは考えられないものでしょうか。また、前のように、太陽光パネルも確かに安くなっているようではございますけれども、ある程度もう少し動機付けとして、町の太陽光発電に対する支援なんかもお考えいただけないかなと思うのですが、町としてどのようなお考えでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私ども、太陽光パネルを重要なエネルギーだということ含めて、かなり補助のレベルも高くスタートした思いがあります。今現在は、住宅等に設置する場合には10万円程度の補助とさせていただいておりますが、太陽光に対する補助の姿勢、これからも推進していくという思いはあります。ただ、それ以外の部分もこれからいろいろやっていかなければならないということもあるので、今現在はそういう形で推移をしており、今後も太陽光については同様の形で対応していきたいと思っております。太陽光の発電した電気を蓄電できるような蓄電池の開発も進んでおりますが、まだまだやはり高額な部分もあって、すべからず家庭に普及ができるような価格帯ではないということもあります。そういう部分でもっと開発が進み、改良が進み、普及しやすいものになってきた段階で、太陽光もまた次のステージに行くのではないかなという思いでもおりますので、そういうところも状況判断しながら、太陽光に対する町の施策の在り方については検討していきたいと思っておりますが、今現在、太陽光の部分について今の制度をさらに拡充していく思いは、今は持っておりません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今の11万トンを減らしていくのにいろいろ試行錯誤されると思いますので、またどうしても工場だけでは、住宅だけではというようなところで、落としきれないときのためにも、今からいろいろなことを、家庭関係とか農家の関係だとか、そういうことも含めて考慮いただきたいと思っております。

次、5番目に電気自動車のことをお話ししたいというか、質問したいと思っております。令和4年度に公用車として電気自動車の購入するように予算の中での説明も受けました。今は非常に高額なものですから、そうそう公用車にというのも、多分年次で入れていただくのでしょうか。けれども、役場の仕事からいったら、軽自動車ベースで例えば町内ちょっと動くとか、そういう活用する方法もあって、軽自動車ベースのこれからたくさん出るであろう電気自動車については、予算上もある程度、垣根が高くないのではないかと考えております。昔々は、役場にもバイクがあつてのように、電動のモーターバイクという言葉がいいのか、電気でも動くバ

イクなんか今売っているようですし、そういうもので台数を確保していくようなことも可能でないかと思っているのですけれども、全体的な公用車なり電気自動車の導入計画というか、予定というか、町ではお持ちになっていただいているのが1点と、先ほどお話ししましたような、ちょっとけちっぽいですが、軽自動車ベースですとか、電動バイクですとかも視野に入れていただけるのかどうか、そこら辺お聞きします。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

電気自動車の導入につきましては、議員言われるようにラインナップが最近増えてきています。ただ、まだ市販タイプのもはまず限られています。今、こういうのを出しますよというような段階のもですから、ホンダにしろ、トヨタにしろ、商用車用のもとか、あるいは軽タイプのも、軽クラスのもこれから出てくると思います。その辺をにらみながら、私どもの町にあった部分で、既存の車両の更新に合わせて電気での車でいけないかというようなことを検討しながら、なるべく電気自動車を多く入れてきたいなというふうには考えておりますが、計画としてあるかという、計画としてはやはり車両更新に合わせてという考えでおります。電動バイクあるいは電動アシスト自転車というようなものもありますので、それらは今後考えてみたいと思っております。今の段階では計画はありません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

6番目のこの場で聞くのも何ですが、びっくりしたのですけれども、町のホームページにおいて民間企業が公開している環境家計簿を活用できるということで、僕も本当に必要なときしか町のホームページ、すみません、見ていなくて、計画的にというか定例的にホームページ開いておりませんので、本当に必要なときにしか開かないものですから、いつからアップしていて、町民に周知というのはどのようにされていたのか、自分の反省含めて具体的にお聞きしたいと思っております。うちはそんなこと分からないものですから、今月の電気の使用量は何ぼで、二酸化炭素何ぼで、水道は何トン使って何ぼとか、そういうふうな燃料は何ぼ買った、灯油は何ぼ買ったというので、自分でとあらあら計算していたので、こんな便利なものがあれば本当にありがたいなと思っているのですけれども、またこれは町のページのどこから入っていくのか、すみません、みんなの時間費やして申し訳ないのですけれども、また知っている周りの人にも宣伝しますので、その入り方を教えてください。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

環境家計簿のホームページへの掲載でございますが、こちらのほうは3年度の4月か5月頃に掲載をさせていただきました。ホームページで公開したということを広報にまだ載せて

いないと思っておりますので、今後それに向けてPRしていきたいと思えます。

リンク先、ホームページでの公開先でございますけれども、私も検索でやってしまうもの
ですから、どこのことというのを今お答えできません。大変申し訳ありません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。今のお話の中で重要なことのうちの一つはあれなのです。ホームページか
ら見られるということについては本当にありがたいことなのですけれども、周知の仕方が不
十分だと絵に描いた餅になりますので、これからもいろいろ町民の方が便利だなと思うこと
は、ぜひぜひ、不親切とは言いませんけれども、親切にしていいただければと思っております。

最後に町長、僕が言いたいのは、確かに環境のために二酸化炭素を減らすことも、それは
もちろん、地球が壊れてしまうかもしれませんので、それはもうみんな、国から都道府県か
ら市町村から家庭から会社から、みんなみんなこれに取り組んでいくことが次の世代の人の
ためにも重要なことだと思っております。

あともう一つは、もう大革新というか、もう大変化の時代だと思っております。例えば自動車
もエンジン、ガソリンエンジンとか何たらエンジンから電気で動くようなことになつたり
して、いろいろなことでビジネスチャンスでもあるのではないかと思っております。耳を少し
澄ませば、電力会社が初期費用なしで太陽光パネルを設置できますよとか、そのようなこと
も書いてあるので、先ほど町のほうでは補助金的なものについては動機付けには今のところ
は考えていませんというような話なのですが、例えば音更町なんかのことを言えば、脱酸素
宣言された後に専任の係を設置するよとか、SAFとって航空燃料なんか、今、非常に航
空業界では困っておりますので、もしかしたら大樹町では宇宙関係の産業を一生懸命今進行
しておりますので、そういうことにも航空燃料のSAFという、そういうものの、もしかし
たら産業の芽もあるのではないかなと思っております。ぜひぜひ担当係の人や……。

○議 長

西田議員。質問事項を端的に言ってください。だらだら言っても、聞きたいことが何も分
かりません。

○西田輝樹議員

はい。そのような、多分ビジネスチャンスにもつながっていくのだと思っておりますので、この
事業について、ぜひぜひ注意深く事業を進めていただければと、その願いを込めてこ
の部分、終わります。

次、よろしいですか。

次、2点目、高齢者の見守りなどの事業についてお聞きいたします。

いつの時代でも、大きな行政課題として高齢者に対する適切な支援活動があります。地域
での見守り活動や地域ふれあい事業などについてお伺いします。

小項目、三つあります。1つは、地域での高齢者の見守り活動の現況について。活動団体

ですとか、ボランティアの参加人数、対象高齢者などについて具体的にお伺いしたいです。

2番目につきましては、地域ふれあい活動の実施状況について、団体数や参加人数、活動内容についてです。

3番目につきましては、今後の高齢者支援事業について、今後どのような支援活動を考えておられるのか、具体的にお聞きしたいです。

以上です。よろしくお願いたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ご質問の高齢者の見守りなどの事業についてお答えをいたします。

1点目の地域での高齢者の見守り活動の現況についてであります。町では広尾警察署、大樹町消防署、民間事業所、各種団体など22事業所・団体の協力を得て、大樹町徘徊高齢者等SOSネットワークを構築し、行方不明時においては情報の提供をお願いするなど、早期発見に努めております。また、民生委員・児童委員による担当地域での見守りや社会福祉協議会が推進している小地域ネットワーク事業では、現在16行政区が、それぞれの地域で見守りが必要だと思われる高齢者などを把握し、声かけや見守り活動を行っております。各行政区での取組のため、ボランティアなどの人数は承知をしておりません。

さらに、平成30年度から生活支援体制整備事業として、地域支え合いマップ作り事業にも取り組み、現在21行政区でマップを作り、独り暮らし高齢者や支援が必要な方の情報を地図に明記し見える化することで、地域で協力し合い、互いに支え合っていく体制づくりにも取り組んでおります。

2点目の地域ふれあい活動の実施状況についてであります。町では毎月1回、認知症カフェを開催し、認知症の方や認知症を予防したい方が脳トレーニングや健康相談などを行うとともに、参加者が気軽に相談できる場を設けております。社会福祉協議会では、地域住民の有償ボランティアとして行っている地域ふれあいサポート事業に86名がふれあいサポーターとして登録し、支援が必要な方に対し買い物代行や掃除、ごみ出しなどの活動を行っているほか、町内在住の70歳以上の高齢者を対象にしたふれあいカフェが毎月1回行われております。

さらには、小地域ネットワーク事業でも高齢者などが気軽に交流できる場として、ふれあいサロン活動も地域の皆さまによって取り組まれております。

3点目の今後の高齢者支援事業についてであります。高齢者が住み慣れたこの町で元気で安心して暮らせるように地域で支え合う互助の体制づくりに向け、町が取り組んでいるSOSネットワークの充実、緊急通報装置設置事業、高齢者等通院交通費助成事業、配食サービス事業などの生活支援サービスや社会福祉協議会に委託している福祉車両貸出事業や介護予防事業、また社会福祉協議会が取り組んでいる小地域ネットワーク事業や地域ふれあいサポート事業などを社会福祉協議会と連携して進め、これからも高齢者支援事業に取り組ん

でまいります。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。小地域ネットワーク事業ですとか、それぞれふれあいサポート事業など、それぞれ地域の皆さん頑張っておられたりして、町の施策、行き届いている中のうちのひとつだなという認識しております。

小地域ネットワーク事業の中で、現行16行政区が実施されているということなのですが、一つは農村部で15戸とか20戸とか、小さな戸数のところについてはいろいろ普段からの、交流なんかもあったり、またはマップ作りも必要はないのではないかなと思うのですが、実際にマップ作りの中で不自由だよというお話の中に要援護者の名簿を作ったりとか、またはマップ作るときも行政からの個人情報の壁というか、致し方がない面あるのかしれませんが、なかなか個人情報の壁があって、年齢なり、そこの家族の形態になり、普段のお付き合いや組長とか何かから情報を得て、社協のほうに提出するようなことを行っているのですけれども、これはどうにか改善にならないのかなというのが町内会の役員の話で出てきているのですけれども、それはどうなのでしょう。やはりその個人情報のことがあるので、現行からの変更というのは、改善ないのでしょうか。

○議長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

この件は、行政区長会議でもお話があったと思うのですけれども、個人情報ということで町から提供するという事は難しいです。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

具体的に、例えば異動があったりとか、何かいろいろなことは、例えば区長のところだとか民生委員のところには情報は行っているのですか。

○議長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

民生委員は、国から指定を受けた特別地方公務員でございますので、公務員の立場として情報を町から提供するという形を取っております。個人情報保護法にのっとりしております。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

あともう一つは、これはたまたま寿町内会の中の話ですので、他の町内会とか行政区との

方と話したわけではないのですけれども、これ例えば、今の年齢とかの連絡先など、何か統一した様式があれば便利なのよねというようなことだとか、あとボランティア保険みたいに援助もらえれば何か動きやすいよねというようなことが私どもの方の町内会の役員会なんかでは話は出ていたのですけれども、何か今の、マップはマップで作り方は僕も作ったことありますので分かるのですけれども、そのマップを受けたその連絡先ですとか、統一した何か様式みたいのものがあれば、さらに活動活発になっていったりとか、いろいろな齟齬が生じないのではないかと思うのですけれども、町の具体的なお考えというのはあるのでしょうか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

支え合いマップの件でございますけれども、これについては研修会等も開催されているということもお聞きをしております。その中でいろいろ各地区の方々に対象者、支援の必要な方を地域で支えていくということで、マップ作りを進めていただいていると思います。ただ、統一した様式とかというのは、それぞれ、私は中身については詳細には承知をしておりますけれども、それぞれ必要な情報というものは皆同じなのかなと感じているところでもあります。そういう部分については、社会福祉協議会とも確認をさせていただいて、議員おっしゃるように統一した様式が必要かどうかという部分も含めて、社会福祉協議会と一度打ち合わせをさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

次、地域ふれあい活動の状況について若干お聞きしたいと思います。70歳以上のふれあいカフェ、月1回されているというようなことなのですが、これは食事も一緒に出しているこの事業のことを言っているのか、まずは確認させていただきたいのと、あと参加人数はどれぐらいの方が参加されているのでしょうか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

ふれあいカフェにつきましては、社会福祉協議会が行っておりまして、議員おっしゃるように町内の70歳以上の高齢者を対象に月1回行っているということでございます。また、その場において、食事の提供とかという部分をやられているようです。人数ですが、すみません、人数までは把握しておりません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

まとめ的に、今回このテーマを選んで、これからの支援でさらに頑張っていたきたいなと思っているようなことが何点かあります。けれども、町や社会福祉協議会のほうでも、これからの事業については推進していただけるということなのですが、これも例えば高齢者の方、足の確保だとか、買い物だとか、除雪だとか、寂しいことだとか、そういうふうなことそれぞれあるのですけれども、コミュニティバスなんかについてもお考えいただけるようなことが執行方針に書いてありますけれども、高齢者の人はもう待てないよとおっしゃる方もおります。ですから、それがその乗り合いタクシーなのか、コミュニティバスでなくてもそのような、今の現行制度を強化していくようなものなのか、僕は乗り合いタクシーみたいなもので皆さんが病院や買い物と一緒に乗ってこられるような方式がいいと思うのですが、この熟度というのはどれぐらい、今、町のほうではコミュニティバスを想定されているのでないかなと自分では思っていますけれども、この熟度はどうなのでしょう。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

コミュニティバスの関係でございますけれども、昨年、実証運行もさせていただきまして、その前と合わせて2回実証運行させていただきまして、その内容につきまして分析をしております、今月には地域公共交通会議を開催して中身を検討するようになっているところでございまして、今後その本格運行に向けて中身を検討していくという状況になっているところでございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。なるべくスピードを上げていただきたいと思います。

あと、この中で私が気づいたことの中で、民生委員中心にいろいろなこの高齢者支援の中でも本当に一旦担っておられるのですけれども、民生委員も結構高齢化されているので、例えば町内会に福祉委員みたいのをつくってもらって、民生委員の補助員というのがいいのか、お手伝いというか、段々そういう時期に来ているのではないかなと。私たちの隣の行政区では、福祉委員というのは設置されていて、こんなことやるのだよというお話も聞きましたけれども、何せ民生委員になられる方が60歳スタートとか60何歳スタートの方もおいでになるみたいですので、そこら辺、何か民生委員に過重な負担かかっているのではないかなと思うのですけれども、将来の高齢者支援事業のためにも、どのようなことをお考えになっているのかお聞かせください。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

議員おっしゃるように、やはり民生委員の高齢化というのがどこの町でも進んでおりまして、うちの町でも進んでおります。その更新にあたって、なかなか成り手がいないというのも実情ではあります。各行政区においては、福祉部等の設置をされて活動されているということは承知をしているところでありますけれども、なかなか民生委員ということになると成り手が難しいということもあります。ある程度民生委員の定年というか、年齢の上限が決まっておりますので、更新にあたってはその担当の区長ともいろいろご相談をさせていただいて人選をしているというところではございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

これで終わりますけれども、今後の高齢者の支援事業というのは、いつもお話ししてはいますけれども、例えば今の情報格差の解消だとか、いろいろ、単に見守りとか何かばかりではなくて、そのような総合されたものでないかと考えております。ぜひ、今の一例でいけば足の確保のこともありますけれども、まだまだ高齢者の方、いつまでも健康でいていただくためのスポーツや体力増強ですとか、そういう活動含めて、役場組織全体というか、全庁的に高齢者の支援、これからもお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、西山弘志君。

○西山弘志議員

では、先に通告しましたSDGs未来都市計画の取組についてお伺いします。よろしくお願ひします。

SDGs、2015年9月に国連で採択された2030年までの国際目標。「地上の誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能な社会の実現を目指しており、経済・社会・環

境などの分野で17の目標と169のターゲットで構成されています。

大樹町ではゼロカーボンシティを宣言し、地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組み、新庁舎では管内市町村では初となるZEBレディ基準を達成する庁舎が完成し、これによりエネルギー消費量を50%以上削減することができます。

スマート街区では、再生可能エネルギーの利用を促進しています。大樹町ではSDGs「目標7 エネルギーみんなに、そしてクリーンに」、「目標13 気象変動に具体的な対策を」、この二つの目標に向け具体的に取り組んでいます。地方創生SDGs、官民連携プラットフォームを通し、実現したいゴールや解決したい課題があります。

SDGs大樹町まちづくりに対し、住民に向けて丁寧な具体的指針や達成目標、優先順位付けの説明が必要と考えます。

大樹町総合計画、都市計画などがあります。これからはSDGs未来都市計画が必要と思います。大樹町のSDGs未来都市の実現向け、持続可能なまちづくりの達成のため、これからの主な目標の取組についてお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

西山議員ご質問のSDGs未来都市計画の取組についてお答えをいたします。

SDGsについては、西山議員のご質問にあるとおり、「誰一人取り残さない」の基本理念の基、先進国も発展途上国も共通して取り組む17の目標と169のターゲットが掲げられ、国・地域レベルで実情に合った取組を展開しているところであります。

町では、現在、第5期総合計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、持続可能な社会の実現に向けて地方創生に取り組んでいるところでありますが、SDGsに掲げられている17の目標は全て町の施策に関わってくるものと認識をしております。

SDGs未来都市計画は、国からSDGs未来都市として選定された自治体が3カ年の取組を具現化したもので、道内では北海道や上士幌町など5自治体が選定され、計画を策定しておりますが、町では新年度から着手する次期総合計画にSDGsの観点を取り入れ、町の施策とひも付けることによって、考え方や理念を共有していきたいと考えております。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

SDGs、持続可能な開発目標。一見難しく感じるこの17項目は、実は私たち日々の生活、仕事に密接に関係しています。私たち一人一人で認識をするとともに、日々の生活、暮らしの中で実践できると思います。今からできるのではないかと思います。これを広報たいきなどによる情報発信やPR活動、これは必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

町でもこのSDGsの考え方、理念というのは、これからも進めていかなければならないという思いではおりますので、先ほどお話、説明、答弁したとおりこれから作成をいたします。また、町民の皆さまにも町が取り組んでいるこういう内容については情報としてお伝えしていくことは私たちの使命と思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

そこで、私が注目するのは目標12です。「つくる責任、つかう責任」、ターゲット5です。これは廃棄物の発生防止削減、再生利用及び再利用による廃棄物の発生を大幅に削減するということです。食品廃棄、生ごみの削減です。生ごみを加熱ごみとして処理した場合、約80%が水分を含んでいるため燃焼効率が悪く、石油が多く必要となり、燃焼にはCO₂、ダイオキシンなど大気汚染にも影響します。町では、年間、燃える生ごみ845トンあると聞いております。これで生ごみの水分をしっかりと取り、分別を行ったら、どれだけ削減できると考えているのか。それと、ごみステーションを見ると、家庭から出た様々な粗大ごみ、これを注目しているのですけれども、引っ越し・転勤時に多くて、中には新品同様のものも捨ててあると。また、スケート・スキーなど、サイズが合わなくなり、まだまだ使えるが、使う必要がなくなり捨てている人がいると。これは本当にもったいないことです。ほしい人がいる、リサイクルなどで使ってくれる人がいれば、粗大ごみの削減にもつながり、再利用による廃棄物の発生防止にもなり、町の経費削減にもつながると思います。私は、もったいない運動ができるのではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

SDGsの基本理念である17の目標、いずれも町の政策を進める上で重要な項目だと思っております。今議員がご指摘のあったごみの減量化という部分では、生ごみの水分の含有量も含めての対応については、SDGsの理念に基づくものでもありますし、カーボンニュートラルのゼロカーボンにつながることもありますので、今後、大樹町のごみがいずれ共同処理に向かうということも含めて、ごみの減量化というのは、これはもう避けては通れないというか、最重要課題だと思っておりますので、今後、町民の皆さまとともに大樹町から出るごみの減量化については、本当に鋭意をもって取り組む必要があると考えております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、なかなかSDGs難しくて、中身が。間違ったらすみませんですけども、同じく、例えばですが、老朽化などにより使われてない施設とか、そういうものを再利用とか再生利用についてですが、老朽化が進んでいるとか、使われていない施設なのですが、これをどう利用するかという取組なのですが、例えば例としてですが、これから新プールを設置する、では今までのプールを解体すると経費がかかる、だから解体しないでプールの再利用を考えると、プールをいけすというのですか、水槽というのかな、そういうふうにして、陸上でのニジマス、チョウザメなどの飼育、陸上養殖ができるのではないかと。陸上養殖事業などに地域おこしはできないかと。こういう使われてない、さっき言われる使う責任というものから言われると、そういう施設を何か皆さんで再利用について知恵を出し合って、広くアイデア募集して、何かこういうアイデアがあればというのがあれば、ちょっと考えてもらいたいと思うのですが。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

使用しなくなった施設の再利用については、老朽化に伴って壊す、解体するという方法もありますけれども、利用できるものについては利用するというのも考え方の一つかというふうに思っております。

今回、新年度予算にプールの改築に向けての予算を計上させていただき、お認めいただければプールの改築を進めたいという思いでおります。一方、今現在使用しているプールのその後についてもこれから検討しなければならないということは、私どもまたは教育委員会も同じ思いでいるかと思っております。

プールについては、鉄骨を診断した上で、腐敗が進んでおり、腐食が進んでおり、危険な状況にあるということも踏まえての改築という判断をさせていただきましたので、その施設をどうやって活用できるかというところは、今現在の施設の状況等も踏まえて考えていかなければならないかと思っております。検討の中で、そういう方向も検討に値するかと思いますが、施設の安全性等も踏まえて、そこは慎重に判断せざるを得ないのではないという思いでおります。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それではもう一つ、二つ聞きたいのですが、持続可能な農業、これも同じなのですが、SDGs、全国でも広がりを見せる積極的な取組が進み、企業が増えている、持続かつ未来志向の活動が推し進められている。町内でも大手企業がバイオ施設を新設し、メタンガスを熱源として燃焼させることにより、重油の代わりにメタンガスを使うことでCO₂排出量の削

減、環境負荷の低減に取り組んでいます。畜産業にとっても、家畜ふん尿の処理がかなり切り離されない問題ではないかと思うのです。これを解決するには持続的規模拡大ができないのではないか。その解決の一つが、バイオガスプラントの設置だと思うのです。家畜ふん尿を利用したバイオガスから作られるバイオメタン、水素などによるエネルギーの活用、また畑作農家に対し再生敷料、消化液など有機肥料の還元など、地産地消の持続可能な農業、化石燃料を原料とする化学農薬や化学肥料を利用しない有機農業。

今回、エネルギー地産地消事業化モデル事業が令和3年に完了していますが、今後、農業の持続可能に地産地消事業の取組が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

議員がおっしゃるとおり、間違いなくそういうことは必要だと思っておりますし、家畜ふん尿も含めて、私は家畜ふん尿のままだと厄介物ではありますけれども、それは再生エネルギーとしても、また肥料としての有効活用が図られるものでもありますので、その部分については、今議員がおっしゃるとおり、循環をさせていく中で、これからの農業はそういう展開を図るべきだと思っておりますので、再生エネルギーとしての利活用も含めて有効な資源として活用していくということは大事だと思っておりますし、それが地域内で循環できればなおさらいいかなと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

いろいろ質問させていただくのですが、これで最後にしたいのですけれども、怒られるかもしれないのだけれども、「目標16 平和と公正さをすべての人に」、「目標7 エネルギーをみんなに」。今、ロシアがウクライナに軍事侵攻を行って、日本も経済制裁を行っている。これにより、ロシアからの原油や天然ガスなどの自然エネルギー、また小麦などのいろいろなものが輸出を止められるとか減らされると深刻な危機的状況になるのではないかと。これにより価格が高騰し、日本経済が打撃を受ける。今の日本の備蓄の国・民間合わせて国内消費量が235日分、しかし液化天然ガス(LNG)は国民の需要の2週間分ほど備蓄がないと……。

○議 長

西山弘志君。それは経済活動の問題であって、この今の質問とかけ離れておりますので、端的にやってください。そこまで許しますから。

○西山弘志議員

分かりました。そこで、僕が言いたいのは、結局、外国からそういうものを頼っているわけなのですが、これをやはり日本でいろいろな分野のエネルギーの確保として、これは答弁いいのですが、日本でエネルギーの確保、やはりバイオガスプラントの設置、エネルギーの

確保、これはやはり全国に向けて発信して、地産地消、日本での訴えをお願いして、質問を終わらせてもらいます。

ありがとうございました。

○議 長

次に、吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

先に通告してあります1点についてご質問申し上げます。

新型コロナウイルス感染症予防対策の周知について。

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株の感染急拡大により、大樹町もこれまでに感染が広がりました。低年齢者にも感染が強いようで、重症の患者も増加しています。

このオミクロン株は感染力が強く、誰でも知らず知らずのうちに感染する可能性があります。理科学研究所などが行ったスーパーコンピューター富岳によるオミクロン株の感染リスクの分析結果によると、マスクをつけない感染者と1メートルの距離で15分話した場合、感染率が6割増加、50センチの距離ではほぼ100%の感染率であるが、しかしマスクをつけて1メートル以上離れていれば感染はほとんどないとの結果です。

3回目のワクチン接種も進んでいますが、根本的には個人個人が日常においてしっかり感染対策を実行することに尽きるのではないかと思いますので、感染予防対策の周知についてお伺いします。

1、町長は、2月4日、町のホームページ上に新型コロナウイルスに関するメッセージを発信しました。今後は、このような住民の生命に関わるような重大なメッセージについては多くの町民に行き渡るよう無線放送を利用して直接訴えかけることも必要と思いますが、町長の考えをお伺いします。

2点目ですが、感染予防のため、正しいマスクの着用や距離、手洗い、うがい、換気など基本的なことを町民の皆さまに確実に実行していただくためには、感染状況を考慮した中で、定時の無線放送の最後にでも繰り返し周知していくことも重要なことではないかと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

吉岡議員ご質問の新型コロナウイルス感染症予防対策の周知についてお答えをいたします。

1点目の無線放送を活用したメッセージの周知についてであります。1月中旬から町内でも感染が広がり、町職員の感染が確認されたこと、また町内での感染者が急激に増加したことにより、2月4日、町ホームページに町内の感染状況や感染対策のお願いとワクチンの追加接種の取組状況を掲載いたしました。今回のメッセージは無線放送で周知しております。

んが、今後、必要な情報は無線放送も活用し、周知をしてみたいです。

2点目の無線放送での基本的な感染予防対策の周知についてであります。手指消毒、人と人の距離を取る、マスクの着用、換気など基本的な感染対策は町民皆さまもそれぞれに取られているものと思っております。無線放送を活用した注意喚起は、昨年5月以降14回行って、今後も継続して周知を行ってまいります。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

再質問させていただきます。

メッセージについてでございますが、今後必要な情報は無線放送も活用して周知したいとの答弁をいただきました。国は総理大臣、官房長官と、北海道については知事、札幌市長などが重要事態、緊急事態が発生した場合にはテレビ等を活用し、記者会見を開き、周知を図っています。町ホームページは、ホームページを開かなければ見ることはできません。そんな中で、大樹町には無線放送があります。町民のほとんどの方が聞いていると思います。独自に周知できるものでありますから、有効に利用していくべきと考えます。

今後、コロナ以外にでも、災害等々、町長が直接町民にメッセージを発信する場合もあるのではないかと思います。今後、スムーズに町長がメッセージを発信できるよう、どのような事態が発生した場合にメッセージを発信するか、緊急な周知をしていくか、事前に検討して、何か起こったときに速やかに住民に周知できるような体制、こういう場合はすぐ住民に発信するのだと、無線放送、ホームページ等々通じて、そういうマニュアルを作っておくことも必要でないかと考えますが、町長のお考えをお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

過去にコロナウイルス感染の関係でも私、放送を通じて町民の皆さまにお知らせをしたことがございます。コロナウイルスの感染症対策以外にも、私どもが直接町民の皆さまにお伝えすべき案件が出れば、それは私どもの判断で行うということで、今現在、それに対する具体的なマニュアルを作るという考え方はありませんが、情報の発信として、必要な場面については臨機応変に、そしてスピーディーに、私の判断で対応していきたいと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

分かりました。メッセージを受け取る町民の側を考えたときに、目や耳に障がいのある世帯、だけの世帯が大樹町に今現在あるのかどうか分かりませんが、そういう方に対する、町のホームページ、また無線放送両方で周知することが大切ではないかと思っておりますけれども、そういう方々に対するメッセージの発信の在り方についてはどのようにされているか

お聞かせください。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

目の不自由な方は耳が聞こえるので、通常の放送は聞こえているかなと思うのですが、耳のご不自由な方については、放送している内容を文字で、受信機に文字が表示できるディスプレイを接続して文字で見られるような装置を用意してございます。今現在、町内では2件の方がご利用いただいている状況となっております。

○議長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

体制を整えているということでございます。分かりました。

2点目のことについてお聞きいたします。感染予防対策の周知の無線放送の活用ですが、無線放送を活用した注意喚起は、昨年5月以降14回行っているとのことご答弁がありました。昨年5月から今10カ月が過ぎたということでございますけれども、1月に1回ちょっとの放送回数でございますが、今年の1月と2月にそれぞれ何回、無線放送により感染予防の周知をされたかお聞かせください。

○議長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

1月には、昼夜各2回ずつ放送を入れてございます。2月については、入れていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

1月中旬まで、昨年、感染がほとんど大樹町だけなかったように数字が出ておりました。1月16日以降ですか、増えたわけですが、なぜというか、増えた時期にやはり放送、1月に2回入れていて、2月も、道の発表が1週間遅れですから発表してからでないとは分かりませんが、増えている中ではやはり無線放送を多くしていくべきだと思いますけれども、その辺お聞かせください。

○議長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

1月には入れたという部分については、町内で感染が確認されたということもございまして、これは町民の皆さまに喚起を呼びかけていけないといけないということで、1月の7日から入れたところがございます。

今回、感染が広がったということもございまして、注意喚起という部分については適宜入れていくということで、入れていく予定にしておりますけれども、まずその前に、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、もう既に町民の皆さま方においては、感染予防の徹底を図られているかということございまして、そういう部分もありまして、放送については急激に広がった、感染が広がるとか、そういう何か事情が、変化があるということの場合に改めて注意喚起をしていくということで、今回、1月には入れたというところがございます。

以上でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

大樹町の感染者は、今年の5月以来ですか、今年の1月15日までは感染者ゼロ、全くおりませんでした。1月16日から3月5日までの北海道の公表によりますと、3月5日まで105名の方が感染しております。1カ月半で100人超えです。町長の答弁にもありまして、今課長も話されましたけれども、感染対策、町民の皆さまそれぞれ取られているものと思っておりますということでございますけれども、これだけ感染者が増えたという中で、私も町内に出かけての中ではマスク、ほとんどの方しているように見受けられますし、しているのかなと思いますけれども、ただ感染が発生してから数年経過した中で、まん延防止の措置も何回も発令された中で、中には気の緩み等が出てくる、きているのではないかと、目に見えない場所で、そういう中でまた、まん延防止重点措置期間や、今回のように町内の感染状況が急激に増大している中では、町のホームページや無線放送による周知、町のホームページは都度発生者が出た場合に掲載されたりして、注意喚起もされているわけですがけれども、先ほど申し上げましたとおり、ほとんどの人が耳にできる無線放送も活用しながら周知をもう少し感染者減っていくまで周知を増やすことも必要ではないかと思っておりますけれども、最後にお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員がご発言の中にもありますが、昨年から1月までは大樹町内で感染が確認できなかったということは、町民各位の感染予防対策を講じた結果だと思っております。ただ、この1月からの発生について、町民の皆さまのその感染予防対策がいわゆる緩くなったとか、そういうことでは私はないなというふうに思っております。やはり、今現在、全国で発生がまん延しておりますオミクロン株の感染力の強さなのかと思っております。ただ、町内で今現在も発生が確認されているという状況が続いておりますので、無線放送または他の媒体含めて

町のほうから注意喚起をやっていくという必要性はあると思っておりますので、今後も感染予防対策については、私どもの周知を図る、または町民の皆さまにもさらにしっかりと感染対策をやっていただくというような働きかけについては私どもの役割だと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

ありがとうございます。感染増えた中で、2月が1回もやはり放送されていないというのが残念だなと、1回でも2回でも毎月入れていただければよかったのかなと思っております。今後も、今、4月の人の動きが激しくなる時期を迎えますので、町としてできることは予防接種の推進、あるいはその周知、感染予防対策の周知かなと思いますので、改めてお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、先に通告しております、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について質問いたします。

現在、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の猛威により、全国的に感染拡大が進み、北海道全域及び十勝においても例外ではありません。昨年も、度重なる緊急事態宣言やまん延防止重点措置が適用され、飲食店等には休業要請や時短営業要請が引き続き適用されています。

この新型コロナウイルス感染症に対して、これまで感染予防と経済活動の板挟みで苦悩してきましたが、まだまだ明確な収束が見えない状態にあるのも事実です。大樹町も新型コロナウイルス感染症対応創生臨時交付金を活用しながら、町独自の対応も含め、飲食業界に限らず地元産業の支援を実施してきました。まだまだ先行き不透明ではありますが、今後の対策として町長にお聞きいたします。

1点目、帯広商工会議所では、新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けた飲食店に対する緊急現況調査を実施し、今年に入って前年同期より売上げが50%以上減った店が3割に上り、さらには9割超えで減少しているとの結果でしたが、大樹町においてもこのような現

況調査を実施しているのか、まず1点目です。

2点目、長引く時短営業により、飲食業界の疲弊は来客減少にとどまらず、仕入れコストの増加や燃料費の高騰、さらには毎月のように従業員の給料等の支払いなど、二重、三重苦が重なっております。少しでも負担を軽減し、地元産業の支援をすることが本来、町の使命だと考えますが、これについてお聞かせください。

3点目、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響は、大樹町の基幹産業にも影響があり、あらゆる産業に影響があるのは周知の事実です。このような中で、各企業の事業主は、事業継続を主眼として融資を受けており、この特別な融資は金利こそ発生しませんが、返済期限が迫っています。当然ながら、各企業の独断で融資を受けていますが、大樹町全体の疲弊度を少しでも減らす責務があると考えます。今後において具体的な支援策があればお聞かせください。

4点目、新型コロナウイルス感染症対応策として感染予防対策以外の支援策は一括給付金や事業持続化給付金、プレミアム商品券やクーポン券等がありました。今後も継続してこのような支援策を講じるお考えはあるかお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

寺嶋議員ご質問の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお答えをいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けた飲食店に対する現況調査の実施についてであります。町や商工会では飲食店を対象とした現況調査は実施していませんが、本年実施の飲食店や小売業などを対象とした特別支援金給付事業の申請内容によると、令和3年5月から9月のいずれかの月の売上げが前年または前々年の同月と比較して20%以上減少した飲食店は21件、飲食店全体の55%で、そのうち50%以上減少したのは6件、飲食店全体の16%となっております。

2点目の地元産業への支援についてであります。町では新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している中小企業等に対し、令和2年度から継続的に支援金等の給付を行ってきているところであります。とりわけ本年度は、影響が大きい飲食店への支援に重点を置き、時短営業等の協力支援金や販売促進補助金、売上げ減少に伴う特別支援金などの給付事業を実施しております。

3点目の融資を受けている企業への具体的な支援策についてであります。町では中小企業者の資金繰り対策として令和2年度に借り入れたコロナ対応融資に対する利子補給制度を設け、借入額1,000万円を上限に5年間の利子額と信用保証料の全額を補助しているところです。また、一定要件を満たす事業者には、企業融資の借り換えや返済猶予などの支援制度があり、商工会から各事業者に周知が行われているところであります。

4点目の給付金やプレミアム商品券、クーポン券など継続して支援策を講じるかについてありますが、令和2年度から国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して感染防止対策や経済対策、教育、子育て、医療など各分野において様々な取組を行ってきたところであり、とりわけ経済対策では事業者の支援金給付や消費喚起のプレミアム商品券、飲食店クーポン券の発行事業などを実施したところでもあります。新年度におきましても、臨時交付金を有効に活用しながら、経済対策など必要な事業に取り組んでまいります。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

まず1点目と2点目なのですが、町長の回答にもありましたとおり、現況調査は実施していないけれども、本年実施の特別支援金給付事業の申請内容によると、先ほどご答弁にありましたが、20%以上減少した飲食店が半分ちょっとです。そのうち50%以上減少したのは6件で、全体の16%あったとありました。令和2年と令和3年の同月期での比較だろうと私は解釈しておりますが、やはりそれ以前がどうだったかということも調査の中では必要ではないかと私は考えております。ですから、影響を受けたその前の年と、ではその前はどうかということまで遡る必要があるのではないかと考えていますが、さらに具体的なそういう現況調査をされてないということだったので、今後やはり定期的に今の実態を把握するということは、いろいろな交付金制度の活用がありますので必要ではないかと私は考えますが、これについてどうでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

現況調査の調査の関係でございますけれども、売上げの比較が令和3年度の5月から9月までと令和2年の5月から9月のいずれかの月、さらには、その前の年の令和元年の5月から9月と影響の受けてない、元年であれば新型コロナウイルスの影響がなかったものですから、そこまで遡って減少額があるかどうかを調査対象としまして、それで20%以上減少していればこの給付金の対象になるという形を取らせていただきまして、令和2年度と3年度を比較しますとあまり売上げがともに落ち込んでいますのでそんなに大差がないというところで比較を令和元年度まで遡ったというところでございます。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

先ほども、これからまた定期的にその現況調査はやるということの解釈でよろしいですか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

度重なる時短営業の関係で、飲食店もかなり影響も受けていると思いますので、商工会と連携を図りながら、その辺は取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

分かりました。ぜひ、やはり元に戻るということは非常に難しいことかたしませんが、やはり実態調査を把握することは大事かと思っておりますので、ぜひともやっていただきたいと思っております。

次に、3点目のコロナ融資に関してですが、政府系の様々な融資のほか、町独自の借入額1,000万円の上限に5年間の利子額と信用保証料の全額保証があります。さらには、一定条件を満たす業者には企業融資の借り換えや返済猶予などの支援制度があると、商工会から各事業者にも周知が行われていると町長の回答にありました。

大樹町内では、個人事業主や法人全てが商工会に属しているとは限らないので、やはりそれらの方々にも周知するのは、逆に言いますと町のやるべき使命かなと私は考えます。なので、地域住民の行政サービスを提供する役場である仕事を、やはりそういう方々に周知する必要があると思っておりますが、これはどのようにお考えですか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

国の様々な支援制度などにつきましては、商工会員であれば商工会を通じて周知を図られたりしているところでございますけれども、商工会に会員となっていない業者もそれなりにおりますので、そこは町のホームページにいろいろな事業の概要を掲載させていただいて周知を図っているところでございます。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ホームページに掲載しているということなのですが、やはりそういう申請することを、本当にそういうふう困っている方は当然やるのは当たり前だと考えている前提があるのではないかと。つまり何が言いたいかというと、なかなかそういうことでアクセスもうまくスムーズにいかないことがあるのではないかと感じるのです。ですから、そこも親切・丁寧なことも今後やっていかなければいけないということもありますので、もっと違う手段を考える必要があるのではないかと。思います。

今、まずお聞きした形の中で、本当にこの大変なときに一つ供給するのは、お金だけでいいのかという疑問があります。もちろんお金も大事です。お金も大事なのですが、それ以上に大事なものを供給する必要があるのではないかと。先ほど言ったその情報を的確

に、ほとんどに皆さんに伝えるというような、ある意味方法ですとか、こういうことをもつともっと町としてやる必要があるのではないかと私は思います。

例えば補助金制度、様々な補助金制度なんかを活用して今やっているわけですがけれども、その辺の補助金制度をただお知らせして、国から商工会通してだと、いろいろなこういう復活支援金だ、事業再構築だと、いろいろなものが出されていますけれども、それは申請者が受けて始まって、そこに提供するという形になっていますけれども、実際もっと最初のスタートからうまく、分かりやすく簡単に近づいてアプローチできるような、繰り返しになりますけれども、そういうようなサービスを提供するのが必要ではないかと私は考えるのですけれども、これはどうでしょうか。できるかできないかをひっくるめて、考えを聞かせてください。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

町内の事業者につきましては、概ね商工会の会員となっている部分が大半でございまして、一部商工会に入っていない方も何件かいらっしゃいますが、その方々につきましては企画商工課の担当のほうが従前から相談窓口という形を取らせていただいておりますので、そこは何か必要な部分になりましたら、逐一相談を受けているという状況でございまして、今後も引き続きそういう相談窓口は開設していきたいと考えているところでございます。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

実は、今ほとんどサポートできているというご回答いただきましたが、例えば全国の実例でいきますと、やはり新しく言うと地方産業支援センターみたいな、こういうある意味窓口があって、分かりやすく言うとそこにある意味コンサルティングするような、こういうふうにやりますよ、この補助金活用はこういうふうにやりますよという丁寧なことをやっている地区も全国には幾らでもあります。ですから、過去の例でいきますと、静岡県富士市の f-B i z ですか長崎県壱岐市の I k i-B i z というのがあります。ですから、私がイメージしているのは、大樹町にも大樹ビズみたいな場所と申しますか、プロジェクトチームと申しますか、そういうものを作って、できる限り丁寧なサポートができるようなことをやったほうがいいのではないかと、これはあくまでも提案ですがけれども、そのようなことが現実的にできるような可能性はありますか。これについてお聞きします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私ども、商工業者にかかわらず、コロナの影響を受けている事業所の皆さまに相談の窓口というのは閉ざしているわけではなくて、情報の発信も含めて私どもやれる範囲で丁寧にや

っているつもりです。全国的には規模感もあると思いますが、そういう機関を設けて対応しているところもあると思いますが、私どもが行っている相談業務、相談窓口も規模感は違うかもしれませんが、決して劣るものではないと思っておりますので、今後も情報の発信、または相談の適正化も含めて丁寧に対応していきたいと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

分かりました。ぜひ、そういうサポート力を高めて、町民の皆さま方の困っている事業者の皆さまに対してあらゆる角度で対応していただきたいと考えます。

次に、今回のこのコロナ感染の関係による疲弊について質問させていただきましたが、やはり今までと違うことをやるということになると、確実に行政サイドの役場職員の方々のオーバーワークになってしまうのではないかと。特所的には、もう以前から始まっている航空宇宙産業関係、関連事業もありますし、そのときにやはり皆さんのいろいろな出勤する機会が増えたりしています。これはどうしてもオーバーワークになる形が予想できるということになりますけれども、さらに先ほど私が言ったようなことをもっと具体的に展開すると、やはり人材が足りない、つまりマンパワーが足りない、こういうことが起きるのではないかと考えます。そのときには、大体、今回の、今後の話になりますけれども、予算でも地域おこし協力隊、大樹町は2名、こういうふうに予算化しておりますし、そういう予定でおります。けれども、では実際どうなのだろうと。もう少し、地域おこし協力隊だけではなくて、企業人、地域活性化企業人という方も全国的にはもうつくられて、政府からその分の費用について、もしくはお金を頂いてという形での展開を進めているところも実際あります。多いところでは、ご存じかもしれませんが、上川の東川町は48名、これは地域おこし協力隊だけです。さらにはニセコ町では23名、十勝管内においても上士幌町と新得町には17名、すぐそばの更別、浦幌、足寄、7名から8名、こういうふうに活用して、やはりマンパワーを補充しているというのがありますけれども、何かそういう形で少しずついろいろなものをオーバーワークになる部分の対応策としてそういう形でやっていったほうがいいのではないかと私は考えますけれども、さらには少しコロナ感染の質問から外れているような感じはありますけれども、もしかするとそういうものを対応するためにもこういう形で活用したほうがいいのではないかと思います。今後、その辺のお考えはあるかどうかお聞きしたいと思えます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私どもも地域おこし協力隊員の活用については、かなり早い段階から取り組んできたという自負をしておりますし、また、今、地域おこし協力隊外の人材の活用という部分でも私どもも取り組んでいるつもりでもあります。ただ、規模感については、それぞれの自治体はどう

いう形で地域おこしを図っていくかというもくろみに対しての人員の受入れだと思っておりますので、一概に多い少ないということは簡単には語れないかと思っております。私ども必要な部分については地域おこしの外部からの人材を活用した中で、大樹町にとってメリットのある地域おこしを進めるべく取り組んでいきたいと思っておりますが、今、議員がご指摘のとおり、コロナ禍にあってマンパワーが不足するので、そこに地域おこし協力隊員を入れるということが地域おこし協力隊員の持っている役割としてうまく合致できるかどうかというところは考える必要があるかというふうに思っております、コロナウイルスの感染症に関して私どもで必要な部分、サービスが提供しなければならない部分があれば、それは私ども役場チーム一丸となって取り組んでいきたいと思っておりますし、その中で地域おこしを進めるべく項目があつて、それに対して外部からの人材がぜひここには必要だという判断があれば、地域おこし協力隊または他の人材派遣制度を活用していくこともあるかと思ひます。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

本当に悩ましいといひますか、そういうふうに前にどんどん進めて積極的にやりたいという気持ちがあつても、やはりこの地域おこし協力隊がそもそもは都市部から人材を地方にというのが一つの基準になっていますので、町長のおっしゃることはまさにそのとおりだなと。では一方で、感染対策の危険性というのがあるのでということになりますけれども、心強い形でやはり状況に応じてその辺のところはやっていったほうがいいのかと思ひます。

忘れたことがありましたので、先ほど、ただ単純にお金だけ供給して終わりというような対応策ではなくて、やはり先ほども言ったようにどのような形でうまくスムーズに今後展開できるかという、これはある意味言葉でいうと、情報をただ教えるのではなくて、どういふふうに活用するかという情報リテラシーのやり方をちゃんと対象者に伝えていただけないかと思ひております。今後、様々な本当に悩ましい問題が引き続きまだまだ続くと思ひますけれども、最後に、現行このような状態にあるわけですけれども、今年の、先ほどテーマにありました地方創生交付金、臨時交付金、これもただお金だけの供給ではなくて、そのやり方ですとか、そういういろいろなものを活用する形を作るですとか、当然関係しますので、それは当然やられるのではないかと思ひますが、これについて最後、町長、何か具体的にというと、先ほどの質問にも、大体回答にもあつたかもしれませんが、そのような形で考えているということによろしいでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

国から新年度に向けても臨時交付金の枠が配分をされおりますので、新年度の当初予算に計上したものの、または今後、商工会や関連する団体等も含めて協議を進めた中で具体の予算

化をしていくもの、それぞれ活用していきたいと思っているところです。

私ども、このコロナ対策を含めて地方創生臨時交付金の活用については、ただお金をばらまけばいいなんていうことは全く思っておりませんし、そんな思いで取り組んだ事業は一本たりともありません。そこには、どういう形でこのお金を使って、今、目先の喫緊の課題を解決していくかというところを私ども、そして関係団体、その私どものお金を活用してくれる町民の皆さんとともに活用できる一番いい方法を講じた中で対応させていただいておりますので、今後も情報の提供の在り方については、やはり議員がおっしゃるとおり丁寧に、どういう形でかいつまんで情報をお伝えするかというのは私どもの役割だと思います。ただ、お金については、今お話ししたとおり、今後もしっかりとしたその活用方法を見出す中で使っていければと思っておりますので、そこにやはり私どもや経済団体、事業者の皆さまの知恵の出どころかとも思いますので、有効に活用できる手だてをこれからも講じていければと思います。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

実に心強く感じました。物事を考える、もしくは物事を今ある状況で一つずつ着実にやっていると、これはホイキャストというのですけれども、ただ、私は未来を少しでいいですから、1年、2年先を見据えた形で今何をするかということを考える、先ほど言ったホイキャストの場合、逆なのですけれども、そういう意味で一つ一つクリアしてやっていただければなということをお願いして終わります。

ありがとうございました。

○議 長

次に、志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました1点について町長にお伺いいたします。

腎臓病の人工透析に関連してでございます。

健康で文化的な日常生活を送ることは個人のみならず、社会活動にも重要なことであると考えております。中でも町においては、腎臓病患者の人工透析をできるだけ遅らせる取組を行っていると聞いております。そこで、下記の点についてお伺いをいたします。

現在、町では人工透析にできるだけ移行しない取組をどうしているかお伺いします。

2点目が、腎臓病の進行を把握するクレアチニンの検査を全ての健康保険で行っているのかどうかお伺いいたします。

3番目に、腎臓病の悪化を防ぐリン吸着剤は、重症化しないと保険適用にならないと聞いております。国に対して初期、重症化前の初期、中期からの症状にも保険適用を求めてはどうか伺います。また、町単独で少なくとも中期の患者にも助成できないかお伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

志民議員ご質問の腎臓病の人工透析についてお答えをいたします。

1点目の人工透析にできるだけ移行しない取組についてであります。町では、新規透析患者を減らすため、若年から健診が受けられる体制を整備し、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の発症・重症化予防のための保健指導を実施し、健診で慢性腎臓病が見つかった方には、定期的に栄養士が訪問し栄養相談をしております。また、糖尿病等の治療中断をした方には、受診勧奨を行い、重症化予防に努めております。

2点目のクレアチニン検査を全ての健康保険で行っているかについてであります。平成30年度から血清クレアチニン検査は、特定健診の詳細な健診項目に追加され、医師の判断に基づき選択的に実施することとなっております。大樹町が実施する健診は、30年前から血清クレアチニン検査を必須項目にしております。

3点目のリン吸着薬についてであります。現在、6種類のリン吸着薬が保険適用となっており、そのうちの2種類が人工透析中の方に対象が限定されております。他の4種類の薬は、人工透析をしていない慢性腎臓病の方も保険適用となっており、医師の診断で処方されるものであります。そのため、国に対して保険適用の拡大を求めたりですとか、町単独の助成をすることは考えておりません。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

1点目の重症化予防に努めているということですが、今コロナ禍ということもありまして、その前、食事指導、調理も含めて保健福祉課でやっていただいたということですが、もしコロナ禍、コロナが収まれば再開する考えでいるのか、その点について、まずお伺いします。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

以前行っていた腎臓病の方の腎臓の食事の勉強会だと思うのですがけれども、それにつきましては対象者によっていろいろ知識ですとか病気の重症度も違うということで、コロナの影響ではなく、個人、個別の相談のほうがよりその方に適切に相談ができるということで、形態を集団で行う調理実習というような形ではなく、個別相談に切り替えておりますので、コロナの影響がなくなったとしても、集団でのそういう食事を一緒に味わってみるとかというのではなく、個別で行っていく予定です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

分かりました。個別指導でやっていくという、これは何よりそちらのほうが効果があるのではないかと感じております。ぜひ、これ重症化すると、本当に個人の透析に移行すると、生活も制約されますし、また医療費の関係にも、お金のことでないけれども、やはりそちらのほうにも影響を与えるということになります。ぜひ、引き続き努めていただきたいというふうに思います。

2点目ですが、これ全ての健康保険で行っているかどうかということなのですが、これ、前に組合健保なんかでは任意にしたと聞いているのですが、それは今もそうですか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

特定健診におけるクレアチニンの検査につきましては、平成30年から詳細な健診項目ということで、健診結果で血圧が高い方、血糖値が高めの方ということの基準に該当した方が医師の判断により実施するという形になっておりまして、以前は平成29年までは一切行っていない健診を平成30年からは医師の判断で行うと、どの保険者についてもそのように変更されております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

平成30年からは改善されたというふうに理解していいですね。これ非常に重要なことで、腎臓病は症状が悪化するまで出てこないという、この非常に気がつきにくい病気で、非常に大事な検査だと考えています。

それから3点目に、このリン吸着薬についてでありますけれども、先ほど現在6種類で2種類が透析中の患者で、透析は最終段階ですけれども、ほかの4種類ですけれども、やはりこれについては、医者、専門員の方の文献によりますと、やはりリンの吸収を減らす薬を使った薬物療法の追加をぜひ検討するべきと考えています。そして、現状ではその吸着薬の処方できないので、それは保険適用外になってしまうと。ぜひ、これ重症になってからは保険適用になるのですけれども、その前段でならないということに大変残念がっていると。ぜひ適用したほうがいいという、こういう考え方を持っている専門医なのです。これに向けてはぜひ、適用外ですから、これはもう当然そう言われると町でできるとか、医師の判断ということになるけれども、医師の判断自体がもうそういう制度になってますので、ぜひその制度を中期、初期に該当、保険適用に該当するように働きかけてほしいのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

リンの吸着薬の関係については、先ほど私から答弁をさせていただきました。医師の診断で処方されるものということもあり、答弁の繰り返しになりますが、私どもとしましては、この件に対して国の保険適用の拡大を求めたりするという考え方については、今現在は持っておりません。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

この問題では、大樹町は非常にその前段、食事とか個別指導という、ここのところ、段階がまず一番重要なと思って、吸着薬とかそういう薬になってくると、何だかんだいってもやはり危険信号の状態になっておりますので、そういう早い段階からこういう患者の発見、そして治療、指導、強めていくように私もぜひお願いしたいと思います。

それと、やはりこれ、保険適用に求めていく、どこか町村会なんかを通じて、こういう問題があるという、私は認識を持っていただいて国にも働きかけてほしいと考えてますが、その点はいかがでしょうか。繰り返しになりますが、

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ご質問の1点目でも申し上げましたが、やはり人工透析に行かない、行かせない、そういう取組が大事だと思っており、私どもも保険活動の中で糖尿病または生活習慣病の抑制については力を入れて取り組んでまいりますので、今後も1人でも多くの町民の方が腎臓病を重症化しないような取組については取り組んでいきたいと思っております。町村会でも、この、今議員がご質疑の中でご発言されている内容については、議題としても各町村からの課題としても出てきていないという状況はお伝えをしたいと思います。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時55分

○議 長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは先に通告していました1件、大樹小学校の120周年記念事業について教育長に伺いたいと思います。

大樹小学校は、明治35年開進地区に明道尋常小学校として開校してから、5月末で12

0年の歴史を刻むこととなりました。

この長い歴史的な歩みに対する記念事業を行うべく、120周年記念協賛会が設立され、11月に予定する記念式典開催と各種事業の実施に向けて準備を進めていると聞いているので、記念事業の実施に向けて協賛会との連携及び財政的措置を含めた考えを教育長に伺います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

菅議員のご質問の大樹町学校の120周年記念事業についてお答えをいたします。

大樹小学校は、明治32年に歴舟説教場として設置されたのが教育の歩みの始まりで、その後、明治35年5月に明道尋常小学校として指定されたのを機に、毎年5月31日を開校記念日としており、令和4年度に開校120周年を迎えます。昨年の11月29日には、開校120周年記念協賛会の設立総会が開催され、協賛会役員も決まり、各種記念事業が計画されているところであります。記念事業については、今後、協賛会において具体的な内容が検討されますが、11月12日に記念式典が執り行われるほか、120周年を記念した運動会や学習発表会も予定されております。

また、開校100周年時に埋設したタイムカプセルの開封、そして120周年記念誌の発行などの事業を予定しているとお聞きしております。

事業費については、PTA積立金と前回の開校100周年記念の際の残金のほか、寄附を募ることで賄う予定と伺っておりますので、開校100周年記念のときと同様に、町からの補助は考えておりませんが、120周年を記念した各種事業が円滑に実行できるよう協賛会と連携を密にしながらサポートしていきたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

答弁では、11月12日に記念式典が開催を予定されていまして、各種記念事業が計画されていると聞きました。記念事業の実施については、協賛会が主体的に実施するということであり、教育委員会としては協賛会と連携を密にしてサポートということで理解をしました。

ここ数年間については、学校関係でいうと、閉校式典が連続しまして寂しい思いだけが残っている状況でもありまして、久しぶりに明るい、めでたいというか、記念行事であります。この記念式典及び各種記念事業の成功を私も期待するところでありますので、現時点で確定している事業について、教育委員会が把握している具体的内容について確認をさせていただきたいと思っております。事業につきましては、コロナの収束状況で対応が変わるのではないかと考えますが、一つは運動会というのはどんな内容で、どこで開催するのかをまずお聞きしておきたいと思っております。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

120周年記念という冠をつけまして、例年どおり今年の6月の第1日曜日、大樹小学校のグラウンドにおいて120周年記念大運動会を開催したいと考えています。

競技内容については、母校、我が学校の歴史を振り返りながらという部分で、これから子どもたち一生懸命勉強していくと思います。深く知ることによって、ますます学校への愛着が深まるのではないかな、その中で教職員とともにいいアイデアで競技を実施してくれると思います。

運動会同様、学校のもう一つの大きな文化的行事は、昔でいう学芸会、学習発表会です。これも例年と同じように、大樹町の自慢であります生涯学習センターの大ホールを活用してやります。10月16日、120周年記念学習発表会です。

あと、他校ではなかなかない、いわゆる公開研究会、それを9月15日、開校120周年記念、また大樹小学校第30回記念実践発表会を、コロナ禍でなければ管内みんなに案内を差し上げて、子どもたちの頑張っている姿、教員の一生懸命な姿を見てもらおうと考えております。

主なものは、以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

順番に聞こうと思ったのですが、教育長に先行してお答えをいただきましたので、運動会については、特別な運動会をやるのではなくて、通常の運動会を冠として120記念として実施をするということで、了解をしました。それから、学習発表会も例年どおり生涯学習センターでいう、俗に言う学芸会を冠をつけて、10月16日ですか、に実施をするということで、了承しました。

二つ目に、記念誌を発行するとことで、予定であると聞いているのですが、この作成に対して連携を密にするという教育委員会は、どの程度、内容的に関わるのか教えてください。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

周年行事で一番大事なのが、学校の歩みをしっかり後世に引き継ぐということです。ということで、記念誌の作成、かなり大きなウエイトを占めております。ただ、今、学校の働き方改革と言われるように、平常の業務だけでもかなりしんどい部分はあります。それで、開校100周年が平成14年でございます。本来であれば、10年一刻みで、平成24年に110周年ということだったのですが、たまたま大樹小学校の場合は、平成21年に新校舎ができて、新校舎落成の記念式典をやってございます。ということで、110年はやら

ないという申し送りがありました。

ただ、平成24年は、辻本議員などもよくご存じな、道教委指定の学校力向上の実践指定校ということで、全道的な脚光を浴びながら頑張ってくれたときでございます。

それで、教育委員会としてどの程度サポートするのかということだったのですが、私、たまたま平成24年の学校力の指定時に第29回大樹小学校長として赴任させていただきましたので、責任を感じていまして、年度ごとに発行されます学事報告を基に、開校101年から119年までの概略をまとめて、激務で大変な教頭にプレゼントしてございます。あと卒業生名簿も全部拾ってプレゼントしてございます。ちょっと自慢になりましたけれども、そういうふうをサポートしてございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

かなりの自慢を承ります。ということは、僕も大変、これまた今の状況大変だなと思ったのですが、教育長から今、101年から120年までの大部分の経過をまとめて学校に渡したので、大変だけれども、俺が努力したからそれほどでもないということでもありますので、そこは続けてしたいと思います。

もう一つ、それで教育委員会に実は関わらなくても大丈夫という理解をしておきたいと思えます。

それから、その102周年を顧みる祝賀会的な催しについては検討されているのですか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

このご時世でございますので、考えてございません。周年行事で一番大事なのは、先ほど菅議員が質問していただいた、記念誌としてしっかり残すということと、大きな節目に巡り会えた子どもたちにとって、学校の歴史を振り返るいい機会であると、そういう学習効果をしっかり浸透させるように、学校ぐるみ、地域ぐるみで盛り上げるという、この2点にスポットを当てて事業を展開したいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

表立った話よりも中身のその充実感をということで、これはしっかり受け止めたいというふうに思います。

最後というか、この記念行事に対して、町では財政的な支援をしないということで、そのことは100周年でもしていないということで、そういう流れについては否定をするつもりはありません。ただ一つだけ、ここ、認識を確認したいと思えます。というのは、今、2年

以上のコロナ禍の中で、一つは係る経費を今まで持っているお金と寄附行為によって充当させたいということは理解はするのですが、町なかの町民含めて、いろいろな事業所、それから商店、いろいろな形の中で、非常にコロナ禍で大変な状況があります。目標額の設定はされていると思うのですが、例えばその目標額を町内の寄附行為だけではなくて、例えばこの状況を鑑みて、町として特例的に今回は一定程度、それは町民の負担を軽減するという考えを持つことも大事でないかと私は思うのです。そこはいかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

120年の大樹小学校の開校記念式典の関係は、取組も含めて、今、協賛会のほうで鋭意進めております。私も協賛会長になられた鈴木千秋氏から、協賛会の関係で来訪を受け、ご挨拶をさせていただいたところでもあります。

費用の部分では、今現在、教育長が答弁したとおり、PTAの積立金と前回の100周年の残金、または寄附で行うということを伺っておりますので、私どもとしては、そのもくろみどおりに進んでくれるということを期待しているところです。ということも含めて、今現在、この開校に係る記念事業に対して、町から何らかの財政支援を行うという予定は持っておりません。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私も何が何でも出せというような考えでございませぬが、先ほど申しあげましたコロナ禍の中で大変な状況にあるから、そのことがあったら、例えば目標額を設定して寄附に回せれば、やはり一定の額を、おたくでこのぐらいというその設定の中で、額を達成したいと気持ちがあれば無理も言わなくてはいかんと。そういう意味でいうと、例えば例でいいますと、100万円となったら30万円とかそういう分を町で負担して、残りを努力してもらおうという形もあり得るのかなと思っておりますので、そのことをもし要請があったり、今後の検討の課題としていただきまして、この記念式典が教育長が言われた、この120年の思い出をきちんと受け止めて子どもたちの胸に強く残るような記念式典になるように、期待とお願いを申し上げて質問を終わりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

◎延会の議決

○議 長

お諮りします。

本日はこれにて延会し、明日3月11日午前10時から再開したい思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議 長

よって、本日はこれにて延会とし、明日3月11日午前10時から再開をいたします。

延会 午後 2時11分

令和4年第1回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月11日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問について

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 徹 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	佐 藤 弘 康
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	松 木 義 行
町 営 牧 場 参 事	梅 津 雄 二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水 津 孝 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 裕 信
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
-------	---------

学校教育課長兼社会教育課長兼図書館長
学校給食センター所長

清原 勝利
楠本 正樹

<農業委員会>

農業委員長
農業委員会事務局長

穀内 和夫
吉田 隆広

<監査委員>

代表監査委員

澤尾 廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長
主 事

小森 力
八重柏 慧峻

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

8番 西田輝樹君
9番 菅敏範君
10番 志民和義君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 昨日に引き続き、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、これより発言を許します。
6番船戸健二君。

○船戸健二議員

それでは、先に通告していますウイズコロナと子育て支援ということで町長に伺いします。

新型コロナウイルス感染症の長期化、オミクロン株の感染拡大に伴い、特に子育て世帯、保護者や子どもにとって様々な点において負担が増加し、感染拡大防止の取組の中で収入の減少等、肉体的にも、精神的にも、経済的にも厳しい状況が続いております。町として、今後の子育て支援についてお聞きします。

- 1点目は、子どもの居場所づくりや遊び場、子育て支援団体のサポート体制について。
- 2点目は、家事負担軽減設備に対する助成について。
- 3点目は、妊産婦支援事業の拡充、メンタルヘルスケア体制と心の未病防止対策についてお聞きします。

4点目ですが、現在検討している子育て支援施策について。

以上、4点についてお伺いします。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

答弁の前に、一言申し上げます。

大きな被害をもたらしました東日本大震災から11年が経ちました。改めて被害に遭われた全ての皆さまにお見舞いを申し上げます。また、復興にご尽力されている方々に敬意を表するとともに、大樹町は、これからも復興支援を、復興に対するご支援を続けていくことをここにお伝えをしたいと思います。

それでは、船戸議員ご質問のウィズコロナと子育て支援についてお答えをいたします。

1点目の子どもの居場所づくりや遊び場、子育て支援団体のサポート体制についてであります。法人認定こども園が本年4月1日に開園するにあたり、南北保育園の後利用について協議を進めており、その中では子育て支援団体にもご参加いただき、ご意見などをいただいております。まだ結論には至っておりませんが、遊び場も含めて検討しているところであります。

子育て支援団体のサポート体制であります。子育て支援センターや保健福祉課児童保育係、保健師がサポートできるものと思っております。

2点目の家事負担軽減設備に対する助成についてであります。設備の内容によってはリフォーム支援事業の対象になる場合もありますので、個々にご相談をいただければと思っております。

3点目の妊産婦支援事業の拡充、メンタルヘルス体制と心の未病防止対策についてであります。妊産婦支援事業では、妊婦健診日の女性や出産に係る交通費と宿泊費の一部を助成しているほか、出産に対する不安解消に向けた母親学級の開催、栄養士による妊婦栄養指導を行っております。また、令和3年度から産後ケア事業に取り組んでおり、出産後に支援が必要な母子に対し助産婦が心身のケアや育児サポートなどを行い、安心して子育てができる支援体制づくりを進めているほか、出産後は育児座談会を開催し、母子の交流を図るとともに保健師や栄養士による相談も行っていることから、今のところ事業の拡充は考えておりません。

4点目の現在検討している子育て支援施策についてであります。子どもの遊び場の整備や4月の法人認定こども園開園に合わせた土曜保育の時間延長と保育標準時間の導入、さらには町内の全ての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に福祉に関する支援業務を行う子ども家庭総合支援拠点の設置を検討しております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

課題であった子どもの居場所づくりや遊び場、子育て支援団体のサポートとして、南北保育園の後利用が進めば、管理方法や細かな修繕、現在使用している行政区との調整等ありますが、大きな一歩になると思っております。南北保育園跡だけではなく、現在、利用頻度の

低い施設の利活用の見直しも含めて検討していただきたいと思います。

コロナウイルス感染症の収束の見通しがきかない状況は、まだまだ続くことが予想されますが、子育て支援団体だけではなく、民間事業者等にも広く募集し、子どもと保護者にとって安心して時間を過ごせる遊び場、居場所づくり、習い事や学習環境の支援についても検討していただきたいと思います。

2点目の質問に移らせてもらいます。家事負担軽減設備というものは、食洗機や乾燥機付洗濯機、掃除しやすいトイレなどがありますが、既存のリフォーム支援事業において対象になる場合があるということなので、個々のケースによって対応してくれると理解しました。家事負担軽減設備導入加算というものが理想ではありますが、今後、検討材料の一つとしていただきたいなと思います。

現在、多くの家庭が共働きという状況の中で、まだまだ女性の家事労働時間というものは、減少しているところか増加しているものだと思います。家事負担軽減、省力化、家事の分担の推進が、日々の負担が増加しているこのコロナ禍でも、暮らしの質の向上、精神的な負担の軽減につながると私は思っております。今後、町広報紙やホームページなどで周知に努めていただきたいと思いますと思いますが、その点についてお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、議員がご指摘のとおり、若い世代等で共働きされている世帯が多いのかなと思っております。コロナ禍の関係もありますが、家事の負担の関係でも日々の家での家事についても大変な思いをしている世帯もあるのかなという思いではおります。今、議員のご発言の中にもありましたとおり、何らかの設備を入れることによって家事の負担が軽減されるということであれば、先ほどお話したとおりリフォームの支援事業等をうまく活用してやっていただければと思っておりますし、何よりもやはり母親に家事が集中してしまうという傾向が、私どもも戒めも含めてですけれども、多々あるのではないかなと思いますので、分担、家のみんな、父親も含めて全体で担っていくということも必要かなと思いますので、そういう部分も含めて、私どもで発信できる情報があれば、ホームページや広報紙等でも発信をしていければなと思います。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

ありがとうございます。

それでは、3点目の質問に移らせていただきたいと思います。

妊産婦支援事業の拡充についてお聞きしましたが、現在、大樹町妊産婦安心出産支援事業の中で、帯広の病院や里帰り出産時の通院支援は実施されておりますが、札幌や旭川などの専門的な高度小児医療を必要としている家族へ交通費や滞在費等の経済的な支援がありま

せん。晩婚化に伴い、出産時期の高齢化や不妊治療の保険適用により、子どもを持ちたいという方にとってチャンスは広がっていますが、支援体制が整っていないと感じています。私は、ハイリスク妊婦支援事業が必要だと思っておりますので、現在の当町の通院支援内容とハイリスク妊婦についてお聞きします。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

大樹町における妊産婦安心支援事業につきましては、帯広市内の産科医療機関までの交通費の助成及び出産前に産科にかかる際の交通、その日、出産間際という方についての宿泊費の助成を行っております。現在、ハイリスク妊産婦ということで、札幌ですとか、十勝管外で医療を受けられる妊産婦の方についての交通費ですとか、宿泊費の支援は行っておりません。近隣町村の状況も調べてはいるところですが、十勝管内では行っているところはないように思っております。青森県がそのハイリスク妊産婦の交通費支援ですとか宿泊支援をしているというのは、調べたところでは承知しているのですが、詳しい内容までは分かっておりません。ですので、まずは十勝管内、あと道内のそういう支援事業をどのようなところがやっているかというようなところの情報収集をまずはしていきたいと考えます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、ハイリスク妊産婦に対する考え方というか、私どもの今の状況については、担当から説明をしたところでは、大樹町安心・安全のまちづくりという部分では、子どもを産み育てられる環境が整っているということも重要でもありますし、まずは子どもというのは、大樹の未来を担ってくれる重要な子どもたちでもありますので、ハイリスク妊産婦の通院または出産に係る費用については、管内はそういう状況だということでもありますが、国内では既に取り組んでいる自治体もありますので、その辺の情報も調べた上で、導入に向けては検討すべきではないかと思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

先進自治体の事例を参考に、これから大樹町で進めていただきたいと思います。例で挙げますと、ハイリスク妊婦の状況によっては、2カ月から6カ月管理入院し、退院後も子どもが退院できる日まで、病院が提携するファミリーハウスや民間住宅など賃貸し、病院近くの宿泊施設を借り、病院まで母乳を届け、いつでも子どもに駆けつけられる場所にいる必要があります。状況によっては、もっと長い方も、症例によってはもっと長く1年とか、子どものために頑張っている家族もいます。未熟児、低体重児、超低体重児、多胎妊娠や障がいのある疑いがある乳児や幼児、NICU、GCUで高度な専門医療が必要な子どもを持つ家族へ

の支援を行い、経済的な負担と精神的な負担を軽減して、安心して周産期に望む体制をつくらせていただきたいと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

次の質問に移らせてもらいたいと思います。

メンタルヘルスケア体制、心の未病対策については、産後ケア事業の取組の中で、助産師が心身のケアや育児サポートの充実、母子の交流、保健師や栄養士による相談など、コロナ禍で厳しい面も多々あると思いますが、メールや電話、オンライン受診、オンライン相談によってお母さんの気持ちに寄り添い、今後も支援を実施していただきたいと思います。また、妊婦に限らず幅広い世代に対し相談体制が整っているということは今後も周知に努め、情報発信をし、1人でも多くの方に目に止まることを期待しております。そして、親しい人の気づきや見守りの強化という点を強めていただきたいと思います。

最後になりますが、オミクロン株が大樹町でも感染が拡大し、感染防止対策として学級閉鎖や休校措置、濃厚接触者や家庭内感染、学校も保育園も、保護者の皆さんも子どもも感染防止対策を最大限努力はしていますが、小さい子どもがいる共働きの子育て世帯にとって、働きたくても働けない、休みたいけれども休めないという厳しい状況が続いております。最後に町長にウィズコロナ、コロナ禍での子育て支援と仕事の両立支援について、最後お考えを伺いたいと思います。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

今、議員のご発言にもありましたとおり、大樹町でもコロナウイルス感染症の発症が見られるという状況が続いており、お子さまをお持ちの保護者の皆さまも大変な思いをされているのではないかと考えております。私どもでどういう対応ができるかということについては、状況を見ながら、または国の制度等もあると思いますので、そういうところ、または制度で足りない部分について、私どもがどういう補完をできるかということについても、状況を見ながら判断をしていきたいと考えております。今々、ウィズコロナの対策としての具体的な子育て支援の新たな取組ということは、今、明言はできませんけれども、取組については今後も注意深く推移を見守りながら検討していきたいと考えてはおります。

○議長

船戸健二君。

○船戸健二議員

これで、僕の一般質問は終わりたいと思います。

○議長

次に、11番齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、よろしく願いをいたします。

先に通告いたしました次期各計画における工業地域（準工業）の考え方と都市計画用途地

域について町長にお伺いをいたします。

今現在、大樹町の都市計画区域1,227ヘクタールのうち、大樹都市計画用途地域は約257ヘクタールであります。その中で、都市計画道路は約10.945キロメートル、また都市計画の公園は約86.8ヘクタールが今の現状です。今後、各基幹産業が進む中、各企業の、また営業所の規模拡大、移転計画、そして航空宇宙においては、令和4年度から本格的にLC-1射場の、また滑走路の延伸の実施設計及び工事等の本格化が計画しております。そのような中、航空宇宙関連企業の進出も、今後、考えられると思います。今後、第6期の総合計画、またそれに付随するマスタープランの各種計画との融合性についてどうしていくのか。また、人口減少・人口密度によりますが、都市計画用途区域の見直し等について4点ほどお伺いいたします。

1点目、今現在の工業地域・準工業地域の状況と川南工業団地の分譲と分譲価格、今後、新たな工業団地の考えはあるのかどうか、それについてお伺いします。

2点目、都市計画用途区域内の町有地、次年度以降の活用、新規事業等の計画と、または変更はあるのか、それについてお伺いしたいと思います。

3点目、航空宇宙の関係で、航空宇宙関係事業が本格化する中、関連企業の誘致との考えと各種計画（総合計画・マスタープラン）にどのように盛り込んでいくのか、それについてお伺いしたいと思います。

4点目、各企業の規模拡大、営業所の移転の計画の中、交通アクセスを最優先に、国道236号線の隣接地が第一候補と聞いております。そのような中、都市計画用途地域の見直し、俗に網かけと言っているのですけれども、その辺を今後、町としてどう考えて事業を進めていくのか、まず4点をお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

齊藤議員ご質問の、次期各計画における工業地域（準工業）の考え方と都市計画用途地域についてお答えをいたします。

1点目の、今現在の工業地域・準工業地域の状況と川南工業団地の分譲と分譲価格、今後、新たな工業団地の考えについてであります。現行の都市計画用途地域による工業地域は、緑町の乳製品工場用地部分で約11ヘクタール、準工業地域は、川南工業団地や交通公園、旧川南会館跡地周辺で約26ヘクタールとなっております。

川南工業団地については、約2.5ヘクタールに13区画を造成し、現在4区画が残っている状況であります。分譲価格は、平方メートル当たり6,240円から6,640円で、1区画1,031万5,000円から1,097万6,000円となっております。

新たな工業団地については、現時点で考えを持っておりませんが、川南工業団地や町有遊休地等の活用を図りながら、今後の工業団地の在り方などを検討していきたいと考えております。

2点目の都市計画用途地域内の町有地、次年度以降の活用、新規事業等の計画と変更があるのかについてであります。次年度以降の活用計画については、令和3年度に策定している公営住宅等長寿命化計画において、旧特養跡地や旧老人アパート跡地を双葉町団地、松山団地の一部移転候補地と考えております。また、小学校の東側隣接地には、新プールを建設する予定としております。

次に、町有地の新規事業計画についてであります。工業地域に適する用途地域内の町有遊休地は限られるため、立地条件や活用年度にもよりますが、住宅地の分譲や高齢者の共同住宅建設の誘致候補地等に活用したいと考えております。ただし、現時点において、具体的な新規事業等の計画はありません。

3点目の航空宇宙関係事業が本格化する中、関連企業誘致の考えと各種計画に盛り込んでいくのかについてであります。町では北海道スペースポートを起点として、北海道に航空宇宙関連企業が集積する宇宙版シリコンバレー実現に向け町内に拠点を置き、航空宇宙産業に関連する事業を行う事業者に対する補助制度を設けたところでありますので、補助制度の活用を図りながら企業誘致につなげていきたいと考えております。

また、関連企業の誘致に当たっては、土地利用やインフラ整備など様々な課題をクリアしていかなければならないと思っておりますので、次期総合計画や都市計画マスタープランに方向性や方針などを盛り込んでいきたいと考えております。

4点目の都市計画用途地域の見直し（網かけ）を、今後、町として考えていくことが必要ではないかについてであります。工業系用途地域の見直しは、都市計画マスタープランにおいて、乳製品工場の事業拡大に伴う工業地域の用途地域変更を検討します。

現在の都市計画マスタープランは、平成16年度に計画期間を20年として作成し、中間年である平成27年度に見直しを行っておりますが、令和6年度からの新たな計画期間の始まりに向けて、令和5年度に都市計画審議会において計画策定について審議する予定としており、新たな都市計画マスタープランにおいては、まちづくりにおける用途地域を含めた都市施設の課題を把握した上で、上位計画である第6期総合計画と連動し、将来の発展を見据えた策定に取り組む考えであります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

大体の内容は分かりました。

それで、先に再質問する前に、知識として2点ほどお伺いしたいのですが、1点目、一般的に土地探しをする場合、都市計画用途地域という言葉を目にすることが多いと思います。多分、皆さんも。そもそもそれは何なのか。都市計画用途地域の規制、いろいろメリットもあれば、規制をかけられてデメリットもあると思うのです。まずその土地計画区域、それは何なのかについてお伺いしたいと思います。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

都市計画用途地域の規制についてでございますけれども、都市計画側から見たメリットという部分では、住宅、商業地、それから工業地など、市街地の大枠として土地利用を誘導していくことで、建物用途の混在を防ぎ、健全な発展と秩序が守られるメリットがあると認識しております。逆にデメリットといたしましては、都市計画法の用途地域の指定により、建築基準法の規制がかかるということで、建てられる建物に用途の制限が発生してしまうということでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

もう1点お伺いしたいのですが、特に国道沿線が農用地と皆さんあるのですが、その中で俗に網かけされているという農業振興地域整備計画、俗に農振と言うのですが、農業を推進することは必要と定められているのですが、俗に言う農振という概要と規制、メリット、デメリット、まずその辺、2点目お伺いしたいと思います。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長

農業振興地域制度につきましては、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とするとされてございます。農業振興地域制度自体は、国が農業振興地域に関する基本的な計画をもちまして、都道府県知事が農業振興地域の整備方針、基本方針を定めます。市町村におきましては、知事の協議、同意を得た中で農業振興地域整備計画を定めるものとされてございます。この農業振興地域の中には、農業にしか使うなという農用地部分、それから森林地域との競合を認める混牧林地、それからその他、特に規制を持たない白地地域、そういった形で分かれてございます。

メリットにつきましては、農業に使うべきとされた計画的な土地利用が推進にされる、例えば農地の無尽蔵な転用が図られない、そういったことがあることで、各種補助事業は、農業基盤整備を含め農業地を対象としています、面整備とか。それから明渠排水とか農業関係施設についても、農用地がどれぐらいの受益を取れるかというところで補助制度が適用されるものでございます。デメリットは、非常に融通性のない厳しい制度であります。農用地に関しては、原則として農地以外の利用を認めないというような形になってございますので、緊急的な部分、それから将来的な、不透明ではあるけれども将来的な部分、そこに対応できない、しづらいというデメリットがあると考えております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

あまりにも詳細すぎて、先のほう忘れてしまったのですけれども、今2点でいきますと、最初は、都市計画区域は開発行為の都市計画法なのです。もう片一方は農地法といって、農地を守る、農地法といってお互いにそれが相まって全く性格反対な法律なのです。そういった中で、今後、企業誘致をしていく中で、どうやって進めていくのかなということも、それちょっとお互いに頭に入れながら、ちょっと具体的に用途地域内のことについてお聞きしたいのですけれども、用途地域は全体で13種類ぐらいあって、住宅に関するのは8種類と聞いています。残りは大体商業系と工業系ということなのですけれども、まず、用途地域の大枠の用途地域の中でちょっと気になる点、目につく点を2点ほどお伺いしたいのですけれども、まず一つ目ですけれども、先ほど答弁いただきました川南工業団地ですけれども、現在は1区画1,035万円から1,097万6,000円となっておりますが、この社会情勢から見ても若干、今の価格からいくとちょっと高い、価格的にちょっと見直しをするべきではないかと思うのですけれども、それについての考えはないのでしょうか。それについてお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回のご質問いただいて、ちょっと私もその辺不勉強だったので、確認をさせてもらいましたが、川南工業団地の価格ですが、平成3年に分譲開始後、平成18年に固定資産評価額の下落率を反映した価格に見直しを行ったという経過がありますが、それからもうかなり、15年程度経っているということでありまして、今現在、町の固定資産評価額の推移などを見ると、今現在のこの価格の見直しというのは必要ではないかと思っておりますので、今後、また現課のほうともいろいろ相談をして、検討していきたいと思えます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ここ検討するのですけれども、先買った人のことも、企業もありますので、そんなに大幅に下げることにはできないので、その辺のバランスがちょっと難しいのかなと思います。

それで、うちの工業団地は意外と交通アクセスから、主要道路から外れた場所にほぼあるのですよね。そのような中で、新たな工業団地については現時点では持っていないという答弁いただいたのですけれども、今後、新たな企業進出、移転先の声も聞いておりますし、近い将来、やはりどこかで手をつけなければいけないと思うのです。そういう主要道路に近いところに。なので、今後、工業団地の在り方について検討していただきたいのですけれども、

そのタイミング、検討をしていくという答弁いただいたのですけれども、どの辺のタイミングで着手していくのか、それについて、お考えをお聞きしたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今現在の工業団地、先ほども答弁で申し上げましたが、4区画はまだ残っているということでもありますので、いろいろご相談を受ければ、そこの活用についてもご相談をしていきたいと思っております。一方、今後どうしていくかということでもありますので、令和6年度からスタートします第6期総合計画、または都市計画マスタープランの策定を進める中で、どういう形で次の工業団地の在り方がいいかということについては検討していきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。次の新たな工業団地については、次の第6期マスタープランの中で考えていきたいということが分かりました。

それと2点目ですけれども、都市計画区域内の町有地の活用、事業計画ですが、街なかでちょっと気になっているのは、答弁の中でもありました旧特養用地の跡や旧老人アパートの跡、各団地の一部候補地と考えているという内容の答弁をいただきました。特に旧特養用地ですけれども、老朽化している福祉センターがありますが、かなり老朽化で、今、2階はほとんど使われてない状況なのですけれども、それを含めて一体的な考え方というのは持っていないのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今現在使っております福祉センターの将来的な思いというのは、正直まだ具体には持っておりません。老朽化しているというのも十分承知をしておりますし、一方、今後も必要な施設なので改修も含めてやってほしいという町民のご意見もございますので、そういう部分も含めて、今後、福祉センターの在り方については、公共施設等総合計画の中で検討していかなければならないと思っております。どういう形がいいかというのは、本当、正直悩みどころでもありますし、町有地の規模としては、市街地のど真ん中にかかなり大きな規模があります。また、私どもとしても、福祉医療ゾーンのエリアの中ということもありますので、どういう活用がいいかというのは、町民の皆さま、または議会の皆さまとも意見交換をしながら方向性を定めていく必要があるかなというふうに思っています。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。病院があり、らいふがあり、特養施設もあるので、今、町長おっしゃいましたように、一種の福祉ゾーンですけれども、そういっても福祉センターは、もう限界ですよ。もう5年が限界、これ以上は無理。無理とは私が決めるわけではないのですけれども、やはりもうこの辺で将来性をはっきりして、方向性を出してかないと、いつまでということにならないと思います。例えば、改修して小規模にするとか、全く真っさらにするとか、いろいろな考え方があるので、その辺のビジョンというのは、第6期の中できちんと謳っていただきたいなど。そんなことを次の計画の中、審議会できちんと議論していただきたいと思います。

もう一つ、用途地域の町有地の中で、白地になっている学習センターの周辺とか、俗に言うコスモスガーデンですが、毎年ひまわり植えて緑肥だとやっているのですけれども、それをいつまで続けるのか、もっと別の用途に変更したらいいのではないかと思うのですけれども、その辺の考えはないのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今現在、都市計画地域のエリアとしては、学習センター周辺、コスモス畑、コスモスガーデンも白地になっているところです。今、コスモス植えているところの一部に、今回、太陽光パネルを設置しましたが、今現在、具体の計画もあそこにはないということもあって、今現在では白地のまま変更をするという考えはありませんので、今の形でいきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

隣が都市公園区域なのです。柏林公園ですから、例えば、せっかくあれだけの広い真っ平らの土地ありますので、子育て支援とか子どもの遊び場とか、いろいろそんなこと考えると、学習センターも図書館もあり、子どもたちの拠り所なのですよね。ひょっとしたら白地なので、建物を建てると思ったら結構厳しいのかなと思うのですけれども、下水の関係もあるので。そうすると、一帯を芝生化にしてサッカー場にしてしまうとか、そういった広々と使えることによって、子育て支援とか遊び場とか居場所づくりには一役を担ぐのではと思うのです。そのような考え方もあると思うのですけれども、この隣が都市公園区域なので、そこと連動しながらいくと、あの辺一帯が町民に活用されると私は思うのですけれども、そういったことを考えられないのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、議員がご指摘、ご発言の中にあつたサッカー場というようなことも、以前検討した経過はあつたような気がしております。ただ、柏木町の公園を今サッカー場として活用していますが、そこら辺との整合性であるとか、新たにそれを加えていくことの、やはり費用と効果のこともあるかと思ひますので、今議員ご指摘のとおり、いろいろな活用の方法はあるかと思ひますので、柏林公園との連動を図っていく、または、どういう形が子どもたちの教育、また、体を動かす部分の活用としての方法がいいかということも含めて、今後、何もかも第6期総合計画に送るわけではありませんが、検討は進めていきたいと思ひます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今現在、柏木町の元の青館グラウンドは今サッカー場ですけれども、隣が墓地ということ、仮に分譲するといつても、住宅地としてはならないと思ひます。例えばそういうところを移転しながら、全体を見直して移転しながら、準工業地域とか工業地域とかに用途変更かけるのも、一つの方法ではないかと思ひます。その辺をちょっと考えていただきたいと思ひます。

次いきますけれども、航空宇宙の関係ですが、先ほど言ひましたように、令和4年度からLC-1射場が本格化してくるのですが、正式名称なのか俗でいいのか、宇宙版シリコンバレー、よく最近耳にして実現に向けているのですけれども、答弁の中では、町内に拠点を置き、関連企業の誘致に当たって、そういう制度もあるので、土地利用はインフラ整備などいろいろな問題をクリアしなければならないと思ひている、そういう内容の答弁ですが、令和6年から7年に向けてLC-2の射場の工事も始まるということで、ある程度特定地域を定めることが考えられますが、企業を誘致するといつても、あの辺一帯の土地はほとんど農地ですから、現地ではどうやって候補地を考えているのか、その辺についてお伺ひします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

町内に航空宇宙関連企業の誘致を図る上で、企業が集積する特定地域を定めるということは必要だと考えておりますが、現時点で候補地については定まっております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

候補地は定まってないのに企業誘致するというのは、順番が反対でないかと思ひます。例えば、今のぐらいいからいくと、例えば芽室地区一帯辺りをするのか、航空公園の周りの周縁を一帯とするのか、どちらにしてもあそこはほとんど農地なのです。先ほど現課の課長が言ひましたように、ほとんど厳しい農振というか、そのように網かけされていますので、そ

の辺を町として今後どうするかは大きな課題だと思います。最後に町長の考えを聞きますけれども、そのような中で、北海道宇宙サミットが昨年に引き続き今年も500万円ちょっと予算化されていますが、その開催の中で大樹町を拠点としたシリコンバレーに関わる、特にその周辺の一体化とした土地の利用、土地の議論というか、そういうことをまず農振法を外して、関係機関や企業団体の意見を聞くことも、大きな意見をいただけるのではないかと。それを次期総合計画やマスタープランなどに盛り上げていくのも一つの方法だと思いますが、宇宙サミットの進め方、土地も含めて、どういう形で町として提案していくのか、それについてお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

昨年、1回目を11月に開催した北海道宇宙サミットであります。昨年については、気運を醸成するという目的で開催されました。令和4年度についても、開催を目指すということで、実行委員会形式で開催をします。今月中にも実行委員会がスタートしていくということも、情報としてお聞きしているところです。

今年度、どういう形でサミットが開催、どういう目的で、コンセプトで開催されるかというところは、これから実行委員会の中で検討されますが、せっかく宇宙サミットという形で開催をし、関係する皆さまが一堂に介する、オンラインかどうか別にして、大きなイベントでもあります。その中で、今後、企業誘致を目指している企業の皆さま等も含めて、そういう方々からご意見を賜れるような場ができればありがたいと思っております。実行委員会、私どもも参画しますので、そういう部分で実行委員会の在り方、サミットの在り方の中で、そういう部分には協議の中で発言をしていければと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

サミットに来られる方は、やはり場所の近いところというか、利便性のいいところに行くので、多分そういった企業誘致を求めてくると思うのです。けれども、先ほど言いましたように利便性のいい、交通アクセスのいいところというのは、ほとんど国道、道道なのです。けれども、その周りはほとんど農地なのです。そうすると、そこをどうやってやるかというのが今後の課題だと思うのですけれども、それについてまた最後に町長にお伺いしますが、今回の農振の絡みです。ちょっと話がずれるのですけれども、昨年の秋頃に、民間企業の誘致について、大手の酪農業関係企業、関係の企業が隣の町に移転してしまいましたよね、残念ながら。早い段階から町側に移転地を含め相談されていると聞いているのですけれども、なぜ今回こういう移転の経過になってしまったのか、それについてまずお伺いしたいと思います。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

民間企業が隣町に移転してしまったという経緯についてでございますが、当時、酪農業関係企業には農地転用の方を勧めてきました。ですが、企業側の条件的にちょっと合わなかったのかなということで、他の町に移ったのかなと思われまして。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

要するに、農地転用ということは、大変いずいのですよね。俗に先ほどの農振という強い縛りがあるので、網がかかっているんで、なかなかそこが解けないと。本当は農業委員会も本当、大変だと思います。今日、会長が見えていますけれども。それで、農業委員会はあくまで農地を守らないとならないので、けれどもそこで農地を売りたい、買いたいという人は、そこで売買契約しても、農振がある限りは、縛りがある限りは、3年から5年は何も手をつけられない。何も手をつけられないのに目をつぶりながら、その間は休閑地というか、何も手をつけられないのです。荒らすだけなのです。荒らして、4年後か5年後にやっと転用していくというのが、これが本来の今の姿なのです。それが待てないから、隣の町行って、隣の条件をつける、隣町に行ったということで、この辺は今後どうするかということで、多分農業委員会も本当に辛い立場に立たされて農地転用をやっていると思うのです。それで、農家守らなければならぬのですけれども、それで企業誘致進出に関して考えると、先ほど言いましたように、交通アクセスとか利便性、特に国道とか道道の周辺、沿線が第一候補だと思うのです。けれども先ほど言いましたように、ほとんど農用地なのです、そこは。ほとんど網かけされているのですけれども、転用に時間は要しますので、先ほど言いましたように、ほぼ4年から5年が変わっていくのですけれども、大樹町は平成29年に農振の見直しを一度行っているのですよね。これは、ほぼ5年おきにされているので、その見直しの中で、ある程度の道路の沿線、国道、道道の沿線はある程度区画しながら、町として区画を決め、要請していくことも、企業誘致とかそういうのにつながっていくのだと思うのです。それはシリコンバレーもそうですし、全体の絵を描かないといかないのですけれども、そういうところを町として、北海道とかに強く働きかけていくことが必要だと思うのですけれども、それについて町長、どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

農業振興地域の役割については、先ほど担当から説明をしたとおり、農地を守る、そういう法律です。都市計画は、都市計画に基づいて、あれば規制をする制度でありますから、都市計画地域内の規制を行うことによって都市の景観なりを守っていくという役割、それぞれ

の法律では、制度では、それぞれの役割があるということです。議員がご発言のとおり、農振の網かけされている、特に農用地であれば、そこはもう農業用地、農業に使う土地でもあるので、他の用途に使うということは非常に困難を極めるということです。転用という制度もありますが、それもある程度基準に満たした農地でないと転用できないということで、純然たる農業地帯にある一種農地については転用はまかりならんというのが農振サイドの考え方でもあります。

平成29年に農振法の全体的な見直しを大樹町が行いました。その中では、農家個々の宅地の住宅の建築予定も含めて、農振地域から、いわゆる農用地から外していくというような作業もしているというところでもあります。農振法の見直しについては、例えば5年サイクルで行う、10年サイクルで行うという定めはありませんが、実際の農地の利用方法も含めて、必要な段階で農振地域の全体的な見直しを行うということが必要かと思えます。国道縁にあります農地についても、見直しが必要ということはあるのかと思えますが、いずれにしても民地でありますので、地権者の皆さまのご意向がまずは優先されるべきだと思いますし、農用地でありますので、私どもが率先してそこを農地以外のものにしていくことがいいかどうか非常にちょっと悩ましいところではあります。一方、今回のケースのように、自分たちの希望する場所が移転候補地として確保できなかったということもあって、町外に移転した営業所があったということでもありますので、今後、避けられるものなら、私どもの町内で次の営業場所を確保して、継続して営業してほしいというのは、それはもう、私どもの思いでもありますので、今後そういう点については、また、今現在も相談をしているということで報告は私も見ておりますので、そういう形で取り組んでいければと思います。

農振法の見直しについても、農業団体または農業者の皆さまとも情報を共有しながら、必要な場面では全体計画の見直しも行うことは必要ではないかと思えます。その中で、今、地権者の方々とも協議をした中で、白地にしていくのか、農用地のままでいくのかというところも、個々の場所を検討していく必要があるのではないかと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これで最後ですが、用途地域内において大樹町の住生活計画が策定されたのですけれども、用途地域外も含め、例えば宇宙版シリコンバレーとか工業地域、商業地域等、今後5年先、10年先を見据えて、まず法律をちょっと外しておいて、町全体としてどういった青写真を描くかということ。あれ建てます、これ建てたいといっても、先ほど言いましたように土地計画法があって、農地法があって、お互いに背中合わせでいるのですから、そこをその後クリアにするのですか、まずはこう、全体の下地をつくるというのは、やはり大きな一歩前進でないかと思うのです。まずそれがないと、特にその宇宙シリコンバレーだって、どの辺がいいのか、大樹の市外以外で都市区域入っているのは、浜大樹くらいですよ。他はかかってないのですけれども、本当に国道沿線がいいのか、先ほど、あの辺の芽室地区の一

帯辺りがいいのか、まずそういった全体絵を描くというのが第一条件です、大樹町として。それから都市計画法とか農地法というすごいハードルがあるのですけれども、俗に言ったら網かけですから、網は必ず、水を入れると必ず下から漏れてくるのです。それが早く落ちるか時間がかかるかですけれども、それを落ちてくるところに望みをかけながら、町として北海道にアピールしていく。こういうことをやるのだ、こういう図面を描いているのだということを、やはり今後、下地をくつつけながら、これから先の第6期の総合計画、マスタープランに策定委員会の中で町民にも理解をいただきながら、町として、町長としてそういうプラン、下地、絵心というか青写真を提案していただきたいのですけれども、それについて最後お願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

都市計画、またはどう大樹町の町をプランニングしていくかというところは、間違いなく私どもの役割でもありますし、今議員の発言のとおり、いろいろな制度が交錯する中で網かけをしていかなければならないということでもあります。宇宙版シリコンバレーをというところで、大樹町に企業の皆さまに進出または来てほしいなという思いしておりますし、その企業の皆さま、例えば宇宙関係の企業の皆さまの、業種によっては射場の近くにある必要もありますし、利便性のいい、ある程度交通のいい、この町の市街地にあるべき事業体もあるかなというふうに思いますので、そういうところの住み分けも含めて、次期総合計画または都市計画マスタープランの改訂に合わせて、まずは私どもの今後未来に向けて大樹町がどういう形を描いていくことが必要かということについては、また、多くの皆さまとも意見交換をしながら、情報を得ながら進めていきたいと思っております。

口で言うのは簡単なのですけれども、非常に大きな、そして、非常に未来につながる重要な仕事になるのではないかと思いますので、私も鋭意取り組んでいければと思っておりますし、議員各位の協力もいただければ進められないという思いしておりますので、ぜひ、共に未来の対象に向けての絵を描く作業に取り組んでいければと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。まず5年、10年先を見据えて、今町長お話ししましたように大きな課題ですから、その辺きちんと町長のリーダーシップの下、しっかりと下地、青写真を描き、二つの今回出しました土地計画法、農地法という背中合わせの法律が関わっているような感じがして、そういうことが、法律あるのですけれども、法律は必ずどこかに糸口はあるのですよね。そういう糸口を探りながら、それぞれの今後の各種総合計画、マスタープラン策定に、今後も進んで取り組んでいただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 15 分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9 番菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、8 日にありました行政執行方針に対して、時間が限られているということの判断から 1 点質問させていただきたいと思います。

大樹高校の志望者確保の取組であります。

昨年、大樹高校は、地域ぐるみの取組を行いまして、念願の 2 間口復活を成し遂げました。大樹町、大樹町教育委員会、大樹高校活性化推進協議会が一体となり、2 間口維持に必要な進学希望者確保に向けて懸命な努力を重ねてきたにもかかわらず、4 年度については、目標とする生徒数の確保は、残念ながらできませんでした。そこで、このままでは 2 間口維持が困難な状況になることが避けられず、新たな方策として、私としては以下の取組も必要でないかと考えますが、町長、教育長の考えを伺いたいと思います。

一つは、文化・運動部活動の目玉となるものの復活であります。

二つ目に、遠距離通学者の生活手段として、下宿や寮の確保であります。

三つ目に、いろいろな様々な部活動指導者をどう養成していくかであります。

よろしく願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

菅議員ご質問の大樹高校の志願者確保の取組について、私から 2 点目について最初にお答えをし、1 点目及び 3 点目については教育長からお答えをいたさせます。

遠距離通学者の生活手段として、下宿や寮の確保についてであります。大樹高校の 2 間口を維持していくためには、地元の進学率を上げていくことはもちろんのこと、町外からの入学者を増やしていくことが重要であると認識しております。そのため、町では、路線バス費用の全額助成や町内の借家等から通学する生徒への助成など、遠方から通学する生徒に対する支援策を講じているところであります。

下宿や寮の確保については、通学圏外からの生徒確保に有効な手段となりますし、管内では公設の下宿を開設している自治体があることも承知をしております。今後、大樹高校活性化推進協議会などを通じて、どのような対策を講じれば生徒確保につながるか、様々な角度

から検討してまいりたいと考えております。

引き続き、教育長から答弁をさせていただきます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

町長に続き、菅議員のご質問についてお答えをいたします。

1点目の文化・運動部活動の復活についてであります。少子化が加速度的に進み、生徒数確保の困難度が増す昨今、生徒数の減少に伴う学級減、教職員数減という負のスパイラルに突入し、青春真っ盛り的高校生にとって、部活動は進路とともに大事な要素であるものの、歴史と伝統のある野球部、ソフトテニス部すらも廃部に追い込まれた状況であります。学校側からの一方的な廃止方針で、怒りを覚える中学校関係者も少なくありません。ただ、今年度、運動系ではサッカー、陸上、バドミントン、バレーボールの4種目、文科系では吹奏楽、茶道、美術、クッキングの4種目となりましたが、高校側からは、令和4年度は、生徒から希望があり、地域の支援体制が整えば、部活動及び同好会の復活について柔軟に対応していく方針であるとお聞きしております。

3点目の部活動指導者の育成についてであります。大樹高校活性化推進協議会や小中高合同の学校運営協議会等においても、この悲惨な状況を打破すべく活発なご議論をいただいております。その中には、菅議員と同様に、部活の復活を願う声も多くありました。高校側からは、学校の働き方改革との関連で、部活動指導者の地域移行という国の流れに乗り、町教育委員会社会教育課を通し、大樹町体育連盟に指導者派遣の依頼が来ました。教育委員会及び体育連盟では、この依頼について前向きに検討し、それぞれ協会の定期練習に生徒が参加して指導を受けられるようにするなど、地元高校を地域住民が支援していく体制をつくっていくよう取組を進めているところでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ありがとうございました。

順番に答弁いただきましたので、最初に町長から答弁をいただきました2番目の下宿、寮の確保について伺いたいと思います。

町長が言われましたように、遠距離通学者に対するその支援については、非常に手厚くされていることも承知をしております。ただ、やはり遠距離からの通学者については、私が考えている部活動の中でいうと、どうしても帰宅時間が遅くなると、疲れると。そういうふうになると、やはり地域に下宿の場所があったり、寮的なものがあることによって、整備というか、完備している状況があると、進路希望者も増えるのではないかと思います。それで、町長が言われました有効な手段であって、そのことは承知していると。活性化推進協議会などを通じて、どのような対策を講じていくか検討してまいりたいということですが、

町として生徒確保の手段として下宿や寮の確保を協議会の中で議論するときに、町側から議題に乗せて積極的に議論を巻き起こすのか、それとも活性化推進委員会の委員の中から、提案されたらそこに乗っかるのか、そのスタンスはどちらを取る考えでありますか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

高校の活性化推進協議会、今年度3回目を2月に開催したところです。今のところ、年度内は開催の予定はございませんが、私が協議会の会長でもありますので、令和4年度に入りましたら1回目の協議会の中で、生徒確保に対する対策を検討していきたいと思っております。私から一つの例として生徒の、下宿になるのか寮になるのかアパートになるのか分かりませんが、その対応についてもどういうことでやっていくことがいいでしょうかというような形でお諮りしたいと思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今の話で、有効な手段であるから、町側のほうから推進協議会の中で提案をしていきたいということについては理解をし、そのことについては、ぜひ中身のある議論をしていただきたいと思いますが、町長が言われたちょっと引っかかるのは、どうでしょうかではなくて、こういうふうにしたい考えがあるのだけれども、皆さんどうですかという気持ちでいていただきたいと思うのですが、そこはどうですか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

方法の一つだとは思いますが、私どもが公設をやるという思いを持って協議会に諮るというレベルまでは、私は考えておりません。仮に生徒確保のためにそういうものが需要だということであれば、どういう形で活用していくか。町内には民間の方がやられているアパート等もありますので、そういうものを生徒用に借り上げていくとか、方法がありますので、公設でやりたいのだけれどもどうですかというところまでを、この新年度に行われる協議会で提案するところまで踏み込むことは、私は今はできないかなと思います。ただ、協議会として、生徒確保のために必要な手段であるかどうかも含めて、検討はしていきたいと思いません。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっと町長、勘違い。私も公設だけがベターだとは思っていません。ただ、町としては、そういうものの確保を民間も含めてしていく方向、そしてそのことによって志望者を増やす

ことに活用していきたいという方向で議論をしてもらいたいと思っています。例えば、私の頭の中で狭くても考えたのですが、例えば空いている教員住宅があれば、そういうところを活用するとか、お楽しみ住宅を増やすとか、いろいろな、もし町としてあれば町で所有しているものを活用するとか、それから民間に要請をするとか、そのこともぜひ議論の中に、テーブルに上げてほしいということで、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいですね、そこは。公設だけ考えていませんので。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

そういう形でいきたいと思いますし、仮に例えば私どもで行っております通学費の助成の中で、そういう項目を加えるという方法もあるかなと思いますので、仮に、アパートの借り賃も全額助成しますよ、ということその通学費の制度の中に盛り込めば、令和5年度からも対応は可能かなと思いますし、その辺の在り方も含めて検討していきたいと思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ぜひよろしくお願ひします。

それでは、1点目、3点目について教育長に伺いたいと思います。文化部・運動部の部活動の復活ですが、現状については聞きました。2間口の確保、志望者確保に対しては、冒頭も言いましたが、今、志望者の把握が、時期が早まっていると考えれば、5年度に向けて残された時間は、非常に少ないと思います。僕は、教育委員会なりが本当にこの事案に対する本気度がどの程度持っているのか、本当に行くのか。以前の教育長は、もう腹から行くぞ、ついてこいというのがあったのですが、今回はなかなかその意思が伝わってこないような気がします。何となく第一印象としては、受け身になっているきらいもあるような気がするので、ぜひ前に向いた話をできればと思っています。

それで、現状聞いた中でありますから、そこは避けまして、高校はこういう話をしていると聞かれました。生徒から希望があって、地域の支援体制を整えば、部活動及び同好会の復活について柔軟に対応していく方針であると聞いていると。ということは、これは一つの明るい前向きな意思であります。そうすると、相手は、もし条件さえ整えば、そこはありますよということですから、そのことによって志望者が増えるのではないかと判断したら、そこに本気に乗っかってくべきではないかと思います。ということは、いろいろな部活動がありますけれども、教育長が言われた、やはり、差別をするわけでありませんが、男子生徒でいうと野球部というのは一つの部活動の目玉でないかと。ずっと伝統的にありました。それは、甲子園を目指している生徒もいるかもしれませんが、それはアマチュア野球で行きたいという生徒もいるでしょう。目標を別にして、その部活動があることによる活性化というのは、地域にとって非常に明るいニュース。例えば、今回の選抜甲子園大会に福島県の雪の中

の山の学校から出ると。そうしたら、おじいちゃん、おばあちゃんも地域ぐるみで全部、何でもやってやるから行ってこいという形になっています。そこまで行かなくても、やはり目玉でないかと思imasるので、そのことを真剣に考えていくべきではないかと。朗報としては、南十勝にはその土俵があると。大樹高校にそういうふうに行けると、僕は必ずしも暗い話だけではなくて、明るい展望があるのではないかと思いますので、まず教育長に、相手の胸を開いているのだから、こっちはどうそれに対応するかについての決意、覚悟ではないですね、決意をお聞きしたいと思imas。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

少し論点外れるかも分かりませんが、菅議員ご指摘のように、南十勝には土俵があります。うれしいニュースなのですけれども、先だって全国の体力調査の結果が公表されました。道内の市町村179あるのですけれども、小中男女ともに全国平均を超えたのは、たった13です。その13にめでたく大樹町入っています。すごいことだなと。少年団、部活動はじめ一生懸命やって、それに燃えている地域であるということが証明されております。そして、子どもたちは、夢を持っております。野球部、大樹中学校、全道大会でも活躍しました。やはり高校でもやりたいということで、進路なのですけれども、札幌だとか旭川の有名校に進学してございます。大樹高校、菅議員の言葉を借りると、開いてくれていると言っているけれども、やっと開いた感じです。何せ生徒数が少ない、そして教員数も少ない、何とか部活を減らして、そして町が応援してくれるのだったら大会に出られるような状況は用意しますよというようなスタンスでございます。

大樹高校存続で一番大事なのは、やはり魅力ある高校づくりです。現状をお話ししますと、困難校である室蘭工業大学に、今年現役で合格出者がました。保護者からも、本当に人数少なくなったけれども、小規模校だからこそ一生懸命丁寧にやってくれるのだと、そういう感謝の声も聞こえています。ただ、現役の大樹高校生が弟や妹に、やる気のない先生もいるからやめたらいいよと、そういう話も聞こえてきています。現実問題、平成29年に大樹高校は、管内の実践表彰ということで本当に勢いよくやってくれていました。特に普通科高校でありながら特別支援在籍の子ども達に手厚く手を差し伸べてくれている、解る授業をしてくれるということでそういう部分、先ほど町長からも、厳しい財政状況にもありながらすごい財政支援をしています。ということで、今年は、忠類から4名、更別、中札内から5名、帯広大正地区から1名、同じく生徒数で困っている広尾町からも1名来てくれています。ということで、16名も他町村から来てくれているのです。存続するために一番ネックなのは、地元中学校から憧れの存在になっていないと。その部分、いかに高校は本気度出すかということです。だから、部活動だけでなく、やる気のある先生を引っ張ってこられるように、今以上に道教委との信頼関係を深めることが道だと考えております。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

次にお聞きしたいと思った入学志望者の人数分け、これは先に教育長からお聞きしましたので、そうすると31名という数字変わりませんね。（「変わりません」の声あり）ということは、地元15名ですから、地元からの進学としては50%を切っているという理解でよろしいですね（「30%ちょいです」の声あり）。30か。

失礼しました。30ちょっとですね。その現実実態は、やはり厳しく受け止めなければいけないと思います。ただ、これは、今、私たちというか大樹町教育委員会、地元の活性化協議会を含めて、せっかく懐に入れた2間口という数字を、ずっと、長い将来別にして、1年か2年で手放すということは、これはやはり避けなければいけないと思います。そのためには、昨年から実証したパンフレットの配布とか、説明に行くなどいろいろな方法取ってきまされたけれども、なかなか実を結ばなかったと。地元からの進学率が30%ちょいだという厳しい現実を受け止めた場合に、やはり、僕の言っていることは正しいかどうかは分かりませんが、その文化部も含めて、例えば運動部、その活動があることが地域にとっても励みになるし、応援もできるというようなことからすると、そこに今高校が閉じていた襟元を開けたのですから、そこに向かって町が努力をするということ、そうすることによって一気に明るいことはないかもしれませんが、志望者確保の一つの起爆剤になるのではないかと思いますので、ぜひそこは、活性化協議会の中で、積極的に、町長が言いましたようにその中で議論をして、では地元としてどんなことがみんなが支援できるのだと。お金の話なのか、それから労力的な話なのか、いろいろなことをやはり議論をしていただきたいと思います。

前回、高校の2間口確保のときに申し上げましたように、僕は、一つのいい例が足寄町だと思っています。日本ハムを引退した監督、選手を町が雇用をして、その先生として、指導者かな、足寄高校を指導したら、管外に行った生徒が地元に戻って、管外から足寄に来たと。そして今は、いろいろ手を尽くしたのですが、出身高校の名簿が手に入りませんでした、二十数名の部員がいて、それまでは単独で部活ができなかったのが、今は背番号をもらうことが大変だという状況になっているようであります。ですから、そのようなことができるかどうか特別です、だけれども、そういうふうにして地域一体となって、一つの手段、部活動の復活、維持、支援も一つの目玉だと思いますので、もしそうだと理解をしていただけたら、そのことに全力で取り組んでいただきたいと思います。ぜひそのことは、活性化協議会の中で、町民ぐるみの議論に盛り上げてもらえたらと思います。よろしく申し上げます。

3点目の指導者の養成ですが、その養成することと招聘すること、招くことの2点があるのですが、どちらを取るかもあると思います。ですから、内部にいる、例えば町職員の中で経験のある人を活用することもあるでしょうし、地域の団体から指導者をということもあるでしょうし、それから新たに招聘することもあるでしょう。ですから、大卒の運動部をやった生徒を職員として雇用する方法もあるのではないかと思います、やはりそうやって高校

が、先生が少なくて指導体制が取れないのであれば、高校の先生といっても文化部なりスポーツ部に精通した先生だけがいるわけでありませんから、その辺を考慮して町として対応することがいいのではないかと思います、その辺、指導者の養成について再度伺いたと思います。

○議長

板谷教育長。

○板谷教育長

本当に人情味の厚い大樹町ですので、町職員はじめ各協会の方々が、一生懸命もう手を差し伸べてくれていますし、指導もしてくれております。町長、副町長はじめ人事関係でもそうやって考慮をしてくれております。

もう一つは、先ほど私が言ったように、菅議員の２点目、招聘という部分で力のある教員を配置してもらえるように頑張るといことも大きな力かなと思いますが、両方頑張りたいと思います。

以上です。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ひとつ教育長に伺いたいことがあるのですが、昨年１１月にサツドラとの包括連携協定を生かして、元プロバスケットボール選手だった人を招いてバスケットボール教室をやったというような新聞記事を見ました。それによりますと、大樹小学校にはミニバスケットボールのクラブがないのですが、中学生、小学生集めて、男女含めて３０人以上が集まったということでありました。すごいなと思います。ですから、教育委員会としては、今後、小学校にできれば指導者を入れてミニバスケットボールチームを作るという考えで教室を開いたのかなと思ったのですが、そこはそういう考えでなくて、たまたまバスケットボールになったということだけの話ですか。それとも、バスケットボールを大樹に根づかせるのだという意思があったのかどうかだけちょっと話してください。

○議長

板谷教育長。

○板谷教育長

大樹町はサツドラだけでなく、十勝スカイアースだとか、いろいろな部分と連携協定を結んでくれています。その中で、少しでもスポーツ人口を増やしていこうということで、アメリカのリーグでも頑張っている方を呼んでいただいて、バスケット教室を開いてくれました。たまたま、今、中学校に教員でバスケットのすごくいい指導者がいて、中学校は盛り上がっております。そんな関係で、さらにいいのかなと思っていますし、町自体、皆さんご存じのように井上博樹選手もいますし、そうやってつながっていけばいいのかなと思いますけれども、本当に少子化なのです。小学校でいうと、野球、サッカーだけでも大変。もう学年

でチーム組めない状態です。そんな中で、小学校もバスケット作るというような強い意志は持ってございません。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そうですか。期待をしたのだけれども、最後に教育長に期待を裏切られました。小学校にミニバスケットボール少年団を作って、中学校で頑張っ、そして高校にバスケットボール作るのかなという淡い期待もあったのですが、残念だと思います。仕方ありません。

そういうことで、やはりこの2間口を維持する、そして志望者を確保するというのを失わないようにぜひ努力をしてほしいし、今、教育長が言われた、ニュースとして、僕たち今、コロナ禍の中でスポーツ観戦が少ないのです。中学校にそういう指導者がいるのであれば、その指導者をもっと前面に出して、広報や何かでもPRして、バスケットボール、ぜひ子どもたちにやらせてくださいと、指導者もいますよということのPRも必要でないかと思えます。そのいい例が、最後に、終わりに申し上げますが、例えば今回、北京オリンピックに出た堀川桃香選手、だから、彼女は自分の夢を持って白樺学園高校に入学をして夢をかなえました。南商業高校でバレーをやって、春高バレーにも出た選手もいます。テレビにも出ましたし。ですから、そういう芽もあるわけでありまして。ですから、地域のことももっとと広く住民に、町民に周知をして、今言った大樹高校の活性化、2間口維持に町、そして教育委員会、地元の活性化協議会を挙げて前に向いた形になるように期待をし、お願いをし、自分は大したことはできませんが、何かお役に立てることがあるかということも思っています。もうないかもしれません、だけれども、申し上げまして終わりたいと思います。

どうぞよろしくをお願いします。

○議 長

これにて、通告のあった一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議 長

以上、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時47分

令和4年第1回大樹町議会定例会会議録（第4号）

令和4年3月18日（金曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 行政報告
- 第 3 予算審査特別委員会報告
- 第 4 議案第 19号 令和4年度大樹町一般会計予算について
- 第 5 議案第 20号 令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について
- 第 6 議案第 21号 令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 7 議案第 22号 令和4年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第 8 議案第 23号 令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第 9 議案第 24号 令和4年度大樹町水道事業会計予算について
- 第10 議案第 25号 令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第11 議案第 26号 令和4年度大樹町下水道事業会計予算について
- 第12 議案第 27号 教育長の任命について
- 第13 議案第 28号 令和3年度大樹町一般会計補正予算（第11号）について
- 第14 令和3年
陳情第 5号 女性議員が参加しやすい環境を整える条例の制定についての陳情書（審査報告）
- 第15 発議第 1号 ロシアによるウクライナ侵略と核兵器での威嚇を非難しウクライナ国民の支援を求める決議について
- 第16 議員の派遣について
- 第17 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	佐 藤 弘 康
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	松 木 義 行
町 営 牧 場 参 事	梅 津 雄 二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水 津 孝 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 裕 信
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長兼社会教育課長兼図書館長	清 原 勝 利
学校給食センター所長	楠 本 正 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀 内 和 夫
農業委員会事務局長	吉 田 隆 広

<監査委員>

代 表 監 査 委 員	澤 尾 廣 美
-------------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	小 森 力
係 長	小 松 真奈美

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

- 11番 齊藤 徹 君
- 1番 寺嶋 誠一 君
- 2番 辻本 正雄 君

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長

ここで、議長より諸般の報告をいたします。

理事者より追加議案の提出がありましたので、昨日3月17日に開催した議会運営委員会での審議に基づき、本日の日程第12及び日程第13、日程第15に追加しておりますので、報告をいたします。

◎日程第2 行政報告について

○議長

日程第2 行政報告を行います。町長から発言を求められておりますので、これを許します。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、本定例会において追加により行政報告を申し上げます。

1番目の教育長の辞職についてであります。昨年9月22日に板谷教育長から一身上の都合により3月31日をもって教育長を辞職したいとの願い出がありました。

板谷教育長におかれては、平成29年6月1日から教育長として大樹町の教育行政の推進にご尽力をいただいておりますが、本人のご意思を尊重し、辞職に同意をすることといたしました。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、辞職に

あたっては教育委員会の同意も必要となりますが、教育委員会につきましては、本年2月17日の会議において辞職に同意することが議決されております。この場をお借りして、板谷教育長の今までのご尽力に対し、深く感謝を申し上げます。

2番目の高規格道路、帯広広尾自動車道についてであります。3月15日に国土交通省、社会資本整備審議会、道路分科会の事業評価部会が開催され、高規格道路帯広広尾自動車道、豊似広尾間の新規事業化について妥当との判断がなされたところであります。正式には、国の新年度予算成立に合わせ、国土交通省が策定する実施計画において決定されることとなりますが、今後も帯広自動車道の早期全線開通に向け、関係者の皆さまとともに取り組んでまいります。

3番目の職員の処分についてであります。昨年10月11日付けで採用しました町立病院の病棟看護師51歳女性について、10月26日までの間、有給休暇を取得しながら勤務をしておりましたが、翌27日から無断欠勤し、11月26日をもって無断欠勤の日数が21日となったことから、大樹町懲戒処分等の指針による「正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた場合は免職または停職とする」に該当することなどから、12月7日付けで免職処分としたものであります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

行政報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なし。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第3 予算審査特別委員会報告

○議 長

日程第3 予算審査特別委員会報告を行います。

去る3月8日の本会議において、予算審査特別委員会に付託した議案第19号令和4年度大樹町一般会計予算についてから、議案第26号令和4年度大樹町下水道事業会計予算まで、以上8件の議案の審査が終了していますので、審査の結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、齊藤徹君。

○齊藤徹議員

予算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和4年第1回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

1、委員会開催日、令和4年3月14日から17日まで。

2、事件及び審査の結果。

付議事件は、議案第19号令和4年度大樹町一般会計予算についてから、議案第26号令和4年度大樹町下水道事業会計予算についてまでの8件であり、本委員会における審査の結果は、8件全て可決といたしました。

以上をもちまして、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

なお、予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第4 議案第19号

○議 長

日程第4 議案第19号令和4年度大樹町一般会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第19号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第20号

○議 長

日程第5 議案第20号令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算の件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第20号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第21号

○議 長

日程第6 議案第21号令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第21号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第22号

○議 長

日程第7 議案第22号令和4年度大樹町介護保険特別会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第22号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第23号

○議 長

日程第8 議案第23号令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第23号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第24号

○議 長

日程第9 議案第24号令和4年度大樹町水道事業会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第24号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第25号

○議 長

日程第10 議案第25号令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第25号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第26号

○議 長

日程第11 議案第26号令和4年度大樹町下水道事業会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第26号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第27号

○議 長

日程第12 議案第27号教育長の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第27号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、教育長の任命についてのご同意をお願いするもので、先ほどの行政報告で申し上げたとおり、現教育長の板谷裕康氏が今月末をもちましてご勇退されることから、後任の教育長を任命させていただきたく、ご提案を申し上げるものであります。

最初に議案を朗読させていただきます。

議案27号教育長の任命について。

大樹町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

音更町大通7丁目2番地、沼田拓己氏、昭和36年4月10日生まれ。

沼田氏の経歴について、ご説明を申し上げます。

沼田氏は、現在60歳で、滝川の高校を卒業後、北海道教育大学旭川校を卒業され、昭和60年から十勝管内の小学校の教諭を務められ、平成14年に教頭、平成23年に校長となられ、本年3月に定年退職となります。この間、平成3年から6年間、教諭として大樹小学校に勤務をされており、町内の事情にも明るい方であります。また、平成27年には、十勝教育局で義務教育指導監としての経験も積んでおり、人格も高潔で、教育行政に関し優れた識見をお持ちであることから、教育長として適任と判断したものであります。

なお、任期につきましては、板谷教育長の残任期間である本年4月1日から令和6年5

月31日までであります。

なお、議案下段に法律の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照いただくとともにご審議の上ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。本案は人事案件でありますので、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、議案第27号教育長の任命についてを採決いたします。この採決は、大樹町議会会議規則第81条の規定により、無記名投票によって行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議 長

ただいまの投票者数は11名であります。

お諮りします。

大樹町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に吉岡信弘君、西山弘志君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって立会人に吉岡信弘君、西山弘志君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱の点検をいたします。書記は、投票箱を議員、議長にお見せください。

(投票箱点検)

○議 長

投票箱の確認、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

これより、投票を行います。

念のため申し上げます。投票用紙は、本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反

対と記載の上、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により否とみなします。投票用紙に記載いたしましたら、議会事務局長にて点呼を命じ、議席番号と氏名を読み上げますので、これに応じて順次、議長席に向かって右側から登壇し、投票をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

それでは、私のほうから点呼を命じます。

議席番号と氏名を申し上げますので、順次投票願います。

1番、寺嶋誠一議員。2番、辻本正雄議員。3番、吉岡信弘議員。4番、西山弘志議員。5番、村瀬博志議員。6番、船戸健二議員。7番、松本敏光議員。8番、西田輝樹議員。9番、菅敏範議員。10番、志民和義議員。11番、齊藤徹議員。

(投票)

○議長

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長

投票漏れなしと認めます。これをもって投票を終了いたします。

これより、開票を行います。吉岡信弘君、西山弘志君の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長

投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、そのうち賛成10票、反対1票、以上のおり賛成多数であります。

よって、本案は、原案のおり同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場開鎖)

◎日程第13 議案第28号

○議長

日程第13 議案第28号令和3年度大樹町一般会計補正予算(第11号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第28号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

す。

本件につきましては、令和3年度大樹町一般会計補正予算（第11号）をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ3,400万円の追加であります。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第28号令和3年度大樹町一般会計補正予算（第11号）について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109億6,027万4,000円とするものでございます。

最初に、資料で説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

総務費全体で700万円の増。

財産管理費、町有地建物維持管理経費、委託料で600万円の増。財源は、全額一般財源で、公共施設除排雪業務の増でございます。

企画費、都市間交流推進事業、寄附金で100万円の増。財源は、全額一般財源で、今月16日の夜遅くに福島県沖で発生した地震により被害を受けた姉妹都市である相馬市に100万円をお送りするものでございます。

土木費、道路維持管理費、町道維持管理事業、委託料で2,700万円の増。町道除排雪業務の増でございます。財源は一般財源で、総務費の公共施設除排雪業務と併せ今議会の初日に増額をお認めいただいたところでございますけれども、3月15日の降雪とこの週末も多量の降雪が見込まれ、さきの補正予算でも不足が見込まれるため、概ね除雪3回分の増額をお願いするものでございます。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額109億2,627万4,000円。補正額、2款総務費と8款土木費で3,400万円の増。補正後の歳出合計109億6,027万4,000円。

続きまして、歳入を説明いたしますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額109億2,627万4,000円。補正額、19款繰入金で3,400万円の増。補正後の歳入合計109億6,027万4,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第28号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 陳情第5号

○議 長

日程第14 陳情第5号女性議員が参加しやすい環境を整える条例の制定についての陳情書の件を議題といたします。

委員会の審査が終了しておりますので、審査結果の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

ただいま議題となりました陳情第5号女性議員が参加しやすい環境を整える条例の制定についての審査結果を大樹会議規則第94条の規定により報告いたします。

令和3年12月6日開催の令和3年第4回定例会において、本委員会に付託された陳情第5号女性議員が参加しやすい環境を整える条例の制定については、本委員会において令和3年12月8日から令和4年2月28日まで4回の委員会を開催し、陳情の趣旨及び条例案について社会情勢の現状認識に基づき慎重に審査を行った結果、不採択と決定したので、会議規則第94条の規定に基づき報告いたします。

審査の経過を整理して申し上げますと、陳情の趣旨である女性議員が少ないことについては、地方議会のみならず国会においても課題とされている事案で、議会に女性議員が必要であることは全ての議員が理解しており、男女共同参画の視点からも女性が政治活動に参加しやすく、さらに活躍できる環境の整備は大切であるとの認識では一致しました。

条例案第1条の「議員定数を男女同数とする」については、議員定数は条例で定めるこ

とは可能であるが、現実実態が伴わない状態のままで、直ちに条例で男女同数を定めることは非現実的であるだけでなく、新たに発生する課題も多く問題の解決には至らないものと判断する。

条例案第2条の「議会の開催日を特別な場合を除き土日祝日を常とする」については、現在でも休日に議会を開催することは可能であるが、国及び地方自治体が一体となって取り組んでいる働き方改革の主たる目標である、長時間労働の是正等に対して逆行するものであり、土日祝日開催に固定することは、土日祝日の存在意義が損なわれることにもなり、適正であるとは思えない。

条例案第3条の「議会に出席する職員は提案されている議案に係る幹部職員とする」については、現状でも議案に係る幹部職員の出席で対応している場合もあるので、新たな条例制定の必要ないと判断する。

以上の観点から、女性が議会に参加しやすい環境を整えることは必要であると理解し、社会情勢の推移に基づき議論を深めることが大切であると認識するが、本陳情書の条例案の条文は現実実態とかけ離れた非現実的な内容が多いことから、総合的に判断した結果、不採択と決定したので、報告いたします。

○議 長

審査の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第5号の件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

これにより、陳情第5号について、起立により採決いたします。

お諮りします。

陳情第5号を採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立ゼロであります。

よって、本案は、不採択といたします。決定いたしました。

(発言する者あり)

暫時休憩。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長

暫時休憩を解きます。会議を開きます。

起立ゼロであります。

よって、本案は、不採択と決定をいたしました。

◎日程第15 発議第1号

○議長

日程第15 発議第1号ロシアによるウクライナ侵略と核兵器での威嚇を非難しウクライナ国民の支援を求める決議についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ただいま議題となりました発議第1号ロシアによるウクライナ侵略と核兵器での威嚇を非難しウクライナ国民の支援を求める決議について、議長を除く全員で提案しますので、提出者を代表し、決議書の朗読をもって提案説明と代えさせていただきます。

ロシアは2月24日、ウクライナへの侵略を開始した。

このロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

さらにプーチン大統領は、ロシアが核兵器大国であることを誇示し先制使用を示唆するなど、核兵器で世界の諸国を威嚇するものであり、今日の世界において決して許されるものでない。

大樹町は「世界で唯一の被爆国である日本は、二度と広島、長崎の惨禍がおきないように核兵器の全廃と戦争のない世界の実現に向け努力しなければなりません」「美しい郷土の自然と豊かな文化を守り、平和な未来を子ども達に引き継ぐことは、私たちの責任と責務です」と核兵器廃絶平和宣言を行っている自治体であり、その議会として大樹町議会は、ロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵攻と核兵器の威嚇に厳しく抗議するとともに、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア内に撤収するよう強く求める。

政府においては、ウクライナに在住する邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と

とも緊密に連携しあらゆる外交資源を駆使して、ウクライナの平和を取り戻すとともに、ウクライナとウクライナ国民、同避難民に安全で安心な生活に戻れるよう最大限の支援を行うことを求める。

令和4年3月18日、北海道大樹町議会。

以上の決議について、議決賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

なお、本件については、議長を除く全議員からの提出でありますので、質疑・討論は省略いたします。

これより、発議第1号の件について採決いたします。

本案については、起立により採決いたします。

お諮りします。

発議第1号を採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立11人であります。

よって、本案は、採択とすることに決定をいたしました。

◎日程第16 議員の派遣について

○議 長

日程第16 議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま議決されました議員の派遣については、変更を要するとき、議長に一任をいただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、変更を要するときは、議長に一任することに決定をい

たしました。

◎日程第17 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第17 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申出がありました。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了したので、会議を閉じます。

よって、令和4年第1回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時48分